ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
日程第 1 を上程いたします。
日程第 1 代表質問昨日に引き続き、代表質問を行います。
質問通告に基づき発言を許します。
日本共産党を代表して、44 番たかじょう訓子議員委員議長 44 番高沢邦子議員おはようございます。
日本共産党世田谷区議団を代表して質問いたします。
初めに区民の暮らしと営業を守る区政について伺います。
11 月 3 日に行われたアメリカの中間選挙では、トランプ大統領率いる共和党が議席を減らし、民主党が多数派を奪還しました。
私達が注目しているのは DS アメリカ民主社会主義者の台頭です。
DSA は国民皆保険や家賃の家賃負担の軽減、富裕層への課税など、暮らしを守る政策とともに、軍事費の削減や海外軍事拠点基地の撤去を掲げています。
大企業や富裕層中心の政治に対し、格差の是正と平和を求める国民の声が政治を動かす力になりました。
一方日本では、高市政権のもとで会見と大軍拡が進められ、米軍による核兵器の持ち込みを公然化するために非核 3 原則の見直しが狙われています。
これに対し、日本国憲法公布 80 年を迎えた 11 月 3 日には、国会前に 1 万 4000 人が集まり、毎月 19 日にも 8000 8000 円から 1 万数千人が官邸前などに集まり、改憲反対戦争反対との声を上げています。
世田谷区内でも、下北沢、三軒茶屋共同千歳烏山成城学園前。
ち千歳船橋自由が丘などの駅前でペンライトデモが行われ、通りがかりの学生なども参加し、声を上げています。
2022 年度に約 5 兆 4000 億だった軍事費は 2026 年度には 9 兆円を超えました。
その一方で政府は病床削減や医療費の抑制など社会保障の見直しを進めようとしています。
国民の命と健康を守る医療や社会保障には、支出の抑制を求めながら、軍事費には巨額の予算を投じる国の予算の使い方が厳しく問われています。
国民の大きな関心時である。
消費税減税についても、高橋政権の姿勢が問われています。
政府が打ち出したのは、食料品のみの消費税を 2 年間だけ 1%に引き下げ、その後は 8%に戻し、所得に応じた給付を導入するというものです。
給付対象となるのは 2000 万から 3000 万人程度であり、約 1 億人が対象外となります。
日本共産党はこの法案を 1 億人大増税約束法案と批判しています。
2 年後には多くの国民にとって大増税だけが待っている。
こんな仕組みでは暮らしの安心には繋がりません。

給付対象外となる人のうち、所得の低い層は約 600 万人に上り、老齢年金受給者や子供、学生、失業者などが含まれます。
とりわけ、3400 万人の老齢年金受給者は増税の影響を直接受けることになります。
年金だけでは生活できず、パートで働く方が対象外となる一方、企業年金を受け取る収入の多い会社員が対象となるなど、逆転現象も起こります。
また、減税は食料品に限られ、電気代やガス代、日用品など暮らしに欠かせない支出には10%の消費税がかかり続けます。
日本共産党は消費税の廃止を目指し、当面全ての品目の税率を一律 5%に引き下げる恒久的な減税とインボイス制度の廃止を求めています。
財源は大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制を改め、軍事費の膨張を見直すことで確保することを提案しています。
軍拡ではなく暮らしに予算を国の政治を転換することが必要です。
区民の暮らしはどうでしょうか。
帝国データバンクの調査では、11 月の飲食料品の値上げは 1477 品目、平均値上げ率は 17%に上ります。
10 月の東京都区部の消費税物価指数は前年同月比 2.8%上昇、食料品全体では 3.8%上昇しています。
東京都庁前では食料配布に 800 人もの人が並び、低賃金で働く若者の姿もあると報じられています。
世田谷区の生活困窮者自立相談支援センターぷらっとホーム世田谷では、2025 年度の新規相談 1000 軒数が 1819 件と前年度から 541 件 42%増加しました。
さらに今日食べるものがないという相談者に食品を提供する緊急食支援は、前年度の 63 件から 378 件へと 6 倍に増えています。
区内の中小事業者の経営相談も今年度 4 月から 10 月まで前年同期の比較で約 16%増加しています。
高橋政権が大軍拡を進める一方で、物価高騰対策や社会保障が不十分な今だからこそ区民の命と暮らしを守る、地方自治体の役割が一層重要となっています。
世田谷区はこれまでも子供の貧困対策、学校給食費の無償化、福祉施設の充実など、国の制度を補う独自施策を進めてきました。
こうした取り組みを評価しています。
しかし、区民の暮らしと中小事業者の営業が厳しさを増している今、これまでの取り組みにとどまってはなりません。
国に対し、暮らしを守る政治への転換を求めるとともに、国の政治から区民の暮らしを守る防波堤として、住民の福祉を増進するという自治体本来の責務を一層積極的に果たすことを求めます。
区長は、長引く物価高騰によって深刻さを増す区民の暮らしと区内中小中小企業事業者の

営業の現状をどのように認識しているのでしょうか。
国の物価高騰対策や社会保障政策が不十分な中、区独自策支援策をさらに充実させるべきと考えますが、見解を伺います。
次に、教育の無償化について伺います。
世田谷区は 2023 年度から学校給食費の無償化を実施し、今年度は私立国立学校やインターナショナルスクールに通う子供、不登校などで給食を食べていない子供にも給食費相当額を支給することとしました。
区独自に対象を広げたことを評価いたします。
一方 23 区では、教育費の無償化が進んでいます。
日本共産党東京都議団の調査では、2023 年度以降、18 区が新たな教育無償化に踏み出し、中学校の修学旅行費は 12 区補助教材費は 11 区で無償化されています。
歩くでは、学校への聞き取りで、クラスに 1 人から 2 人、修学旅行に参加できない子供がいたことが明らかになっています。
経済的な理由で修学旅行に参加できない子供がいないよう早急な対応が必要です。
報道によると、既に修学旅行費の無償化を実施しているかつ、葛飾区では保護者の負担軽減になっただけでなく、予算不足で諦めてきた。
貸し切りバスやタクシーの手配が可能になり、ゆとりがある工程が実現するなど、学校現場からも歓迎の声が上がっています。
義務教育は本来無償であるべきです。
給食費にとどまらず、保護者負担の軽減を進める必要があります。
区は 23 区で広がる教育費無償化をどのように受け止めているでしょうか。
世田谷区でも補助教材費や学用品費、制服代、修学旅行費などについて、来年度予算から無性に踏み出すべきと考えます。
見解を伺います。
次に、不登校児童生徒への給食費相当額の支給について伺います。
区は今年度、学校給食費、学校給食を食べていない不登校児童生徒にも、4 月に遡って、給食費相当額を支給することとしました。
区独自の取り組みとして評価します。
しかし月 3 回までの血色は食べた回数分を引き、差し引いて支給する一方、4 回以上食べると、その月は支給対象外となります。
学校現場では、不登校の子供に対して給食だけでもいいから投稿しておいてと声をかけています。
これは給食を食べに来ることをきっかけに子供と学校との繋がりを保とうとする大雪て大切な働き掛けです。
給食費相当額が支給されなくなることを心配し、子供や保護者が投稿ためらうことがあってはなりません。

月 3 回までとする期基準の根拠は何でしょうか。
制度設計にあたり学校現場の意見を聞いたのでしょうか。
不登校対策の観点から、子供が安心して学校に足を運べる制度に改善するすべきと考えますが、見解を伺います。
次に、国民健康保険について伺います。
国民健康保険は、加入者の所得水準や年齢構成などによる構造的な問題を抱え、重い保険料負担が続いています。
2027 年 4 月から子供の均等割保険料の 5 割軽減が高校生年代まで拡大されますが、なお半分の負担が残ります。
区の試算では、子供の均等割の残り 5 割を軽減するために必要な経費は約 2 億 6500 万円ですと言われています。
国保の構造的問題に変え、問題を解決するため、国に公的負担の抜本的拡充を求めるとともに、子供の均等割の残り 5 割について、来年度から区独自の軽減を実施すべきと考えますが、見解を伺います。
次に、子供の貧困対策について伺います。
物価高騰によって困窮する子育て世代の食生活は深刻な状況にあります。
学校給食がなくなる夏休みには食の食事の量や質が低下する家庭もあります。
子供食堂やフードパントリーなど民間の取り組みだけではなく、行政が責任を持って積極的な支援を行うことが必要です。
区は夏休みなど長期休業中の子供の食生活の実態をどのように把握しているのでしょうか。
就学援助が背負う就学援助利用世帯への米の把握な配布など、区独自の食の支援を実施すべきと考えますが、見解を伺います。
次に、生活困窮世帯の子供の進学、自立支援について伺います。
区はせたがや若者フェアスタート事業の見直しの中で、社会的養護を経験した若者だけではなく、生活困窮世帯の子供にも進学や就職に向けた経済的支援が必要であることを認め、検討するとしています。
これは私達がこれまでも求めてきたことです。
経済的困窮によって、進学や自立の道が閉ざされることがあってはなりません。
生活困窮世帯の子供への支援について、具体にどのような検討を進めるのでしょうか。
虐待等の経験の有無に関わらず、給付型奨学金を含めた区独自の経済的支援を受充実させるべきと考えます。
見解を伺います。
次に、若者への交通費支援について伺います。
9 月の子供若者施策推進特別委員会ではユースカウンシル事業の検討結果が報告されました。
若者自身が行ったアンケートでは、交通費が外出に影響しているとの回答が 82.5%、バス

運賃の負担から利用を控えた経験があるとの回答は 80.7％に上りました。
若者たちは公共交通割引制度せたマウスを提案しています。
交通費の負担によって、友人との交流や文化活動、社会参加が制限されることは見過ごせません。
日本共産党東京都議団は都営交通の子供の運賃の適用年齢を 18 歳まで拡大する条例案を提案するとともに、国の対応を求めています。
区は若本の指針が提案した公共交通割引制度をどのように受け止めているのでしょうか。
国に対し、子供の運賃の適用年齢を 18 歳まで拡大するよう求めるとともに、土日や長期休業中のバス運賃割引など、区独自の支援策を検討すべきと考えますが見解を伺います。
次に、千歳烏山駅前広場南側地区の再開発について伺います。
高さの上限 140m、容積率 700％、約 600 戸のタワーマンションを中心とする再開発計画に対し、都市計画法第 17 条に基づく意見書など合わせて 1200 通を超える意見が提出されました。
住民の情報公開請求によって得られた終了から、区が今年度今年 3 月の東京都の都市計画に関する協議において、住民意見による計画修正を行う旨を行わない旨の説明をしていたとの指摘があります。
事実なのか確認します。
また 1200 通を超える住民の意見を受けて＋高さ 140m や容積率 700％を含む都市計画案の見直しを区は具体的に検討したのでしょうか、伺います。
11 月 13 日、区長は、区民との今度の懇談の場で、駅前広場の整備に伴って移転先に困る商業者がいたことから、再開発という手法が検討されてきた経緯を説明されました。
しかし地権者からは、再開発後の管理費や修繕積立金などの負担によって生活や営業を続ける見通しが立たないとの声が寄せられています。
地権者が住み続け商売を続けるためのまちづくりであるはずが、結果として住み続けられず営業を続けられなくなるのであれば、事業の目的そのものが問われます。
11 月 25 日の建設通信新聞は、小平駅北口の再開発について、建築費の高騰を背景に、事業協力者である三菱地所レジデンス、野村不動産、東京建物の大手さん不動産会社 3 者から事業検討の中止の申し入れがあったと報じています。
準備組合の設立から 11 年が経過した時、自事業です。
建設費の高騰によって再開発事業そのものの成立が危ぶまれる事態が生じています。
烏山の再会数においても、事業の採算性に対する懸念は拭えません。
11 月 4 日の都市計画審議会で、当初予定している指紋が見送られました。
しかし、住民が求めているのは、手続きの延期ではなく、計画そのものの再検討です。
区長は、地権者の生活再建や住民のとの合意形成に残されている課題をどのように認識しているのでしょうか。
こうした課題が解決されないまま、現在の都市計画案を変更せず、決定に向けた手続きを進

めるのでしょうか。
住民の声を受け止め、計画を抜本的に見直すべきと考えますが、区長の見解を伺います。
最後に、家庭ゴミの有料化について伺います。
東京都が 23 区に家庭ゴミの有料化を促し、特別区長会でも検討が進められています。
しかし物価高騰によって、区民の暮らしが厳しさを増している中、家庭ゴミの有料化は、住民に新たな経済的負担を求めるものです。
とりわけ子育て、介護などで一定量のゴミが発生する過程の影響も懸念されます。
日本共産党東京都委員会下段 23 区の区議団は、11 月 11 日家庭ゴミ有料化に反対する共同声明を発表しました。
ゴミの減量や資源循環を進めることは重要です。
しかしそのために、住民に新たな負担を求めるべきではありません。
区は、家庭ゴミの有料化が区民生活に与える影響をどのように認識しているのでしょうか、世田谷区として有料化を行わず、特別区長会でも反対の立場でノブべきと考えます。
区の見解を伺います。
ゴミの減量には、燃やすゴミに含まれる資源物の分別回収を充実させるとともに、製造販売の段階から、ゴミの発生を抑える事業者の責任を強めることが必要です。
また、最終処分場の延命という課題に対しては、家庭ゴミだけではなく、建設発生度など、埋立処分されるのも、物の全体、全体の削減に取り組む必要があります。
ゴミの減量は住民の新たな不負担ではなく、発生抑制や分別資源化の資源化の充実事業者の責任強化によって進められるべきです。
また最終処分場の延命に向け、建設発生度の抑制や規制のあり方についても研究を進めるべきと考えます。
見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
中村副区長区民の暮らしを守る支援策について、あらかじめ確認して区長の見解について私からご答弁いたします。
区長は、トランプ政権の力による一方的な現状変更は国際秩序の根幹を揺るがす行為として看過できないものと考えております。
ウクライナ情勢に加え、中東の関与や中東への関与や関税政策などによりアメリカ国内においても、物価高騰やエネルギー価格の上昇が続き、人々の暮らし向きが暮らし向きの改善が十分に実感されない状況が続いております。
そのことがアメリカの中間選挙において、共和党が大きく議席を減らす結果に表れたものと考えております。
また DSA や民主党の身長はアフォアビリティに絞って戦争を止め、汚職を一掃して格差と不安不安定の解消を訴えたことが勝因かと思います。
我が国においても、この間の長引く物価高騰は、食料品やエネルギー価格を始め、区民生活

や地域経済に幅広い影響を及ぼしており、とりわけ低所得世帯を中心とする区民や地域の中小事業者にとって厳しい状況が続いているものと認識しております。
区といたしましてはこのような経済社会状況のもと、区民の暮らしを守り、地域経済を支える中小事業者を支援するため、今般国から示された重点支援地方交付金の追加措置を活用し、年度末での年度末でのせたがや Pay の還元率アップを含めた物価高騰対策を実施できるよう、関係所管部に指示をしたところです以上が区長の見解です。
次に子供の貧困対策についてご答弁をいたします。
区ではこの間、制度のはざまで著しく進学率が低い社会的養護や生活保護世帯の子供の高等教育の進学のための給付型奨学金を進めてまいりました。
広く生活困窮世帯の子供への給付型奨学金の拡充についてはその規模からも区での実施には限界があり、国が制度の充実を図るべきものと考えております。
基礎的自治体である区といたしましては、限られた財源の中で、国の制度のはざまにある生活困窮世帯の子供が中学校高校卒業後に安心して新たな一歩を踏み出すことができる支援など新たな支援策の必要性について検討してまいります。
以上です。
清水副区長私からは、千歳烏山駅前広場南側地区の再開発の計画は見直すべきとのご質問についてご答弁申し上げます。
千歳烏山駅周辺地区は、区の上位計画において、商業、業務、交流機能を備えた世田谷区北西部の主要な地域生活拠点に位置づけております。
本地区の市街地再開発事業は、こうした拠点形成や地域課題の解決賑わいの創出を図るとともに、移転等が必要となる権利者の生活再建の選択肢を広げるものとして、長年にわたり再開発準備組合において検討が重ねられているました。
議員お話しの管理費や修繕積立金は、権利者の生活やなりわいに影響する重要な課題と認識しております。
これらは、都市計画決定後、準備組合が、基本設計や事業計画、権利変換計画の検討を進める中で具体化するため、現時点で生活再建への影響を確定的に判断することは困難です。
区としては、都市計画の手続きを進めながら具体化する情報を適切に確認するとともに、権利者のご意向や生活、なりわいの状況を丁寧に把握し、再開発準備組合に十分な説明と具体的な生活再建方策の検討を求めてまいります。
以上です。
知久教育長私からは教育費の無償化についてご答弁いたします。
教育に必要な費用が子供たちの学びや学校生活における様々な経験の機会を左右することは望ましいことではなく、教育委員会といたしましても、保護者負担への配慮は課題であると認識しております。
お話の標準服や修学旅行、教材費につきましては、就学援助制度における補助対象としておりますが、無償化に当たっては、対象や受益の状況が様々であり、将来にわたって、多額の

財政負担も伴うことから、公平性や制度の持続可能性などを踏まえた検討が必要であると考えております。
教育委員会といたしましては、子供の学びの保障と子育て家庭への支援全体とのバランスを図る必要があるため、国や東京都の制度の動向他自治体の取り組み状況等も参考にしつつ、区の将来的な財政負担も考慮しながら、どのような形で負担軽減を図るくべきなのか。効果的な支援のあり方について引き続き検討を進めてまいります。
以上です。
五十嵐経済産業部長私からは、区民の暮らしと区内中小事業者の現状認識についてご答弁いたします。
区では、景況調査や産業基礎調査産業団体へのヒアリング等を通じて区内中小事業者の状況把握に努めております。
近年の物価高騰は区内事業者の経営だけでなく区民の家計や暮らしにおいても飲食料品の値上げが直近 3 ヶ月で 9000 品目を超えるなど影響を及ぼしているものと認識しております。
産業振興公社の総合経営相談においても相談件数は昨年度を上回る水準で推移しております。
相談内容としましては原材料費の上昇分を価格転嫁したものの収益が減少した事例や、資材不足により工事が止まったことで売上に影響が出た事例など資金繰りに関する相談が増加しております。
区といたしましては、各種調査や相談事業等を通じて事業者や区民生活の状況を引き続き丁寧に把握してまいります。
以上でございます。
番教育政策生涯学習部長私からは、区立小学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給要件の見直しについてご答弁いたします。
区では区立小学校給食費無償化の対象となりながら給食を喫食していないことにより実質的な負担軽減に繋がっていないご家庭の負担軽減を図るため、不登校や病気等の事情により休職復職していない生徒児童の保護者の方学校給食費相当額を支給する制度。
この 11 月から開始いたしました。
本制度は基本的には月を通じて給食気色していない児童生徒を対象とする制度ですが不登校等の児童生徒の登校機会を妨げないような配慮と制度の公平性を踏まえまして、給食回数が 3 回以内であれば、駅支給の対象としております。
支給要件等の設定に当たりましては学校に対して説明を行い、意見をいただいております
今後、制度の実施状況や、保護者学校等からの意見を踏まえ学校との繋がりの機会を損なわないよう配慮しながら適切な制度運用について検証してまいります。
以上です。
大和保健福祉政策部長私からは、国民健康保険についてご答弁いたします。

国民健康保険の運営においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされ、区市町村が行う保険料の賦課等は、両社が共通認識のもとで実施することとなっていることからその経費の負担については公平性の観点からも慎重な検討が必要であると考えております。
このため、軽減の更なる拡大においては、本来は国が責任を持って全国一律の制度として実施し、国も一定の費用を負担した上で実施されることが望ましいことから、区はこれまでに引き続き、国や東京都に対し、必要な制度改正や公費負担の抜本的な拡充について粘り強く要望してまいります。
私からは以上です。
松本子供若者部長私からは 2 点ご答弁いたします。
初めに、夏休みなど長期休業中の子供への食の支援についてです。
区では、無料学習支援等の現場を通じて、給食のない長期休業中。
特に生活困窮世帯の子供の栄養の偏りや食事回数等の懸念があることを把握しております。
今年の夏休みには子供の食や居場所等に関する政策をまとめたチラシを、就学援助受給世帯に送付するといったプッシュ型情報発信やカルガモスタディルーム、まなぼなどの無料学習支援での食材や軽食の提供を強化しました。
今後もこれらの取り組みを継続するとともに、関係機関と連携のもと、長期休業中の食の支援を初め、生活困窮世帯の子供の生活の保障に資する取り組みについても充実してまいります。
次に、若者への交通費支援についてです。
このたびのユースカウンシルによる若者向け交通費割引制度に関する提案、提言は、今まであまり着目されなかった。
交通費の負担が若者の行動性行動制限しているという課題に気付かされた貴重な提言であると認識しております。
一方で交通費は、通学や余暇など移動の目的を問わず、全世代が負担している費用であるため、若者に特化した補助制度の導入は、制作の湯有効性や実現可能性など、様々な観点から十分な検討が必要です。
現在区では、区の政策における交通費補助の現状把握や新たな導入の必要性や優先度に関する整理等を行っており、東京都が行っている通学費用等に関する実態調査の動向等も踏まえながら、ユースカウンシルメンバーとの対話を重ねてまいります。
区とユース監修が政策形成のプロセスを共有しながら、国や都への要望も含めた実効性のある検討を進め、フィードバックに繋げてまいります。
以上です。
佐藤都市整備政策部長千歳烏山駅前広場南地区の市街地再開発事業の都市計画に関し、関する都との協議について、また計画案の見直しについてご答弁いたします区は、千歳烏山駅前広場南側地区に係る都市計画の案について、令和 8 年 3 月に都市計画法第 19 条に基づ

き、東京都と協議を行っており、その際、住民意見を踏まえた見直しを行わない旨の説明をした事実はございません。
そして東京都との協議が終了していることを理由として、見直し検討の対象外とするものではございません。
また、いただいた意見書につきましては、内容を整理の上、その用紙に、区の見解を付して、都市計画審議会に報告したところであり、現時点において都市計画の案の見直しを行うことは予定しておりません。
以上でございます。
大変担当参事池田清掃事業大変担当参事はい私から 2 点、まず家庭ゴミの有料化についてでございます。
23 区では、令和 6 年度より最終処分場の延命への対応や清掃工場から排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組むべきという。
共通の課題認識のもとに、各課一斉に取り組むべきゴミ減量施策について、23 区合同で検討を行っているところです。
検討の項目の一つとして、家庭ゴミの有料化が検討されているものと認識しておりますが、現状においては、課題の洗い出しなどの実務レベルでの検討作業が行われている段階にあると認識しております区といたしましては引き続き 23 区全体での検討について注視してまいります次にゴミ減量にゴミ減量を行うための手法についてでございます。
ご指摘の通りゴミ減量に向けては、物の生産流通消費の各段階において、様々な手法で取り組む必要があり区といたしましても引き続きゴミの発生抑制や再利用や再資源化による減量に取り組んでまいりたいと考えております。
区では、来年度より、不燃ゴミの全量資源化を開始することを予定している他、令和 12 年度中を目途としたプラスチックの分別収集と再資源化、再商品化に向けた準備を進めているところです。
引き続き、23 区が一斉に取り組む。
ゴミ減量施策の検討状況も注視しながら、区民や区内事業者に対して、ゴミの発生抑制、資源分別の協力をお願いし、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。
以上でございます。
たかじょう訓子議員まず、不登校児童生徒への給食費相当額支給について意見を述べます。
あの配慮してくださるというご答弁だったことはよかったなというふうに思いますけれども、重ねていますと、やはり月 4 回以上の給食を食べると支給対象外となること自体が子供の登校をためらわせる原因になりかねないというふうに思います。
不登校して不登校支援の観点から月 3 回という基準そのものを見直すことを求めます。
次に烏山の再開発について再質問いたします。
区の都市計画案はまだ都市計画審議会に諮問していません。
であれば、都市計画案を見直すことは可能ではないでしょうか、区の見解を伺います。

佐藤都市整備政策部長千歳烏山駅前広場南地区の再開発に関する再質問にお答えいたしますご指摘の通り、現時点においてましては、区として都市計画審議会に諮問しておりませんので、制度上は都市計画案を見直すことは可能でございます。
以上でございます。
中町邦子議員はい今ですね 17 条に基づく意見書が 1200 通を超える数寄せられました。
参加と協働を掲げている世田谷区が、これにしっかり応えることがないというのはちょっとおかしいと思いますよ。
そうだよ見直しができないのではなく、区が見直さないということを判断しているということだというふうに思います。
区は住民の声を受けとめて、早急に計画を見直すことを求めて私の質問を終わります。
以上でたかじょう訓子議員の質問は終わりました。
これで各会派の代表質問は終了いたしました。
次に、日程第 2 を上程いたします。
日程第 2 一般質問一般質問についての発言時間は 1 人 10 分以内といたします。
質問通告に基づき順次発言を許します。
14 番小野美月議員 54 番小野光希議員うん通告に基づき質問します。
初めに、性と生殖に関する健康と権利、いわゆる SRHR の実質的な補償について伺います。
2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し緊急避妊薬を含む現代的な避妊方法について、全ての女性や女児が手頃な価格で適切にアクセスできるよう勧告しました。
緊急避妊薬は避妊の失敗や性被害に遭った際、成功後 72 時間以内にできるだけ早く服用することで妊娠を防ぐための薬です。
今年 2 月に薬局での市販化、8 月には都のユースクリニック補助事業が始まるなど、昨今制度は大きく変わっています。
しかし制度があることと、必要な人が実際に利用できることは別です。
情報を見つけられない相談しても医療に繋がらない薬を買うお金がない。
特に子供若者を阻むこれらの障壁をなくすために 3 点伺います。
第 1 に情報へのアクセスについてです。
緊急避妊薬の購入方法や公費助成制度等に関する情報は行政、医療機関、支援団体等の様々なサイトに分散しています。
子供若者自身が必要なときに迷わず最新の正しい情報へたどり着けるよう、6 月にも提案したこころとからだの取説 Book の内容を活用した。
Web 上の情報提供を今年度中に具体化し、制度変更や相談先の情報を継続的に把握更新する体制を整備すべきです。
見解を伺います。
第 2 に、支援者の対応力向上についてです。
今年 5 月、学校を含む区内 197 機関を対象に行った独自調査では 265 件の回答を得ました。

避妊緊急避妊の相談も複数の機関で把握され、繋ぎ先の不足として、若者が行きやすい医療機関を掲げた回答は 65 件、緊急避妊性感染症対応は 29 件ありました。
どのユースクリニックは二重の実施医療機関のうち 18 機関が緊急避妊の費用助成を行っています。
ただ実施日時や予約方法はそれぞれ異なり、処方を急ぐ際には、通常の相談を経ずに女性を認める例外規定はあります。
こうした情報を、支援者がすぐに確認できることが重要です。
緊急避妊は時間との戦いです。
子供若者が勇気を出して相談したとき、受け止めるだけでなく迅速に医療や支援に繋がれるよう、繋ぎ先の利用条件や研究費緊急時の具体的な対応手順を実務者向けに整理し、支援ガイドや研修等を活用して、学校や子供若者支援機関等に共有すべきと考えます。
見解を伺います。
第 3 に緊急避妊の経済への経済的アクセス保障についてです。
現在薬局で販売されている緊急避妊薬のメーカー希望小売価格は税込 6930 円から 7480 円です。
しかし一般社団法人壮麗地の調査では、10 代の約 66%20 代 665%が価格の高さを服用の障壁として挙げています。
ユースクリニック若狭歩妊娠相談ホットラインなどと事業での公費助成は大きな前進です。
しかし事業ごとに対象年齢や就労状況、助成回数等の条件があり、相談はしても同行支援を希望しない人もいます。
本人が薬局で直接購入する場合も含め、既存の制度で全ての子供若者の経済的消費が解消されたわけではありません。
必要な情報を得て販売薬局、薬局が見つかっても、手元にお金がなければ薬は変えません。
そして研究費の機会を伸ばせば、思いがけない妊娠によってその後の健康や生活、学びや進路にも大きな影響が及ぶ可能性があります。
6 月に区長は SR HR は子供の子権利を保障する上で大変重要だと答弁されました。
これを踏まえ、性暴力被害の有無を問わず、子供若者が経済的な理由で緊急避妊を諦めなくてよい環境の整備について、区が果たすべき役割をどう認識しているのか。
事業の対象外となる人は相談同行支援を利用しない利用できない人など、既存制度では支えきれないケースの実態を把握し、区独自の経済的支援策について具体的な制度設計を検討すべきと考えます。
見解を伺います。
続いて人工妊娠中絶を経験した人への支援について 2 点伺います。
第 1 に制度案内の充実についてです。
思いがけない妊娠に直面した人は限られた時間の中で妊娠を継続するか中断するかという重大な選択を迫られます。

日本では中絶は原則保険適用外で、費用負担も大きく、社会的な偏見や配偶者同意の問題などアクセスに高いハードルがあるのが現状です。
一方中絶を経験した人も要件を満たせば、妊婦支援給付金、産婦健康診査、妊娠 85 日以上の場合の出産育児一時金や区の出産費助成、国民健康保険料の免除などを利用できます。
しかし一度も公的支援に繋がらず、妊娠届を出さないまま中絶をする人もおり、母子や出産を前提とする制度名や案内の中に情報が分散していては、自分も対象だと気づけない可能性があります。
利用できる制度を本人が探し当てなければならない現状は変えるべきです。
妊娠届の有無に関わらず利用できる制度の要件や申請方法を一元的にすることができるよう、関係所管で情報を横断的に整理し、区のホームページ等での案内を改善すべきと考えます見解を伺います。
第 2 包括的中絶ケアについてです。
問題は単なる制度案内のわかりにくさにとどまらず、譲歩行政の情報発信や支援そのものが妊娠の継続や出産を暗に前提として設計されていないかという点にあると考えます。
実際この妊娠したらというページはご妊娠おめでとうございます。
始まり、中絶を経験した人も利用できる制度の一部は、流産死産などでお子様を亡くされたご家族へというページで案内されています。
いずれも必要な案内ですが、認証を継続するか迷う人や中絶を経験した人の気持ちは決して一様ではなく、必要とする支援も異なります。
こうした課題を考える上で重要なのが、WHO が提唱する包括的中絶ケアです。
これは中絶に関する正確な情報提供、本人の意思を尊重した相談、安全な医療、中絶後の健康管理や希望に応じた支援までを一体的に捉え、本人の尊厳と自己決定を大切にする考え方です。
今週に視察したフランスでは中絶費用が公的医療保険で全額補償されていました。
その根底にある自分の体について自分で決められる。
その選択や困難を個人任せにせず、社会が支えるという考え方が強く印象に残りました。
妊娠の継続を迷う人が特定の選択や誘導されずに相談できること、中絶を経験した人が、偏見や罪悪感にさらされることなく、必要な情報を得て、希望に応じた医療や相談支援に繋がれること、こうした視点が自治体の施策にも必要ではないでしょうか。
そこで、区は、包括的中で付けをどう認識しているのか、またこの視点を関係者間で共有し、妊娠出産に関する情報発信や相談支援制度の運用設計を点検し、改善に繋げるお考えがあるか、見解を伺います。
次に、外国人区民の生活基盤における権利保障、本日は特に外国籍であることを理由とした入居拒否について 2 点伺います。
これは新しい問題ではなく、2028 年の多文化共生条例の制定時から、区は深刻な問題として認識していました。

しかし外国人区民の入居費の軽減率は 2022 年 34%、26 年 34.2%と依然として約 3 人に 1 人という高い水準です。
この間区はお部屋探しサポートの対象外国人にも広げた言語対応も進めています。
一方施策は住まい探しの支援が中心で、入居を拒否する側の対応を変える具体的な取り組みは見えてきません。
国籍を理由に住まいの選択肢が生まれることは人権の問題です。
僕はこの 8 年間の取り組みをどう評価し、差別的な入居拒否の解消という点で、従来施策の課題や限界をどう認識しているのか伺います。
今年行われた外国人組へのヒアリングでは、外国籍を理由に入居を断られ、敷金等の条件を追加された経験も語られていました。
借り貸し主側が抱える不安や経験は国籍による一律の入居拒否や不利益の助言を正当化するものではありません。
区は、条例第 7 条で不当な差別的取り扱いによる権利利益の侵害を禁止しています。
必要なのは入居を断られた人や人への支援だけでなく拒否する側の観光そのものを変えることです。
そのために住宅所管や不動産関係団体等と連携し、把握された当事者の経験を施策に反映させ、差別的な取り扱いを防ぐ実務上の具体策を講じるべきです。
大惨事だ文化共生プランが始まる 2028 年度を待たず、今年度中にホース方向性を具体化し次年度より具体的な取り組みに着手するお考えがあるか。
見解を伺います。
最後に自治体外交の推進について伺います。
昨年 2 月には外交小国任せにせず、自治体が主体的に国境を越えた交流協力を進め、地域の平和構築に貢献する自治体外交の視点は区の方針に位置づけるよう求めました。
9 月策定の国際交流推進指針に盛り込まれたことを評価します。
一方昨年の高市首相による台湾有事を巡る国会答弁を契機に日中関係が冷え込み、直径の直近の APEC でも酒、正式な首脳会談は実現しませんでした。
首相の言動や外交判断が国家間の関係に影響を及ぼす中、自治体間で交流の扉を閉ざすべきではありません。
むしろ自治体や市民同士が対話を重ね、信頼を育む意義は一層大きくなっていると考えます。
そして新たそこで新たな国際交流推進指針のもとで、自治体外交理念にとどめず、次年度の事業においてどう具体化するのか、区の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
向山世田谷保健所長私からは 6．いっす RHR に関連してお答えを申し上げますまず緊急避妊薬を巡る環境の変化を踏まえた情報提供体制の充実でございますが区では若者が清野健康や相談窓口に関する情報やアクセスしやすくなるようリーフレット掲載情報も活用しな

がら、今年度中にホームページ上での情報提供を開始する予定です。
あわせて、緊急避妊薬の市販化や東京都の支援制度など、制度改正や相談支援機関等に関する情報については、ホームページ上で関連先へのリンクを掲載し、最新情報にアクセスしやすくなるよう工夫するとともに、関係所管と連携しながら継続的な把握、共有を行うなど、て適時適切な情報提供に努めてまいります。
次に緊急避妊に関連して支援機関のを繋ぐ力の向上についてでございます。
区では、思春期世代を対象とした相談窓口等をまとめた支援ガイドを作成して本人やご家族、支援者への周知を行っています。
今後、都が助成するユースクリニックの情報を追記する他配布時の案内において、利用条件等についての説明を加えるなど支援者が確認活用できるよう努めてまいります。
子供若者に出会える様々な場面において支援者が SRHR の視点を持って関わり、ここの心の揺れを受け止めながら、適切に対応できることが重要です。
町内への SRHR への周知や関係所管課への研修コースの派遣等の機会を活用して緊急避妊に関する情報共有や理解の促進に取り組んでまいります。
次に経済的な問題による緊急避妊薬のアクセスの改善の大ご指摘でございます。
区としても、緊急避妊薬を必要とする子供若者が経済的な事情によって必要な時期に適切な支援や医療に繋がる機会を失わないよう、環境を整えていくことは、子供の権利および SRHLR の保障の観点から重要と認識しております。
一方、緊急避妊等に関わる支援については、星や健康に関する課題に直面した若者の置かれた状況や抱える不安に寄り添って、本人の意思を尊重した相談支援や、継続的なフォローを含めて考えていくことが重要と認識しており、無料で緊急避妊にアクセスできるようにするだけの取り組みは適切ではないと考えております。
緊急避妊等に関わる経済的支援については、都が補助を開始したユースクリニックの他、東京若者ヘルスサポートいわゆる若狭望や妊娠相談ホットラインにおいても、より線の妊娠等で不安を抱える若者へのアフターフォローを目的とし相談支援や医療機関等への同行支援と併せて実施されていますが、こうした幼稚園は、区の認識にとも共通するものと捉えています。
緊急避妊等に関わる支援のあり方については、対象者の状況や価値観を必要とする支援が様々であることに加えて、対象要件、実施体制など、慎重に整理すべき課題があります。
また、困難を抱える女性への支援や子供の貧困対策とともを密接に関わることから、保健所のみならず人権や子供若者を所管する部署とも連携して、事業の利用状況と今後の状況を注視するとともに子供若者に関わる戦車にも情報を確認しながら、そのあり方について研究してまいります。
次に包括人、人工妊娠中絶を経験された方へのサポート体制でございます。
区では妊娠期から産後までの相談窓口や手続き制度等の御案内の他、流産や死産等を経験された方への支援に関する情報をホームページに掲載しておりますが、今後、関係所管と連

携の上、給付や保険料、応答の掲載内容の充実を図り人工妊娠中絶を経験された方を含めて様々な状況にある方が、必要な情報を情報や支援を得られるよう、一元的わかりやすい情報提供に取り組んでまいります。
私からのを最後になりますが WHO のを提唱の包括的中絶ケアに関する区の見解でございます。
包括的中絶ケアについては本人の意思が尊重され、適切な医療や相談支援等を受けられることが重要であり、加えて人工妊娠中絶を選択する方の中には妊娠届け出を行えない方も多いことから、必要とする方が支援や制度に繋がれるよう情報提供や関係機関との連携を行うことも大切であると考えています。
妊娠期面接では、妊娠に対する気持ちなどを丁寧に確認し、妊娠の継続または中断のいずれを選択する場合であっても、本人に合わせた情報提供や支援を行っております。
一方で、議員ご指摘の通り人工妊娠中絶を経験した方を含めて多様な状況にある方に必要な情報や支援が十分伝わるよう、情報発信や相談支援のあり方などを工夫する必要があるものと認識をしています。
妊娠出産に関わる情報発信や相談支援制度運用等に当たっては必要な情報が届くお届き、自ら選択ができるよう、今後ホームページのを記載分や生徒案内の改善を行うとともに、関係所管とも包括的中絶ケアの観点を共有し、本人の意思や置かれた状況への配慮が図られるよう努めてまいります。
私からは以上です。
中西生活文化政策部長私から 3 点お答えいたします。
まず外国人区民の生活基盤における権利保障について 2 点お答えいたします。
外国人住民の入居拒否問題について現状をどう受け止めているのかまたこれまでの取り組みをどう評価し、施策に唐揚げがどのようにあったかと認識しているかとの問いにお答えいたします。
本年 6 月に実施いたしました世田谷区における外国人区民の意識実態調査では入居を拒否された経験がある外国人住民は今お話の通り 34.2%と 4 年前の前回調査とほぼ横ばいであり課題の解消には十分いたっておりません。
外国籍であることを理由とした入居拒否は外国人住民の生活基盤に関わる問題であるとともに、人権や権利保障の観点からも改善を図るべき課題であり、多文化共生社会の実現に向けて解消に取り組む必要がございます。
これまで外国人住民向けのお部屋探しサポートや居住支援協議会での取り組みを進めてきましたが普及啓発や情報提供が中心であり差別的取り扱いに対する取り組みという点では課題があると認識しています。
住まいは次期基本的実験の土台でありこのまま放置できない課題であると認識しており、より家主の理解を含め不安を軽減すべきと考えております。
次に差別的な入居拒否を防ぐための不動産関係団体等との連携、貸主や仲介事業者等の実

務における対応方針の整備またその効果検証改善に向けた取り組みについてお答えいたします。
入居日には外国籍を理由とした心理的意識的な差別意識による場合の他、明確な差別意識がなくとも意思疎通や保証人確保、生活習慣の違いによる管理への不安などを住宅供給側がリスクと捉える要因を背景とした。
不当な差別的取り扱いのケースも考えられます。
今回の調査結果を踏まえまして、過昇大惨事多文化共生プランの改定に向け、審議会の多文化共生推進部会でご意見を伺うとともに、不動産関係団体等からも住居提供の課題や実態を聞き取り課題を整理いたします。
その 5 ヶ所大惨事多文化共生プランのスタートに合わせまして不動産関係団体等に対し、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の趣旨を啓発するとともに、住宅提供側から見た課題や懸念の軽減に繋げる取り組みや、事態の改善手法について関係所管また対象にあります CROSSING せたがやと連携して取り組んでいきます。
次に自体外交の推進についてです。
区は世田谷区国際交流推進指針に基づきまして海外投資等との交流や視察受け入れなど交流の実態を把握するため、全庁的な調査を行っているところです。
国際情勢が変化する中子供市民など多様な主体間での行動量を通じまして、相互理解と信頼関係を深め、互いの地域の社会課題に関する課題を共有し、学び合う視点は重要であると認識しております。
次年度に向けては全長の調査結果を分析共有した上でこれまでの意見交換や市税訪問交流に加えまして双方の自治体の相互利益の向上や平和に根ざした交流に繋げる自治体が以降の視点を念頭に置き、海外投資等との交流を実践していきます。
特に台湾の高橋との交流はアジア近隣諸国との平和構築という観点も踏まえまして、文化スポーツ交流による市民同士の信頼関係を基礎に、せたがや未来の平和館での平和交流なども視野に取り組みを積み上げてまいります以上でございます。
小野美月議員はい清水冴清水副区長に伺います区は条例に基づき苦情相談等を受け付けており入居拒否は明確にこの相談対象となります。
本制度について昨年 10 月に区は多言語化ややさしい日本語による周知改善に取り組むということ答弁されましたが、現在も案内は日本語中心のままです。
入居拒否された外国人区民が縫製本制度を知り実際に相談できるように、いつまでにどう改善されるのでしょうか。
あわせて外国籍を理由とした入居拒否について、人権の問題と同時に住宅政策上の課題として、実効性ある防止策の検討を進めるお考えはあるのか。
要望を所管する立場から見解を伺います。
清水副区長おのみずき議員の再質問に 2 点ご答弁いたします。
まず外国人の方の住居に関する入居拒否の問題について当事者が人権課題や差別について

相談できることの周知それから外国人の入居拒否問題について具体的な行動に繋げる考えがあるのか。
外国人住民が外国籍であることを理由に入居を断られることは、多文化共生の観点から、看過できないものです。
区は条例に基づき、男女共同参画多文化共生施策に関する相談や意見の申し立てを受け付けており、相談があった際は、内容に応じて適切な専門機関に繋ぎ、必要に応じ、苦情処理委員会への諮問も含め、対応する仕組みがございます。
こうした相談制度について、必要な方に確実に届くよう、外国人住民への多言語での周知に速やかに取り組んでまいります。
また、不動産関係団体等からの聞き取りや住まいサポートセンターでの相談事例等を踏まえ、居住支援協議会で議題として取り上げ、意見交換を行い、対策の検討を行ってまいります。
次の第 5 次住宅整備方針の検討におきましても、解決すべき課題として位置づけ、施策の充実を図るなど、住まいは、基本的人権の土台という視点に立ち、実効性のある改善策の具体化に取り組んでまいります。
以上です。
おのみずき議員また 5 次住宅整備方針の検討において解決すべき課題として位置付けるというご答弁もあったんですけども次の第5次方針は2031年度からでしてかなり先になります昨今の外国人の方を巡る社会の厳しい眼差しだったり制度環境も踏まえてより危機感を持って取り組んでいただくさ、早急に取り組んでいただくよう要望し、質問を終わります。
以上でおの美月議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
48 番、津上仁志議員委員長、48 番松上仁議員通告に従い順次質問します。
初めに、管理不全な空き地に対する対応の強化について伺います画像をご覧いただきたいと思います。
長年にわたり草木が繁茂し、廃棄物が放置されたままになっている空き地がありますこの土地については、10 年以上にわたって周辺住民から改善を求める声が寄せられ、雲所有者に対して適正な管理を求めてきたと承知しています。
しかし、所有者は区からの要請に応じず、現在に至るまで状況は改善されていません。
雑草の繁茂は害虫の発生や不法投棄の誘発、火災や防犯上の懸念に繋がります。
またこのように、家電製品や家具バイク部品などが長期間放置されていることは地域の生活環境のや景観を損なうだけでなく周辺住民に不安を与え続けています何より改善を求め続けている。
地域住民にとって、10 年以上も状況が変わらないということは、行政への不信にも繋がり

かねません。
区は環境美化等に関する条例において、空き地の所有者に適正な管理を義務付け雑草の繁茂で危険な状態にある場合には指導や勧告、さらには措置命令、代執行まで規定していますさらに、清掃リサイクル条例においても、空き地に廃棄物がせられた場合の所有者の責務や努力義務の規定がありますそこで伺いますこれまで何度も所有者に改善を求めてきたにも関わらず、全く応じていないのであれば、従来の要請を繰り返すだけでは問題の解決に繋がらないことは明らかです。
丁寧に対応することも重要ですが、所有者の意向を尊重するあまり、地域住民が長年にわたって不利益を受け続けることはあってはなりません。
区民の生活環境を守ることを最優先に、改善に向けて、期限を明確にした対応へと転換し、条例に基づき厳正に対処すべきと考えますが、区の見解を伺います。
次に、子育て支援施設におけるオンライン予約システムの導入について伺います。
初めにほっとステイの利用環境の改善について伺います。
ほっとステイは、保護者のリフレッシュや通院、仕事、介護など、様々な事情を抱える子育て家庭を支える重要な事業です。
令和 7 年度は延べ約 2700 人ものを 2 万 7000 人もの利用者が利用し今年度は 4 月からの無償化によって、これまで施設を利用していなかった子育て世帯にも利用が広がっています。
一方で、利用者の増加に伴い予約や利用がしにくい状況は依然として課題です。
北極星は事業者の補助事業と区の委託事業があり、予約方法や空き状況の確認方法が異なりますそのため保護者は施設ごとに予約サイトを確認する必要があり、区内全体の空き状況を一度にか把握することはできません。
令和 7 年第 4 回定例会での私の質問に対し区は子育てステーション 5 ヶ所について、共通予約システムによる空き状況の見える化や Web 予約の拡充を検討すると答弁しその後、各施設がオンライン予約可能となり、予約サイトへのリンクを掲載した区の案内ページでの運用が始まりましたこの取り組みは評価しますが改善は子育てステーションだけにとどめるべきではありません。
施設ごとの特色や地域の親子との関係作りは大切にしながら、予約や空き状況の確認については、事業実態への違いを超えて利用者にとってわかりやすく、利用しやすい仕組みにする必要がありますまた、私はこれまで在宅で子育てする親子にも、世田谷区の質の高い施設での保育を経験していただき、安心して子供を預けられる機会を広げるため、ホット制の拡充も求めてきましたそこで 3 点伺います。
1 点目に 5 月の委員会報告では、今年度中に 4 ヶ所の開設を目指すとしていましたがほっとステイの利用機会を広げるためには、新たな場の整備とともに、既存施設でも多くの利用者を受け入れられるような支援策も検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。
2 点目に、補助事業として実施する施設も含め、区内全てのほっとステイの空き状況を一元的に確認できる共通ポータルサイトを構築すべきと考えます。

考えますが区の見解を伺います 3 点目に将来的な共通予約機能の整備も視野に、既存システムとの連携など、事業者の負担にも配慮しながら予約予約利便性を高める具体的な検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。
次に、病児病後児保育の利用環境の改善について伺います。
子供が突然発熱した際、仕事を休むことが難しい保護者にとって、病児保育は大変重要な子育て支援ですしかし、子供の体調不良は突然起こるものであり、保護者は看病をしながら仕事の調整と預け先の確保を同時に行わなければなりません現在区では、利用登録の電子申請が可能となっていますが利用予約については各施設で受け入れ受け付けており、予約方法も 6 施設では、オンライン予約が可能ですが、その他の施設は電話のみと、施設によって異なっていますこうした状況では、保護者が施設ごとに空き状況や予約方法を確認する必要があり、お子さんの管理をしながらでは、手続きの負担が大きいと考えますそこで区内の病児病後児保育施設の空き状況を一元的に確認でき、スマートフォンから予約申請ができる共通システムを導入すべきと考えます当然、病児保育は、感染症の種類や子供の状況施設の受け入れ体制によって利用の可否を判断する必要があることは理解しています。
そのためオンラインで予約申請を受け付けた上で最終的な受け入れ判断は各施設が行う仕組みも考えられます。
また、キャンセル待ちの自動通知なども導入することで限られた施設の受け入れ枠を有効に活用できると考えます。
そこで 3 点伺います。
一点目に、保護者から寄せられる予約の予約に関する意見を区はどのように把握しているのか伺います。
2 点目に、利用者の利便性の観点から、区内施設の空き状況を一元化し、オンライン予約オンラインで予約申請できる共通システムを導入すべきと考えますが、区の見解を伺います。
3 点目に施設ごとの事情にも配慮しながら、まずは希望する施設から導入するなど、段階的な実施を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います最後に母子保健オンライン相談の導入地域で伺います生後 1 から 3 ヶ月は育児による心身の負担や慢性的な睡眠不足が重なり、産後うつのリスクが高まる重要な時期です。
そのため、我が会派では、これまで母子が安心して休息できる産後ケアセンターの拡充を求めてきました。
区では赤ちゃん訪問や産婦健康診査などを実施していますがこれらは限られた機会であり、その後に不安や孤独感が深まることもあります。
こうした支援の空白を生じさせないためには、対面支援に加え、必要なときに相談できる環境が必要です。
特に夜間の発熱や重油発育への不安など子育ての悩みは、区役所の開庁時間に限らずとも戯れ共働き世帯の増加やスマートフォンの普及も踏まえると、時間や場所にとらわれない相談体制の充実が求められます。

例えば、横浜市では、妊娠期から産婦人科医、小児科医、助産師によるオンライン相談ができる仕組みを導入し、産後うつの高リスク者の割合が低減したとの報告があります。
また、練馬区では、令和7年度から24時間365日のメール相談や夜間オンライン相談チャット相談を開始しています。
一方世田谷区のオンライン相談は事前予約制で平日日中が中心であり、利用しやすさには課題があります。
医師や助産師などの専門職に気軽に相談できる環境は不安の軽減だけでなく、産後うつや虐待の予防、虐待の予防支援の支援が必要な家庭の早期発見にも繋がります。
そこで質問します国や東京都の補助制度も活用し、夜間休日を含めたオンライン相談、医療相談、健康相談、医療相談やチャット相談の導入を早急に検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。
あわせて、家庭訪問や健診で把握した不安やリスクをオンライン相談に繋ぎ相談を通じて支援が必要とわかった過程を、子供家庭支援センターや産後ケア事業など確実に繋ぐことが重要です。
対面とオンラインを組み合わせ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
秋山環境政策部長私からは管理不全な空き地に対する対処についてご答弁いたします空き地の雑草につきましては、世田谷区環境美化等に関する条例におきまして所有者等は、適正に管理すべきことが定められており、雑草の繁茂により、生活環境を著しく損なうような危険な状態にある土地につきましては、指導勧告を行い、改善が見られない場合には、雑草の除去の措置命令、代執行を行うことができる旨規定しております。
区では空き地に関する相談や通報があった際には現地確認を行い、所有者等の状況や空き地の管理の考え方を把握した上で、適正な管理をお願いし、状況が改善されない場合、措置を段階的に行い過去勧告したケースがございます。
区といたしましては、条例に基づく対応を基本としつつ、所有者ご自身での処分をしていただくよう寄り添いながらも対応し、しかし期間を定めながらも各所有者の状況に応じた適切な対応を行ってまいりますが、なお改善が見られない場合には、条例に基づき対応し、解決に向け取り組んでまいります。
私からは以上でございます。
松本子供若者部長私からは6点ご答弁いたします。
初めにほっとステイの新規整備および既存施設の受け入れ体制強化についてです。
ほっとステイを始めとした一時預かり事業は、子育て家庭がそれぞれの状況に応じて多様な子育て支援策を選択するための重要な基盤であるとともに、待機児童対策やこども誰でも通園制度を補完する受け皿としても欠かせない役割を担っておりますが利用料無償化やニーズの多様化に伴い、利用希望者が増加しており、多くの施設で予約が集中する現状況が

見られております。
こうした状況を踏まえ、一時預かり事業の確保策として、ほっとステイの整備を新たに決定し、今年度 2 ヶ所、来年度につきましても新たな整備を行うことで受け入れ枠の拡充を進め、利用可能な店員や受け入れ日数の増加に取り組んでおります。
また既存施設の枠をより有効に活用していくため、キャンセル発生時の速やかな枠の再活用や利用申し込みの標準化に向けた周知など、限られた受け入れ枠を効果的に活用する方策などについて事業者とも連携しながら検討を進めているところです。
今後も利用実績や利用者の声を踏まえながら、受け入れ体制の充実と、運営面の改善の両面から検討を進め、必要とする方へ適切な支援が届くよう努めてまいります。
次に、区内全てのほっとステイの空き状況を一元的に確認できる仕組みの構築についてです。
子育てステーション以外のほっとステイについては国の補助制度等を活用した補助事業として、各事業、事業者が運営しており、予約方法についても、電話やメール、LINE、SNS来訪時の受付などそれぞれの事業者が利用者の状況や地域の特性に応じて工夫を行っております。
またほっとステイは、単に子供をお預かりするサービスではなくお出かけひろばの利用を通じて親子と地域との顔の見える関係を築き、その延長として安心して一時預かりを利用いただくことを大切にしている事業者も多く区としましても、こうした事業者の考え方に基づく創意工夫を生かした自主的主体的な運営を大切にしております。
区としましては、親子と地域の繋がりを重視した各事業者の支援のあり方や運営上の工夫にも配慮しながら事業者の意向も踏まえ利用者の利便利便性向上に繋がる情報提供のあり方について検討してまいります。
次に、ほっとステイにおける共通予約機能の整備も視野に入れた既存システムとの連携など、予約の利便性を高める検討についてです。
議員お話しの空き情報を一元化することは、施設ごとに、予約状況を確認する手間の軽減や空き状況を見える化の見える化など、利用者の利便性の向上に繋がるものと認識しております。
一方で補助事業については利用者に対し、地域に根ざした柔軟な支援を行っており、一元化にはなじまないものと考えております。
また 5 ヶ所の子育てステーションについては、この間情報の一元化について検証を進めてまいりましたが、全て異なる事業者へ委託運営しており、仕様書の範囲内で各事業者が地域の実情や利用ニーズに応じた受け入れ体制や運用方法を定めていることから実現に当たっては、事業者間の調整や運用ルールの整備、システム間の情報連携の仕組み作りが課題となります。
区といたしましては、まずは限られた受け入れ、受け入れ枠を効果的に活用する方策についての課題検討を進めるとともに、必要な運営体制の確保や受け入れ環境の充実も含め、今後

の対応を検討してまいります。
次に、病児病後児保育事業における保護者の予約に関する意見の把握状況についてです。
病児病後児保育事業は、病気等の子供をお預かりする施設であることから安全面に十分配慮しながら施設運営を行う必要があります。
そのため、各施設では、利用申し込み時に、子供の年齢や体調等の情報を丁寧に確認するとともに、他の利用希望者の状況や確率などの設備や人員等の体制に合わせて受け入れの調整やキャンセル時の対応を行っております。
病児病後児保育事業に関しては世田谷保育親の会との意見交換の機会などを通じて議員ご指摘の空き情報の一元化や予約の利便性の向上についても保護者からのご意見をいただいておりますが病児病後児保育施設の状況を丁寧にご説明し一定の理解をいただいているものと認識しております。
次に、病児病後児保育事業における共通予約システム導入におについての見解および段階的な実施の検討について併せてご答弁いたします。
区では、令和 4 年度に各施設に対して、区による統一システムによる予約の導入についてアンケートを実施しております。
各施設からは施設で既に独自で導入しているシステムの継続利用の意向や予約の際に子供の病状等を詳細に把握する必要があるため、引き続き電話による予約受付が望ましいといったご意見もあり、区による統一のシステムの導入は行っておりません。
一方で、予約システムの導入は、保護者の利便性向上に繋がることから、この間も、各施設へシステムの導入を促してきたところであり、アンケート実施以降、4 施設から、現在 6 施設が予約システムを導入しており、今後導入を検討している施設もございます。
区としましては各施設によるシステムの導入が進んできていることから、まずは各施設での予約システムの更なる導入を促進し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。
また、ご指摘の空き情報の一元化につきましては受け入れの調整や、キャンセル時の対応により、当日の空き情報の確定に時間がかかる場合があることや施設の負担も生じることからためて各施設の意見を伺い、システム等の統一化も含めて県今後検討してまいります。
以上です。
向山世田谷保健所長私からは母子保健、オンライン相談のを導入についてお答え申し上げます区では、全ての妊産婦や子育て家庭を切れ目なく支援するネットワークとして、世田谷版ね洞に取り組んでおり、各支所の保健師等専門職は、日頃からかかりつけ医として診療や医療相談を行う地域の医療機関や地域の相談機関と連携し、ニーズやタイミングを勘案しながら、電話面接、訪問等による相談に応じています。
また、夜間休日は、せたがや子育て本で子育てに関する不安や悩みなどに関するご相談をお受けしています。
ご提案の医師等を専門職によるオンライン相談の導入と対面を組み合わせた支援の仕組みは、区の既存の相談体制を補完するものとして、妊産婦や子育て家庭の利便性の向上と安心

に繋がる取り組みの一つとして受け止めています。
一方、区は、身近な地域で顔の見える関係の中での継続的な相談支援やかかりつけ医の見立て方針との大連続性、一貫性を大切にしてきており、特にメンタルヘルスや養育に課題がある場合は個々に則した専門医療機関や児童福祉部門等々、随時連携しながら、きめ細やかな継続的支援を行っているところです。
今後は既存事業の目的や事業効果等も勘案し、他自治体の取り組み状況や課題について情報収集に努めるとともに、これらの事業と円滑に連携できるかも含めて量を地区医師会小児科医会等の御関係機関との意見も伺いながら検討してまいります。
私から以上です。
津上仁志議員答弁ありがとうございました。
まず空き家に空き家空き地についてなんですけど 10 年以上経過しているということですのでこれから期限決めてやるということですけれども早急に対処していただきたいということを知っておきたいと思います。
2 点質問したいと思います。
まずホット性の理容所、環境の改善についてなんですが答弁では広場で顔の見える関係を築いて、それから一時預かりの利用に繋げることを重視しているためにもう予約の一元化にはなじまないということでしたけれども一時料理を一時預かりを利用してからそれをきっかけに広がりをするっていうことも同様に重要だというふうに私は思います事業者の考えを尊重しつつも予約の利便性を高めることでこれまで施設と関わってくれなかったそういった方々にもリーチできるようなそういう機会にも繋がるんじゃないかというふうに思います。
またあのキャンセル枠を有効活用するためにも空き状況の公開は非常に効果的だというふうに思います予約の一元化が難しいということでしたので、まずは各施設の空き状況、これの 1 位一覧で確認できる仕組みから導入できないか、この点を伺いたいと思いますすみません一点だけになりました。
松本子供若者部長再質問にご答弁いたします。
ほっとステイについてです補助事業事業につきましてはそれぞれの事業者が利用者に対し、地域に根ざした柔軟な支援を行っており全ての施設の空き情報を一元化することは難しいと考えておりますがご指摘も踏まえ、まずは予約システムの導入を働きかけるとともに事業者の予約システム導入や運営に関する相談対応など必要な支援を行いながら、利用者の利便性向上に努めてまいります。
以上です。
津上仁志議員以上で終わります。
以上で津上仁志議員の質問は終わりました。
次に、12 番つるみけんご議員議長、12 番つるみけんご議員通告に基づき質問いたします。
予算編成過程の透明化について伺います。

本定例会に先立ち、区は予算編成過程の透明化の一環として、令和 9 年度の当初予算の見積もり状況や新規拡充事業などを公表しました。
区はこれまで、予算編成過程は公開することで、結果として区民や事業者の混乱を招く恐れもあるとして、公開に慎重な姿勢を示してきました。
今回、これまでの区の方針が改められ、一部公開に踏み出したことは大きな前進であると捉えております。
予算編成過程の透明化は、区が来年度どのような決意を持って、何に優先的に取り組むのか、このことを区民、議会と共有し、その意見が不正にどのように反映されているかを明らかにするものであり、参加と協働を掲げる世田谷区政において、区民参加の土台となりうるものです。
ところが、このたび公開された資料には、各部の予算見積もりや新規拡充事業が示されている一方で、個別事業の要求額や査定の内容、優先順位の判断根拠が今後示されるか否かについては現時点で明らかにされていません。
例えば、文京区では、各部の予算要求額、企画制作部の査定額、区長の査定額を事業ごとに公表しています。
また、お隣の目黒区では、事業ごとの予算要求額、それに対する査定による増減額を公表し、増減が 500 万円以上のものについては、その理由も示しています。
これらの自治体と比較すると、世田谷区の今回の取り組みはまだまだ発展させていく余地があると考えます。
今回の区の通知には、予算編成過程の透明化の一環としてということが明記されています。
今後の更なる取り組みを期待し、区が今回予算編成過程の一部更改に踏み込んだ経緯と今後、予算編成過程の更なる透明化をどのように実現していかれるのか、区のお考えと今後の展望についてお聞かせください。
次に、高齢者政策に対する区の基本姿勢について伺います。
本年 9 月に区の令和 9 年度予算編成の基本方針が示されました。
その中では、予算見積もりにあたり、子供、若者を中心に据えることが掲げられています。
子育て支援を含め、子供たちの未来への投資として、子供若者政策を充実させることは大いに賛同いたします。
一方で、高齢者政策について、区としてどのようなビジョンを持ち、何を重点的に進めようとしているのか、その方向性が明確に示されていないことは残念に思います。
今定例会の招集挨拶においても、高齢者施策に関しては何ら語られることはありませんでした。
世田谷区には現在 65 歳以上の方が 19 万 4000 人暮らしています。
区民のおよそ 5 人に 1 人です。
令和 7 年度の区の高齢者ニーズ調査では、近所づき合いがほとんどない方が約 2 割、一人暮らしの方の約 6 割が健康面に約 3 割が日常生活に不安を抱えていることが明らかとなり

ました。
高齢者を取り巻く課題も多様化し、高齢者の孤立や健康、生活不安など、既存の制度や事業だけでは十分に対応できていない課題も多くあります。
子供若者を中心に据えるという方針の中で、区は高齢者政策をどのように位置づけ、令和９年度の予算編成に向けて何を優先して取り組んでいくのでしょうか。
高齢者を取り巻く課題に対する区の認識と高齢者政策についての区の基本姿勢を伺います。
次に、教育の格差と学校が果たすべき役割について伺います。
令和７年度に文科省の委託を受け、福岡教育大学が行った調査研究では、小学６年生、中学３年生ともに、世帯年収が高くなるにつれて、学力も高くなるという傾向が示されています。
家庭の経済状況と子供の学習状況の関連性については世田谷区においても、過去に独自の調査が行われています。
その中で、中学２年生の困窮層の３人に１人が学校の授業を十分に理解できていないと回答しています。
これは子供たちの将来を考えると、放置できない問題です。
子供たちの経済状況や塾に通えるかどうかに関わらず全ての子供たちが学校の授業を理解し、基礎的な学力を身につけることは教育が果たすべき重要な役割であり、そのためにはあらゆる手段を講じなければなりません。
教育委員会として、経済的理由を背景とする学力格差の是正に、これまでどのように取り組んできたのか、さらに今後導入をどのように取り組むのか、お考えを伺います。
先ほど取り上げた調査では、小学５年生、中学２年生ともに約６割の子供が家庭以外で静かに勉強できる場所の利用に関心を示しています。
これまで議会でも子供たちの学習スペースの不足が指摘され、区は現在、区民集会施設や図書館、児童館などを活用した学習スペースの確保に取り組んでいますが、子供たちにとって最も身近な区立学校こそ、本来、学びの場としてその役割を担うべきではないでしょうか。
実際に区の令和６年度の子供青少年会議の報告書では、小学生から夏休み教室で勉強したい。
いいえだと集中できない学校で居残り勉強したい。
自習室が欲しいといった声が上がっています。
先日、区内のとある私立中学校に伺った際には、放課後の学校で子供たち同士がともに机に向かう姿を目にし、子供たちが学校を学習の場として活用する姿がそこには当たり前に存在していました。
世田谷区立学校は、世田谷の子供たちの学びを十分に支えられているのでしょうか。
放課後の区立学校を子供たちの学びの場として一層機能させることは教育を支える学校施設のあるべき姿であり、まさに今、区立学校に求められる役割ではないかと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

学校施設は、子供たちの学びの場であると同時に、地域最大の公共施設でもあります。
世田谷区画は開かれた学校作りを掲げる中、その実態として、夜間休日等の学校施設の一般開放の状況は学校によって大きな差が生じていると聞いています。
現在区では、けやきネットを通じた学校施設の一般開放を行っていますが、学校ごとの状況を教育委員会はどこまで把握できているのでしょうか。
学校施設の一般開放は単なる公共施設の有効活用にとどまらず、学校と地域との繋がりを深める機会にもなり得ます。
地域の活動を学校が支え、子供たちの学びを地域が支える。
さらに、地域の活動が子供たちに還元されていく。
この好循環を生み出すことが世田谷の教育が目指すべき姿だと考えますが、学校施設の一般開放の状況と今後の展開について、教育委員会のお考えをお聞かせください。
最後に、いじめ防止条例といじめ後遺症について伺います。
今月 6 日北海道新聞にいじめは絶対的な悪いじめ後遺症書いた精神科医斎藤環さんの訴えという見出しの記事がありました。
斉藤環師は精神科医で、この夏にいじめ後遺症という書籍を出版しています。
著書では、いじめ被害者には自殺に繋がりかねない深刻な後遺症が残るとして、被害者ケアを最優先に進めるべきだと訴えています。
さきの決算特別委員会では、いじめが被害者のその後の人生にまで、長期的な影響を及ぼすことを踏まえ、いじめ後遺症を条例に明確に位置付けるべきと提案いたしました。
保坂区長は、いじめを許さず放置しないと表明され、さらに被害者へのフォローについても、教育委員会とともに検討を進めたいと答弁されました。
学校を卒業した後も続くいじめ後遺症の影響に対し、区と教育委員会はどのように向き合い、子供たち 1 人 1 人の学びと育ちを保障していくのか、そのことを条例で明らかにし、将来にわたる具体的な取り組みを支えるいじめ防止条例を全国に先駆けて作り上げるべきです。
さきの決算特別委員会の区長答弁を受け、教育委員会としてどのような検討を進めているのか、いじめ後遺症への対応を条例に同組入れるのか、教育委員会のお考えを伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
田中政策経営部長私からは、予算編成過程の公開についてご答弁いたします。
予算案の編成過程の情報については、以前にもご答弁した通り、区の政策形成過程に当たる情報であり、公開することで、その後の庁内での議論や意思決定に制限が生じたり、途中経過の情報であるために、結果として、区民や事業者の混乱を招く恐れもあることから、公開には慎重に対応すべきであると認識しています。
一方、近年、他の自治体において、予算編成過程の透明性を高めるといった目的から公開している自治体が増えていることも踏まえ、区としては慎重でありつつも、公開の範囲や内容、時期について検討してきました。

このような経緯から、まずは各部の見積もり状況について、可能な範囲で、区ホームページにて公開することといたしました。
引き続き、他区の取り組み状況も参考にしながら、予算編成過程の透明化に努めてまいります私からは以上です。
川島高齢福祉部長、私からは高齢者政策に対する区の危機基本姿勢についてご答弁いたします。
区内には、疾病や認知症状等により支援が必要な方がいる一方で、就労や地域活動に参加している方など様々な高齢者の方がいらっしゃいます。
こういった全ての方々が、日々の生活の中で幸せであると感じていただけるよう高齢者施策は総合的な展開を展開を図っていく必要があるものと考えております。
そのため、令和 9 年度当初予算では主に買い主に介護保険サービスを利用していない方向けに、介護予防健康増進のためのせたがやデジタルポイントラリー事業や支援が必要になっても安心してサービスを受けることができるよう、介護事業者経営改善支援事業の拡充を見込むこととしております。
さらに、第 10 期高齢介護計画では、元気な高齢者向けには参加と交流の場作りや就労就業に向けた支援など、生きがいを持ち、生き生きと暮らせる環境作りも重要なことから関係所管との連携のもと、高齢者がより活躍できる地域作りを進めていくこととしております。
今後も高齢介護計画の基本理念として掲げる、住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、総合的な高齢者施策の推進を図ってまいります。
以上です。
山田学校教育部長、私からは、区立学校が果たすべき役割といじめの後遺症について 4 点、順次ご答弁申し上げます。
まず、教育、教育機会の尾瀬格差是正に向けた取り組みと今後の展開です。
家庭の経済状況や学習環境に関わらず全ての子供が学習指導要領に基づいた学力を身につけることは公教育の重要な役割であると認識しております。
教育委員会といたしましては、これまで事業そのものの質の向上と事業外における学習機会の確保の両輪で取り組みを進めてまいりました。
授業の質につきましては、教育委員会ではこれまでも、職層に応じた研修の実施、各教科の研究会や ICT インフルエンサー教員並びにキャリア教育推進リーダー教員のチームへの支援など、教員の指導力向上に取り組んでまいりました。
事業外における学習機会の確保につきましては放課後学習支援による学習補助等人的支援によって学習の定着を図っております。
今後も全ての子供たちが学ぶ喜びを実感し、自らの可能性を広げることができるよう教育の充実に全力で取り組んでまいります。
次に、放課後の区立学校を学びの場として一層充実させることについてです。

教育委員会では、区立図書館の閲覧席や学習スペースの提供教育総合センターの笑顔の森など、学校外での学習スペースを設置し、学びの場としているところです。
区立学校内では一部の小・中学校において、学校運営協議会の活動グループによる放課後学習支援教室を実施し、放課後の時間を活用した学習機会の保障も行われております。
教員による放課後の学習支援は、諸会議や出張、翌日の授業の教材研究等があり難しいと捉えております。
まずは地域人材の支えによる活動グループでの放課後学習支援教室の拡充を目指すとともに、小学校低学年期から放課後のが生活の場として児童の学習の自主児童の実習の機会を提供できる。
親睦と情報共有しながら、放課後の学びの充実を図ってまいります。
次に、学校の地域への開放の現状についてです。
区立小中学校は、そこで学ぶ児童生徒の学習の場であると同時に、広い敷地を有する地域の貴重な公共施設の一つであると認識しております。
学校の開放にあたりましては、学校活動活動での利用に加え、学校活動にご協力いただく団体等による優先的な利用により、一般区民への開放枠が限定的となっている状況も一部にございます。
学校施設の更なる区民への開放にあたりましては、管理者である学校長の管理責任の範囲や学校備品の欠損時のみ、責任の明確化、優先利用団体の利用回数のあり方といった様々検討すべき課題がございます。
それらの課題を踏まえ、他自治体の先駆的な取り組みの調査や、現在進めている。
けやきネットの見直しの機会等を捉え、区長部局とも連携し、学校保護者、地域が連動連動協働した学校開放のあり方を検討してまいります。
さらに区の目指す地域コミュニティ作りに貢献できる学校の理念に沿った団体利用の整理とともに、学校ごとの判断によって利用枠が縮小されないよう、区立施設として開放の考え方を学校とともに協議してまいります。
最後に、いじめ後遺症を条例に位置づけることについての認識です。
文部科学省のいじめ防止等のための基本的な方針で触れられている通り、いじめは、児童生徒の尊厳を傷つけ、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、学校生活や将来にわたって深刻な影響を及ぼしうるものと認識しております。
こうした認識を踏まえ、条例素案においては、いじめによる影響の重大性や被害を受けた子供の心身の回復の重要性について森くんで盛り込んでおります。
また、いじめの解消についつきましても、単に行為が病んでいる状態ではなく、被害を受けた子供の安全安心と尊厳の回復を最優先としながら、安心して学び、生活し、成長できる状態に繋げていくことを意図してございます。
こうした認識のもと、これまでの議会や条例検討委員会でのご議論、ご指摘御趣旨を踏まえながら、いじめによる影響が将来にわたる場合があることや被害を受けた子供の心身の回

復に向けた支援のあり方について条例案における基本理念への反映についてさらに検討を進めてまいります以上でございます。
つるみけんご議員まず高齢者政策について今様々ご答弁いただきましたが、多くの方が不安を抱えて孤独を感じているという現実があります世田谷に住むお年寄りの方、高齢者の方々方々が世田谷に住んでいてよかったと思えるような安心して楽しく年を重ねていけるようなビジョンを示していただいて、それに見合う政策を来年度転換していただくことを強く求めます。
また教育委員会のご答弁の中でいじめ後遺症について、今ご答弁いただきましたが申し訳ありませんが多少わかりづらかったように感じております文部科学省はいじめ防止のための基本方針の中でいじめによる後遺症へのケアを行うということを明確に掲げています。
決していじめ後遺症というのは、今議論が始まったものではなくて、これまで残念ながら十分に対応ができておらず、放置されてきてしまった重大な問題だと考えております。
改めていじめ後遺症を条例に位置づけることについて、教育長の率直なお考えをぜひお聞かせください。
知久教育長再質問いじめ後遺症条例に明確に位置づけることについてご答弁させていただきます。
いじめによる影響が将来にわたり得ることを踏まえれば、その実態を見えにくいものにしないためにも、いじめ後遺症の考え方を明確に示していくことには意義があると考えております。
そのため、教育委員会といたしましては、いじめによる影響、長期的な視点で捉え、被害を受けた子供の回復をどのように支えていくべきか、その対応や支援のあり方について議論を深めてまいります。
その中でいじめ行為首相という語句を用いることの意義や効果も含めて検討し、条例や教職員向けのガイドライン、子供保護者向けリーフレット等への反映について整理をしてまいります。
以上です。
普通に県が議員はい、ありがとうございます本当にいじめに苦しむ子供たち、また大人になってからもいじめにずっと悩まされる大人の方々もいらっしゃるという現実にぜひ目を向けていただいて、子供たちの将来のために検討を進めていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
以上でつるみけんご議員の質問は終わりました。
次に、22 番黒田愛子議員議長 22 番黒田愛子議員令和 8 年 7 月 28 日、熊本地震が発生しました。
夏、猛暑の中で起こった災害です。
男性が起こり、被災された皆様が非常に困ったこととして挙げたのは、入力ができないことでした。

熊本では発災から１ヶ月以上断水していた地域がありました。
家まで来る水道管が治っても、家の中の配管が治らず、さらに長く断水状態となっていたご家庭もあるそうです。
災害時お風呂に入れない場合の支援として、皆様が真っ先に思い浮かべるのは、自衛隊が展開する。
お風呂ではないでしょうか。
今回も自衛隊は入浴支援を行っていましたが、被災地で活用されていたのは、自衛隊の野外入浴セットだけではありません。
国や全国の自治体から災害用の水循環型温水シャワーなどの様々な資機材が被災地に集められ、入力ができない被災地の皆様の助けになっていました。
こういった熊本地震の避難所の実態は、世田谷区職員も視察して確認した後、区長招集挨拶でも触れられていました。
災害時お風呂にずっと入れないということが、避難所の衛生環境や被災者の健康、精神状態を悪化させる最悪の場合は災害関連死に繋がる可能性もあるということは、今や広く知られるようになりました。
令和８年11月２日わが国の防災災害対策の司令塔として発足した防災庁が自治体へ向けて出した事前防災徹底のための緊急要請の中には、災害時の入浴機会の確保について明記されています。
具体的には、民間との協定また設備資機材の事前準備を自治体に求める内容となっています。
東京都は令和８年３月に出した避難者生活支援指針の中で入浴機会の確保を課題に掲げています。
入浴設備50人に１基という。
スフィア基準に準拠した基準を明記しており、自治体が必要な資機材を確保できるようにするため、災害用温水シャワーの備えなどに対し補助金を出しています。
一方世田谷区は９月の特別委員会にて私から指摘した通り、世田谷区災害対策強化プランの中に、災害時の入浴機会の確保についての記載がありません。
区は、公衆浴場組合と連携協定を締結しており、災害時の入力支援について備えていると確認しておりますが、さらにまだ、区として取り組むべき点があると考えるため２点質問します。
一点目、災害時の入浴機会の確保について、世田谷区災害対策強化プランの中に盛り込み備えるべきだと考えますが、区の考え。
今後の対応について伺います。
２点目、防災庁からの緊急要請で求められている。
民間との協定については先に述べた通り、現在公衆浴場組合との協定を締結済みです。
しかし激甚災害が起こった場合、公衆浴場の利用も難しくなる可能性があります。

歩いて行ける距離に公衆浴場戦闘がないという地域もあります。
そこで緊急要請のもう一つの項目、設備資機材の事前準備が必要だと考えます。
東京都が用意している補助金を活用し、災害を温水シャワー等の資機材を備えておくべきです。
熊本地震被災地での視察の成果も含め、区の考えを伺います。
次にせたがや育ちの学びへの活用について伺います。
世田谷区内では都市農業が行われており、せたがや育ちの野菜が身近な恵まれた環境があります。
学校によっては、近隣の農業者と連携して、出前授業や農業体験などを行っています。
小学校３年生は社会の授業で農業について学んでいます。
学校や家の近くにある畑、世田谷区内で育った野菜に触れることは、授業で学んだ内容が体験と結び付き、深い学びに繋がる貴重な機会です。
しかしさきの定例会宍戸三郎議員による我が会派の代表質問において指摘した通り、多くは農業者の持ち出しやボランティア精神に支えられて成り立っています。
農業者による出前授業等が両者の持ち出し負担になる要因として、食育授業出前授業の形式が整っておらず、学校と農業者の個別のやり取りで実施される場合が多いことが挙げられます。
そこで農業者による区立小学校での食育事業スキームの構築を提案いたします。
世田谷可知園芸組合が、区立小学校にて実施している花の栽培指導花育については指導内容と形式が確立されており、希望する学校へ花育出前授業を行う仕組みが整っているそうです。
農業者による食育事業についても、花育と同様に、出前授業パッケージを作り、区内全域から希望を取る仕組みを作り、モデル校での試行実施も含めて具体的な取り組みを進めていただきたいと考えますが、区の考えを伺います。
またせたがや育ち給食は全校で年 1 回以上行われており、子供たちが区内で作られた野菜を食べる貴重な機会となっています。
この実施頻度をさらに増やし、地産地消、地元で育った野菜を食べることでの学びの機会を増やすべきと考えます。
ただ現在学校て給食で使用する野菜などの食材は格好の予算内で学校が調達する仕組みとなっていますがせたがや育ちの野菜を調達するには費用、配送面で課題があります。
せたがや育ちの野菜は住宅街の中の畑で作られており、大量生産されている野菜と比べて割高となる場合があります。
また給食の調理開始までに野菜を届けるためには、早朝の配送を行う必要があり、配送費用も多くかかることになります。
こうした事情により、格好の予算内でのせたがや育ち購入が難しい状況となっています。
これでは学校給食でのせたがや育ちの使用量は増えようがありません。

子供たちへの食育、地元世田谷への思いを育むために、せたがや育ちの使用頻度を増やすには格好の調達における費用面、配送面の課題を解決する必要があると考えます。
区として何ができるか伺います。
最後に、放課後等デイサービスへの支援について伺います。
世田谷区障害児施設整備等に関わる基本方針の見直しが行われました。
放課後等デイサービスの需要に対する供給不足については以前から指摘していましたが、特に重症心身障害児以外の施設については不足見込みが大きい状況となっていました。
一方で事業者からは、開設にあたっての課題だけでなく、開設してからの課題についても苦しい声をいただいています。
開設できる場所がない。
世田谷区内は家賃が高い。
開設したら一気にお申し込みが入り、あっという間に利用枠が埋まってキャンセル待ちとなったため、もう 1 ヶ所の開設を検討したい。
でも経営が思った以上に厳しく、2 施設目を作ることに躊躇する気持ちがあるなど様々なお声をいただいています。
令和 8 年 11 月 16 日、厚生労働省、こども家庭庁が公表した令和 8 年障害福祉経営実態調査結果では、令和 7 年度決算において、障害児通所系サービス事業所の約 4 割が赤字という状況が示されています。
また放課後等デイサービスの収支差率は、令和 6 年の 9.1%から令和 7 年で 3.2%マイナス 5.9 ポイントも急落急落していることが示されました。
放課後等デイサービスが不足している一方で、民間事業者が新たに参入する障壁が高く、既存施設の経営環境も厳しく、運営継続が難しくなっている現状を踏まえ、障害児とご家庭が必要な支援に繋がれる世田谷区を目指し質問いたします。
一点目、重症心身障害児以外の施設についても解説補助を検討することはできないでしょうか。
世田谷区は今年今年度から重症心身障害児を受け入れる施設について解説支援を行っています。
この開設支援の成果も踏まえ、重症心身障害児以外の受け入れ施設についても民間整備の状況に任せず、区として力を入れるべきだと考えますが、区の考えを伺います。
2 点目、放課後等デイサービスは、保育園など他の子供施設と同様に、子供の体調不良等で 1 割から 2 割程度利用キャンセルが出ています。
保育園などでは、毎月預かっている子供の定員に応じた保育料収入がありますが、放課後等デイサービスはキャンセルが出ると、利用料収入がその分減ります。
スタッフは休んだ子の分も予定して配置しています。
感染症流行時に多くの子がお休みになり、来られる子が少なかったとしても事業所は開けています。

家賃水道光熱費などの経費はられる人数に関わらず発生します。
制度上、一、二割のキャンセルを見込んで定員を増やすということもできません。
こういった状況を踏まえ、放課後等デイサービスの安定的な運営のために区として何らかの支援を考えられないでしょうか。
区のお考えを伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
長池危機管理監私からは、災害時の入浴機会の確保の 2 点についてお答えいたします。
最初に、区は、災害時の入浴機会の確保についてどのように考えているか、また、区の計画に盛り込み、備えるべきではないかについてです。
災害時における入力は避難者の衛生環境の維持に加えて、被災によるストレスを軽減するなど、心理的な側面からも避難者の健康保持に大きく寄与することで災害関連死の防止にも繋がるものと認識しております。
また、国の避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針および東京都避難者生活支援指針に定められている他、防災庁から発出されました。
事前防災徹底のための緊急要請においても、ニューヨーク機会の確保について求められており、区としても重要な取り組みであると考えております。
今後、災害対策強化プランの更新に合わせて入浴機会の確保についてプランへの位置づけを行う予定です。
次に、公衆浴場と協定締結済みだが、歩いて行ける距離に先頭のない地域に都の補助補助を活用して、災害用温水シャワーなどの設備、資機材を備えておくべきではないかについてです。
8 月に私が視察いたしました。
熊本地震の避難所においては、自衛隊や民間団体による入浴支援が実施されていた他、他の自治体からもういろんな支援を含めた三つ循環型の温水シャワーも活用されており、具体的な運用方法や体制、そして利用者の状況などを把握することができました。
区では、入浴支援のため、公衆浴場組合と協定を締結しておりますが、公衆浴場からの遠距離で、さらに災害時に断水が発生している地域の避難所において入浴機会を確保するためには、水を循環して活用する温水シャワー、有効な資機材と考えております。
また、災害用温水シャワーはとの避難者生活支援等に関する区市町村支援補助金制度において、避難者生活支援事業として補助金との対象となっていることから今後導入する際には、補助金の活用についてと協議してまいります。
以上です。
五十嵐経済産業部長私からは農業者による区立小学校での食育事業スキームについてご答弁いたします。
区では、区立小中学校におきまして例年 11 月下旬から世田谷区の伝統野菜である大蔵大根を使用した学校給食を実施しております食材の提供に当たりましては区内の若手農業者で

組織された世田谷区農業青壮年連絡協議会とその事務局である区内の JA に多大な協力をいただいていおります。
同協議会では、区内農産物 PR の一環として、大蔵大根保存事業に 30 年以上にわたり取り組んでおり高い知見と技術を有しております。
委員お話しの食育事業のスキームに関しましてはこの協議会と JA の力を借りながらまずは大蔵大根に関する講義形式での試行実施に向け教育委員会とともに検討を進めてまいります。
以上です。
山田学校教育部長私からは、花育のような事業展開を目指し、モデル校での試行実施の検討につきましてご答弁申し上げます。
一部の区立小学校では、地域の農園や農業者、農業団体等と連携し、野菜の栽培や収穫体験、食育事業など地域の特色を生かした体験的な学習が実施されております。
議員ご指摘の農業者による食育事業事業につきましては子供たちが地域農業や食の大切さを学ぶだけでなく、生産者との交流を通じて地域の理解や愛着を深めるとともに、体験や探究的な学びを充実させる有効な取り組みであると認識しております。
教育委員会といたしましては、既存の実践も参考にしながら農業者や区内 JA 関係所管と連携し、一部の学校で実施しているせたがや育ちの野菜を活用した食育の取り組みを他校にも展開できるよう、農業者による講話や休職等関連付けた学習活動などを組み合わせた事業の仕組み作りやモデル事業の実施について検討してまいります。
以上でございます。
菅井教育政策生涯学習部長私からは、せたがや育ち給食の拡大についてご答弁いたします。
学校給食においては地産地消や食育を推進する観点から世田谷産農産物のせたがや育ちを活用した学校給食を全校で年 1 回以上実施しております。
せたがや育ちの活用につきましてはせたがや育ちを取り扱う農家や農業協同組合の配送範囲が限られていることから後から離れた学校、地域の学校では配送費用等の負担が生じるため市場流通する野菜と比較すると、高額となることや安定した収穫量の確保の課題などから活用が進んでいない状況もございます。
園部せたがや育ち給食の更なる拡大に向けましては費用面では都の補助金等の活用により食材費の負担軽減を図ることやまた、集荷配送面におきましても各学校や関係所管関係団体等と連携し、より効率的な体制の構築に向けまして検討してまいります。
以上です。
杉中障害福祉部長私からは 2 点ご答弁いたします。
まず、放課後等デイサービスの開設補助についてです。
区では、障害児施設整備等に係る基本方針の見直しを進める中で、令和 12 年度時点において、放課後等デイサービスは、重症心身障害児施設で 22 人重症心身障害児以外の施設で 128 人が 1 日当たり不足すると推計しており、利用ニーズに十分対応できていないと認識して

おります。
定員不足の解消に向け、医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して医療的ケア児を含む重症心身障害児施設について、本年度より新規開設補助を実施しており、既に 2 事業所が開設するなど、一定の成果が出ています。
一方、重症心身障害児以外の施設は、この間、民間による整備が毎年 2 着に事業所程度進んでおり、今後も同程度の整備を見込んでおります。
区内では、東京都による特別支援学校の改築整備が進められていることから、放課後等デイサービスなど、放課後の居場所の確保に向け、こうした整備の機会を活用した取り組みをとり働きかけてまいります。
なお、国は、本年 6 月以降に新規開設した施設は重症心身障害児施設等を除き、暫定的に基本報酬を引き下げる措置を講じております。
こうした状況から、区としては、令和 9 年 4 月の障害福祉報酬改定の動向を注視し、新規開設補助を含めた必要な支援のあり方について検討してまいります。
次に、放課後どうせ放課後等デイサービスの利用キャンセルの対応についてです。
放課後等デイサービスにおいて、両者の感染症や体調不良などを理由に利用がキャンセルされることがあり、その場合、サービス報酬は算定されません。
そのため、事業者から職員配置に必要な経費は変わらない一方で、収入が減少し、運営に影響が生じているとの声は、区としても伺っております。
国の報酬制度には欠席時対応加算が設けられているものの、事業者の運営費を十分補填できていないとの指摘もあります。
一方、区独自に補助制度を創設する場合には、相応の財政負担に加え、補助金の審査や実績確認などの体制を整備する必要があるなどの課題もあります。
利用キャンセルの対応は全国的な課題であり、本来は国の報酬制度の中で対応すべきものであることから令和 9 年 4 月に予定されている障害福祉報酬改定の内容を注視するとともに、必要に応じて国や東京都に対し、改善を働きかけてまいります。
以上です。
くろだあいこ議員豊田について来年 4 月の報酬改定の動向を注視するとご答弁がありました。
しかし報酬改定による改善だけに期待するのではなく、空自身が法で不足利用ニーズに十分対応できていない現状を認識しているのであれば、国や都への一層の働き方も働きかけはもとより、区独自の対応についても積極的に検討していただきたいしていただきたいと要望し、私の質問を終わります。
以上でくろだあいこ議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

18 番山口ひろひさ議員議長 18 番山口ひろひさ議員お昼ご飯の後は眠れない大作戦で抽選をいたしましたところ見事 5 番を弾くことができましたただあなたの質問自体が眠気を誘うんじゃないかという声もありますけども一生懸命原稿書きましたので、どうぞよろしくお願いいたします。
9 月 1 日の文教委員会において世田谷区の教育のあり方における子供像についての報告がありましたこの教育目標、幸せな未来をデザインし想像する大学の教育の実現に向けた要請地域愛ことばの力を教育の特徴と特色と掲げ、情報活用能力の抜本的向上を欠いての柱に位置付け、ICT や国際理解についても、これまでの取り組みを整理し今後のあり方の中で検討していく子供たち 1 人 1 人が予測可能な社会の変化に受身でなく、自ら積極的に課題に向き合い判断をし行動していく。
それぞれが思い描く未来を実現していく人材の育成を目指す自分と他人を大切に違いを認め、思いやり、自分らしい未来を切り開くことも、我が国と、世田谷のまちの文化や伝統を愛し、誇りを持って国際社会で活躍できる子供、言葉の力を基盤に、情報を活用して判断をしたり、自ら深く考えたりすることも。
西店を置きながら更なる更なる進化が進められていくとするものであります私は子供たちが自分の思い描く未来を実現していくために議論を進めていく中でもう一つの視点として、SNS を通じた犯罪の勧誘や重大犯罪への関与など子供を取り巻く犯罪環境の複雑化、犯罪の被害者加害者となってしまう現状や犯罪の低年齢化、そうした社会状況という部分についても考慮し、進めていく必要があると考えております子供の権利を尊重する他者を尊重し、自らの行動に責任を持つことを学ぶことも不可欠ですが、善悪を判断する力、他者への思いやり社会の一員としての責任感を育てること。
また家庭や学校での孤立が SNS などを通じて犯罪に巻き込まれることも懸念される社会において子供の主体性を育む教育が進められる一方で、他者を尊重する気持ちや社会的責任をどう育てていくのか、犯罪の低年齢化、誰もが犯罪に巻き込まれる可能性がある中で、世田谷区の目指す子供像の議論にこうした部分も含めていただきたいと思います。
安心できる居場所の確保、相談できる大人や地域との繋がり犯罪防止に繋がる環境を作り小学生にも SNS を通じた犯罪被害が広がる中で、犯罪に向かわなくてもよい社会環境を作る大人の責務として、子供像の進化を目指していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。
次に仮想上の課題について伺いますこの課題は本議会においても古くから議論されていた課題であります現在に至る。
災害の経験の中で多くの死者を伴う大震災、大災害が発生した場合に、亡くなられた方を葬るまた高齢化社会を迎えた時代においての火葬場の設置の必要性を我が会派も改めて指摘をし、区側もそれを受けて現状調査を行い、先般行われました所管の特別委員会でその報告がされました。
昨日の高浜代表質問でもありましたが、まさに技術の進化を感じたことが、ユニット型で設

置ができるということでありますそして実際にユニット型の火葬場設置した自治体があり、行政側も、現地視察をし、その説明から火葬場の設置の可能性も広がった感があります。
引き続き調査結果を踏まえ、分析を進め、仮想上の課題解決に向けての歩みを進めていただきたいことを要望いたしますそしてそれと同時に、今問題になっているのが、火葬料金の値上げであります都内 23 区の火葬場は民間火葬場が多く、その依存度は高く、光栄の火葬料金との格差が発生し、民間活動上の値上げが多くの区民の負担となり問題化しております。
火葬場は住民であれば定額無料のところもあり先般の報告でも、臨海斎場であれば火葬料金は 4 万 4000 円、民間火葬場では 9 万円以上と倍以上の差があります。
燃料費や人件費の上昇により値上げをしていく、民間営利を考慮するとそれは致し方ないことなのかもしれませんがことを仮想上の値上げとなると誰でも必ず利用者をしなければならない限りなく公共性の高いサービスであり、単なる民間事業者の方価格改定だけの問題ではありません。
その公共性の高いサービスについて、今まであまり行政は関与していなかった。
そして今値上がりが問題化し、頭に置いても料金や行政の関与についての検討が行われております公共性の高いサービス。
そこには火葬料金の算定根拠の明確化値上げの事前説明や行政との協議、経営収支や施設維持の透明化などが示されるべきであり、公共性を踏まえた料金設定を行政は求めるべきだったと思います。
またこのような課題が明らかになり、公共性の高いサービスを、今まで民間火葬場に依存しすぎた構造というものも抜本的に見直すべき時期に来ているのはなんき時期に来ているのでいいのではないかと思います。
誰もが避けることのできないサービスの料金に大きな格差が生じる。
公平な体制が整わないとと罠整わない中で行わざるを得ない。
私は民間遺贈会か依存を改善し、23 区が協力して、民間の火葬場を光栄として運営する買い取りを視野に入れていくことも必要だと思います長期的な対策と公共性を考慮すれば、なおさらそうすべきだとも思いますとの検討会だけではなく大学として、東京都 23 区に対してその声を発していただきたいと思いますが見解をお伺いします。
最後に勢いのメンタルケアとモンスターペアレントの対応について質問します私は子供の頃は学校の先生は生食何か悪いことをしたらひっぱたいてかまいませんからと私の親は先生にそう言っていたのを覚えています。
当時は学校の先生は絶対という信頼があったのかもしれません。
時代は進み当時とは教育環境も保護者の体制も大きく変わった中で生食とされていた教員の仕事も長い労働時間、休日出勤、勤務体制などがブラックだと言われ、教員離れ、教員不足が懸念されている時代となりましたそうしたなか本来の子供に向き合う時間と姿の確保が避けられ、教員の働き方、働き方改革が進められています。
業務の効率化、事務的な作業労働時間の軽減等も大切な部分でありますが、目に見えにくい

部分である子供、保護者を取り巻く対応、内面的な部分への対応も重要な点だと思います。
生食とされていた時代とは変わり、保護者の教育に対する意識の向上、学校や教員に対する期待の高まりとともに、要望や意見も多くなっているのではないかと思います。
そしてその声に真摯に対応し、改善すべきところは取り組み、保護者との信頼関係を築いていくことは大切なことでありますが、中には保護者との教育観の違い限度を超えた権利意識の主張教育監のずれによるSNSによる情報の拡散や5回教員に対する威圧的な言動や必要な苦情学校に対する過度なサービス要求等が発せられ子供と向かい合う体制に支障をきたす状況に発展してしまうケースもあるわけであります。
特に問題となるのは、過度な要求意見を発する保護者に対しての対応に教員が子供と向かうべき時間を多くを費やさず費やさざるを得ず他の子供たちへの教育活動に支障が出てしまうことですその対応は、教員や管理職である校長副校長にも、内面的時間的にも大きな負担となってしまう。
学校運営に大きな支障となってしまうこと、さらに精神的に追い詰められ、休職や退職に繋がってしまう可能性もあり、精神的ケアも必要だと聞こえてまいります。
複数の教員による対応や担任のサイクル制度の取り組みなどを行っている学校もあるようでありますが、休職や退職に追い付かれ、追い詰められることなく笑顔で子供に向き合える体制を守るためにも、限度を超えた。
モンスターペアレント等の対応には弁護士や専門家への相談など学校では対応しきれない課題については教育委員会が主体となりしっかりと対処できる体制をとることが必要であります。
そうした負担を軽減し、学校は、保護者の受け入れを全て受け入れるサービス機関ではなく、第1の目的は、子供の教育と成長だということを示し、子供像の教育が進められるように、しっかりとした体制を図ることが重要だと考えます保護者の意見と、学校の教育活動をしっかり守っていくこと区の見解をお聞きします。
またこうした中で、他自治体においては学校への電話に対する録音を行い対応している自治体もあり、成果を出しているとも聞いています。
また問題の可視化というか可視化という観点から防犯カメラの仕様ということも視野に入れた検討も必要になってきているのではいるのではないかと感じております。
このことに関しても、見解をお伺いし、以上で壇上からの質問を終わります。
山田学校教育部長、私からは子供像とモンスターペアレント対応につきまして順次ご答弁いたしますまず子供像についてです議員ご指摘の通り、デジタル化の進展に伴い、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、犯罪に巻き込まれないことや、外から実被害から自らを守る力をつけることは重要であると認識しております。
特にSNS等を通じて、膨大な情報に接する現在においては、情報適切に見極め、自ら考え、判断する力が一層求められております。
一方子供像につきましては、特定の課題への対応を個別にし、個別太鼓特定の課題への対応

を個別に示すのではなく、将来にわたり変化の激しい社会の中で様々な課題に適切に対応できる普遍的な資質能力を示すものと整理しております。
議員ご指摘の指定につきましては、子供像に位置づけている。
自分と他者を大切にする多様性や自ら投与立仲間と対話し、深く考え続ける言葉の力の中に含まれているものであると考えており、道徳や学級活動等で指導してまいります。
次に、モンスターペアレントに対する対応についてです。
議員からご提案いただきました。
防犯カメラの設置や電話録音機能の活用につきましては近年学校を取り巻く環境が複雑化する中で、児童生徒への安全安心の確保や教職員が安心して教育活動に専念できる。
教育環境の観点から重要な視点であると認識しております。
設置に向けましては、財政部門との協議はもとより、教育委員会の関係各課において必要性を検討しており、まずは電話録音機器の配置を進め、今後も学校現場の図実情を踏まえながら判断してまいります。
教育委員会の体制強化につきましては、学校の安全確保や教職員の負担軽減、迅速な課題解決に繋がるよう、教育指導課の指導主事や教育支援や心理士、弁護士、スクールソーシャルワーカーからなる。
支援チームの更なる体制充実に努めてまいります。
以上でございます。
有馬地域行政部長、はい、私から民間の火葬場の公営化すべきについてお答えいたします。
議員ご指摘の通りた社会の進展による火葬需要の増加が見込まれる中、仮想という公共性の高いサービスを将来にわたり安定的に確保していくことは、重要な課題であると認識しております。
区長は、東京都の火葬場に係る検討会の中で、民営火葬場が外資に売却ということであるなら、東京都のイニシアチブのもとで、高齢化することも一つの手法であると提案発言しております。
結果的に売却が不正確な情報であることが判明しましたが仮に公営化した場合、運営は安定化し、火葬料金を条例で定めることになるため、臨海斎場や東京都水江葬儀場並に設定することが可能になると想定されます。
火葬場の設置や運営につきましては、区は今年度に実施した調査報告および 3 月に示される予定の東京都の検討会の結果を踏まえ、東京都や特別区と連携し更に検討を進めてまいります以上でございます。
山口ひろひさ議員区長も今答弁の中で公営化を訴えたということでありますけれども本来区長がここにいれば、グッジョブといいねのポーズをしたかったんですがいらっしゃらないんで非常に残念でありますけども突き詰めるとやはりこの仮想という事業はですねやはり行政が、私はやるべき事業だと思うんですね東京都の検討をということもありますけども、やはり将来的なことを考えて歴史を仮想の歴史を変えるぐらいのやはり気持ちでです

ね、買取といったことも視野に入れていくべきだと思うんですけども改めてもう一度その辺についての御見解をお伺いしたいと思いますそれと教育委員会の体制強化ということはありましたけども具体的にですねどういうふうに強化を図っていくのか言葉で菊野は強化されるんだなということですけどもその辺の具体性についてもお聞きしたいと思います。
播磨地域行政部長、はい、火葬場の再質問にお答えいたします。
まず火葬場の経営主体に関しましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、国は昭和 43 年の通知において、火葬場の経営について、非営利性、継続性を担保する観点から、原則として地方公共団体、公益法人または宗教法人としております。
一方お話のありました現在の民間の火葬場を公営化することにつきましては先方に売却意向がないことを踏まえますと、非常に厳しい状況がございます。
今回の民間の火葬場の料金改定に対し自治体の指導等が難しかったことから、ここにつきましては引き続き自治体の指導体制等については東京都特別ともに一緒に検討してまいります。
さらに区としましては 3 月に示される予定の東京都の検討会の結果を踏まえまして、幕が報告しました小規模火葬場の設置の可能性も視野に入れながら東京都や特別と連携しさらに検討してまいります。
以上でございます。
山田学校教育部長、再質問にお答えいたします。
教育委員会の体制強化でございますけれども現在指導主事また心理士の教育アドバイザーなど今年度は延べございますが 500 回以上になります臨時随時でですね学校に訪問しまして保護者対応等を行って好調支援してございます引き続き指導主事を含めて、教育委員会が一体となって、直接学校現場に向かう回数を増やすなど助言することで学校を支えてまいりたいと思います。
以上でございます。
山口ひろひさ議員火葬場の公営化が難しいということは理解をいたしましたそれと教育委員会の体制強化も強化をしているんだなということはわかったわけですけどもハラスメント研修のときにですね。
ちょっと私講師の先生にお聞きしましたら、もう最終的にはですね、学校と切り切り離すしかないということをおっしゃってましたそういう状況になればですね、学校が切り離すということは不可能でありますので、教育委員会がしっかりとした体制を取ってですね、学校に寄り添うことを期待をいたしまして私の質問を終わります。
以上で山口ひろひさ議員の質問は終わりました。
次に、43 番中里光男議員、超 43 番中里光夫議員通告に従い質問します初めに家賃補助について質問します三井住友トラスト基礎研究所によると、東京 23 区の 2026 年第 2 四半期の賃料は前年度比同期比でプラス 6.2%前期比でもプラス 0.9%で 15 四半期連続。
これは 4 年弱になりますが過去最高値を更新しているという若年層を中心とした、シング

ルタイプの需要が高く、賃料上昇が顕著ファミリータイプは、分譲マンションの価格高騰の影響で、引き続き大幅な賃料上昇が見られるということです区議団が 2 月に行った区民アンケートでは、物価対策としても、区政に求める政策としても回答者の約 4 分の 1 が住まいへの支援、家賃補助、区営住宅の増設などを求めています家賃高騰で生活が苦しい、住宅確保が困難などの状況が生まれています。
住まいは人権を掲げた世田谷区住宅条例では、第 8 条で、区は住宅に困窮する組み、公営住宅法に基づく住宅要支援者にとどまらず適切な人口構成を図り、良好な地域社会を維持形成するために必要となる住宅の供給を行うとされています。
区は安くて良質な住宅の供給戸数を行うべきで自宅を購入できる人への金銭的支援をやめてその財源は公的住宅住宅の供給や住宅確保に困っている人への支援に回すべきです。
区営住宅の入居要件は住宅用支援者であり住宅確保の支援が必要とされている人です募集で 14 倍を超える倍率があり、区営住宅の不足は明らかです。
区営住宅の増設を求めます。
そして、区営住宅に入れなかった人に対する家賃補助を行うことを求めます。
まずは低所得者から実施すべきです。
見解を伺います。
ニューズウィーク日本語版に東京都心部の約 2 割の世帯で家賃支出が手取り収入の半分を超えているという記事が出ています。
2023 年の総務省住宅土地統計調査に基づき、世帯収入に占める年家賃の割合を試算しています。
全体の 18.2%が年間の家賃は手取り収入の 5 割を超えるさらに、世帯主の年齢層別に計算すると 25 歳未満の若年世帯の 52.3%が手取りの半分以上を家賃に充てています。
第 3 回定例会で、企業の住宅手当を支援することで区内の現役世代の住宅支援に繋げることはできないかと提案しました区内企業の若手人材確保など、産業振興の面からも有効ではないかという答弁がありました。
神戸市では、市内企業住宅手当等支援補助金を実施しています 40 歳未満、入社 3 年以内の市民を対象に市内中小企業に住宅手当の 2 分の 1 上限 1 万円まで補助とするというもので 3 年目に入って 30 歳未満未満から 40 歳未満に対象を広げ昨年度は 193 社 616 人を支援したと就労者の住宅手当は、企業の福利厚生として就活生からのニーズが高いという話であります区内の現役世代の住宅支援のため、区内中小企業への住宅補助の支援について検討状況を伺います。
次に、気候危機対策について質問しますトルコで開催された COP 31 は、新たな合意に達することができないまま 22 日に閉幕しました。
当初案にあった化石燃料からの脱却が明記されない文章案に欧州諸国等諸国パナマなどが反対をし合意に至りませんでした。
化石燃料企業などが大量にロビイストを送り込み、汚染企業が人々より優先されていると

の批判もありました。
途上国支援についても、資金拠出の道筋が示されませんでした気温上昇が 1.5℃を超えるオーバーシュートを抑える対策や電化目標も正式決定されませんでした。
気温上昇 1.5 度に抑える目標の達成が危ぶまれる中、化石燃料からの脱却や途上国の支援、排出削減の実施教科などの課題が先送りとされました各国が短期的な利益追求を改めて率先行動と国際協力を進めることが急務というふうになっていると思いますこうした中で私達は化石燃料からの脱却を始め気候正義の立場で問題に取り組んでいくことが必要だというふうに思います。
久野大だ。
脱炭素の目標を実現するためにも、全庁的な取り組みが必要です区の役割は、区が率先して実行するとともに、区内全体の脱炭素化の促進を図ること特に福祉を始めとした区が補助金を出している事業で、脱炭素を推進することが重要です。
国や都の脱炭素の補助事業が積極的に活用されるよう、民間事業者にアドバイスをすることは区の役割として重要です。
しかし、福祉施設整備や区内業者の経営相談などの際にアドバイスをすることを求めてきましたが、進んでいません。
昨年行われた気候市民会議を傍聴しましたが気候危機への関心はあっても、何が問題でどうすればいいかなどの知識はなかなか知られていないということがわかりました。
しかしその場で専門家からのレクチャーを受けて、話し合いをすることで区民目線の政策提言を作ることができました問題を知ることが重要だというふうに思います。
福祉や産業の窓口となる職員が脱炭素に意識的に取り組み、関係所管との連携を図ることが重要です。
そのためにも、庁内全体の職員向けに、気候危機問題の研修を行うことを提案します。
見解を伺います。
また庁内連携を進めるために、緑書簡など、気候危機対策と関連のある事業とエコ住宅補助金などを組み合わせて取り組んだらどうでしょうか、見解を伺います。
次に包括的性教育の推進を求めて質問をします。
小学校での包括的性教育のモデル事業が行われました事業では、子供たちの反応も、これまで学んだ内容を確認したり、知っていることを積極的に発言したり、様々だったと参加した保護者からは子供たちの反応が思った以上にちゃんとしていてよかったとやってよかったとこういう感想が寄せられていますそして、子供たちが日常的に適切な情報に触れられるように学校図書室や学級文庫に児童向けの包括的性教育の本を置いておいて欲しいこういう意見が寄せられました私自身子供が小さかったときに性教育の専門家の方にどのように子供に性教育をしたら良いのかと質問したことがあります。
そのときの答えは、今はいい本が出てる子供の手の届くところに置いておいて見れるようにしておくことだと自分で読んで興味を持ったら親に質問してくるだろう。

それを待てばいいんだと子供の自主性が大事なんだということを教わりました。
私はそれを聞いて、肩の荷が下りました。
保険保健所が主導した思春期世代に向けたリプロダクト部ヘルスライツ周知啓蒙の取り組みの一環で行われた教員向けの研修の結果を私は思い出しました。
参加者のアンケートでは、参加した教員のほとんどが、内容は素晴らしかったとしかし自分で教える自信はない。
外部講師の授業を望むこういうものでしたこれは自分が子育てをしていて不安を持っていたときと重なる姿だなというふうに思いました。
外部講師による授業を進めると同時に、手の届くところに良い本を置き、子供たちが主体的に学び、教員に質問や相談をするようになれば、教員も子供たちとの交流を通じて、性教育に対する自信をつけていくことになるのではないでしょうか。
子供たちがネットなどの不健全な情報に触れる前に健全な情報に触れる環境が大切です。
保健所の協力も仰ぎ SRHR の専門家のアドバイスも受けて、包括的性教育の了承を積極的に学校に配置することを求めます。
教育委員会の御見解を伺います。
また学級文庫の本が古いものばかりだという声をお聞きました。
本の購入は学校ごと学級ごとの自主性に任されているようですが、新しい図書を継続的に購入できるよう予算措置をしっかりすべきです。
現状と今後の取り組みについて、教育委員会の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
佐藤都市整備政策部長私からは区営住宅の増設と入居できなかった方に対する家賃補助につきましてご答弁申し上げます区営住宅につきましては、全ての入居希望者への供給がかなわない状況にある中、区としても供給方策の改善が必要であると認識しております。
特に生活に困窮している住宅確保要配慮者にとっては支援が必要であることは認識しております。
ご提案の区営住宅落選者への家賃補助制度につきましては既に杉並区で 1 人親を対象として実施していることは承知しておりますが、補助期間に係る継続的な財政負担など、事業化に向けては課題がございます。
区では現在策定中の公営住宅等長寿命化計画において、建て替えを契機とした供給戸数の拡充について検討しています。
合わせて来年度からの 2 年間で集中的に空室修繕を行い、空室ストック数を改善することで、より多くの入居希望者が円滑に入居できるよう取り組んでまいります。
また、区営住宅への応募受付時に、生活にかかるご相談があった場合には、必要に応じて福祉所管に繋ぐなど、庁内で連携し、支援の拡充に努めてまいります。
以上でございます。
五十嵐経済産業部長私からは区内企業への住宅補助支援についてご答弁いたします。

区内事業者への調査結果からは経営上の課題として人手不足や業績の不振が毎年上位に来ており地域経済を取り巻く状況は依然として厳しい面があると認識しておりますこうした中話の住宅補助は従業員の生活支援やモチベーションアップに加え、就職において、福利厚生を重視する割合が高い若者世代の採用や定着にも繋がりうると考えます。
区では現在、対象の業種や事業者支援内容など住宅補助を含む事業者への福利厚生支援に関する様々な課題を抽出し他の施策との関連性を含めて検証しているところです民間事業者の調査では福利厚生の充実を予定する企業が 5 割近くに上るというデータもあることから引き続き事業者の人材確保定着に繋がる支援のあり方について検討を進めてまいります。
以上です。
秋山環境政策部長私からは区内の脱炭素の大水深につきましてご提案をいただいた二つの件につきまして順次ご答弁いたします。
まず、町内全職員向けの気候危機問題の研修の実施についてでございます。
今年 9 月の国連環境計画の報告書では、今年今後数年以内に産業革命前からの地球の平均気温の上昇が 1.5℃を超える見込みであるとあり、また、都内でも記録的な豪雨が増え、気候危機は既に私達の暮らしや経済などの地域社会に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。
他自治体では、二酸化炭素の排出量を、事務事業実施の判断基準の一つとしているなど、政策作りの基本的な要素としている事例もあり、環境は行政としても、区民の安全安心、暮らし経済などあらゆる分野に関わるものになりつつあり、本区でも環境という面から事務事業を捉えていく視点を職員が認識することは重要であると考えております。
今後ご提案の研修について、動画や制度説明会など環境問題全般に関し、どのような手法が有効かを検討し、関係所管と相談しながら実施できるよう取り組むとともに、区民や事業者への働きかけも庁内連携により進めてまいります。
次に、気候危機対策と関連のある事業とのを組み合わせについてでございます。
環境部門が実施している各事業は、環境部門での CO2 排出量やエネルギー消費量の削減などの効果だけでなく、快適性や健康防災など複合的に住環境の改善に有効なものであると認識しております。
環境所管で実施しているエコ住宅補助金につきましても CO2 削減のみならず、健康などへの効果もあり、更に関連する緑化助成や雨水タンク等の設置などの他制度と組み合わせることで、気候危機対策はもとより、住環境を向上する。
相乗効果を高めることができるものと考えております。
一方で、このような補助金については、担当所管がそれぞれで周知を行っており、環境問題に詳しい方でも探すのに非常に苦労するというご意見をいただいております。
今後、ご提案も踏まえ、緑化助成などを環境に関連する制度所管と連携し、共通パンフレットの作成や窓口等での総合案内など、区民の方から見てもわかりやすい周知と効果的なアプローチを進めていき、区民が取り組みを始めるきっかけ作りとなるよう取り組んでまい

ります。
以上でございます。
山田学校教育部長、私からは、小学校での包括的性教育の推進につきまして 2 点順次ご答弁いたします。
まず包括的性教育の児童向け図書の配置についてです。
学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、体育科保健体育科を初め、学校の教育活動全体を通じて行っております。
ご提案のが、学校図書室や学級文庫への児童生徒向けの図書の配置につきましては、子供たちが自らの関心や疑問に応じて必要な知識を得るとともに、教職員や保護者などの大人の目に、大人に安心して相談できる環境作りに繋がるものと認識しております。
また、教育委員会では現在小学校高学年を対象としたモデル事業の検証等を通じて、発達段階に応じた系統的な学びのあり方について検討を進めているところでございます。
今後、その検討を進める中で、児童生徒の発達段階や学校の実情、保護者の理解にも配慮しながら学びを支える教材や環境作りについて整理してまいります。
次に、新しい図書を継続的に導入できる今後の取り組みについてです。
学級文庫につきましては、児童が日常的に本本に親しむことができるよう、各学級の実情に応じて設置運用されているものであり、その管理や蔵書の選定については、図書館司書や担任教諭を中心に行われております。
学級文庫で活用する図書につきましては、学校図書館の蔵書を定期的に入れ替えながら利用している他、中央図書館の団体貸し出し制度を活用するなど、児童の興味は興味や発達段階に応じた本に触れられるよう工夫が図られております。
また、教育委員会では、学校図書館の図書購入費について、学校規模に応じた予算を毎年度配当し、計画的な図書の更新充実に取り組んでおります。
今後も、学校図書館の蔵書の充実を図るとともに学校図書館や区立図書館の資源を効果的に活用しながら、児童が多様な方に親しむことができる読書環境の充実に努めてまいります。
以上でございます。
中里光夫議員はい気候危機の問題ですけれども気候市民会議でやったような中身の濃い、職員研修をですね、ぜひ実施していただきたいと、これは要望しておきますそれから学校図書の問題ですけれども、学校規模に応じて予算はつけているということなんですが実際に古い本ばかりだという声もあるわけですからどう使われているのかぜひ調べていただきたいと、これも要望しておきます。
以上で終わり。
終わります。
以上で中里光男議員の質問は終わりました。
次に、39 番坂口健一議員議長 39 番坂口賢一議員被害者に寄り添ったいじめ対策について

です。
いじめは単なる子供同士のトラブルではありません。
被害を受けた子供の心に深い傷を残し、その影響が長期にわたって続くことがあります。
いじめ被害は被害者の尊厳や心身の安全を根本から脅かすという点で、性被害にも通じるほど深刻な人権侵害であると考えます。
だからこそ、被害を受けた子供への対応には最大限の配慮が必要です。
被害者に対して、なぜ嫌だと言わなかったのか、なぜ逃げなかったのかなどと同様な対応は決してあってはなりません。
被害を受けた子供は、指導の対象ではなく、まずは守られ、心のケアを受けるべき対象なのです。
現状では、いじめを認知してから、関係者への聞き取りや内容の確認操作に 1 年から 2 年の時間を要する場合があり、被害者は天候や卒業となってしまうこともあります。
もちろん確認することは重要ですが、その完了を待つことなく、まずは被害者の安全を確保し、スクールカウンセラーによる心理的支援を速やかに開始し、いじめが解消した後も、心の傷や不安が残る場合には、継続的な支援が必要です。
いじめの事実確認や調査の完了を待つことなく、認知したその日から、被害者の安全確保と心のケアを開始し、被害者の尊厳を最優先に守り、いじめ解消後も必要な支援を継続することを徹底すべきと考えますが、いかがでしょうか、見解を伺います。
いじめ対策というと、いじめが発生した後の対応や被害を受けた子供をいかに早く見つけ、守り支援するということに重点が置かれます。
もちろんそれは極めて重要であり、先ほどは被害者に早期に寄り添うことの大切さを取り上げました。
しかしそれと同時に、そもそも子供たちがいじめなんてしたくない。
誰かを傷つけるようなことはしたくないと心から思えるような教育や働きかけが必要ではないでしょうか。
そのためには、子供たち 1 人 1 人がいじめに関わる人の痛みや苦しみを想像する力を持つことが大切だと考えます。
いじめを受けた子供がどれほど傷つき、どれほど孤独で学校に行くことさえ怖くなるのか。
いじめをしてしまった子供がその行為によって相手の人生にどれほど大きな影響を与えてしまうのか。
またそばで診ている傍観者が何もできなかったことにどのような葛藤や後悔を抱えるのか。
被害者加害者、そして傍観者それぞれの立場に立って考える想像力を育てることが、いじめをなくすための大切な土台になるのではないでしょうか。
こうした想像力を子供たちに育むためには、まず、日々子供たちと接する教師や、保護者自身がいじめの現実を深く理解しなければなりません。
そのためにも、教師や保護者がいじめ問題に取り組む専門家や心理学者などから直接話を

聞く機会を教育委員会が積極的に設け、いじめが起きる心理的背景や被害者加害者傍観者。それぞれの心理、そしていじめがもたらす深刻な影響について学ぶことが重要だと考えます。
大人が正しく理解し、実感を持って子供たちにかけ、語りかけることで、初めてその言葉は、子供たちの心に届くのではないでしょうか。
子供たちが自らの心でいじめは絶対にしたくないと思えるよう、教師や保護者のいじめに対する理解と想像力を深めるために専門家や心理学者による研修や講演、学びの機会を充実させていくべきと考えますが、区の見解を伺います。
次に交通不便地域への取り組みについてです。
区では砧地区において、令和 5 年 5 月からデマンド型交通の実証運行を開始し、令和 7 年 10 月から週 5 日運航に拡充しました。
現在 1 日平均約 40 人が利用しており、令和 8 年度の本格運行では、収支率 15.3%、年間約 2040 万円の公費負担が見込まれています。
また、1 日平均利用者数が 20 人未満の状況が継続し、改善策に取り組んでも改善の見通しが立たない場合には、本格運行の終了協議するとしています。
こうした砧地区の取り組みを踏まえ、今後、北宮、桜上水開かず罪などで実証運行を始めるにあたり、下限値を下回った場合場合には、運行ルートや運行日数、予約方法などどのような改善策を講じるのか、また、改善を重ねても、利用状況が好転しない場合には、どのような基準で運行継続を判断するのか、計画段階から、目標とする利用者数、利用者数や下限値をあらかじめ地域の皆様と共有しておく必要があると考えますが区の見解を伺います。
世田谷区内では五つのバス事業者が 81 系統の路線バスを運行し、区民の日常生活を支えています。
しかし、コロナ禍以降は利用者の回復が十分でないことに加え、運転手の高齢化や人材不足が深刻化し、採用を進めても、離職者が上回る状況となっています。
実際にたまりばバスや希望が丘路線世田谷区ろりんバスでは既に大幅な減便が生じています。
既存のバス路線が廃止されれば、これまで公共交通を利用できていた地域が新たな交通不便地域となり、区民生活に大きな影響を及ぼします。
一度失われた路線を復活させることは容易ではなく、今ある路線を維持することが重要です。
区ではこれまでも事業継続維持費の支援による職場環境改善人勢人材への支援ラッピングバスによる運転手への理解促進など、様々な取り組みを進めています。
そこで、これまでの支援策の効果をどのように捉えているのか、また今後、事業バス事業者との連携をさらに強化し、既存路線の維持と新たな交通不便地域の発生防止に向けてどのように取り組んでいくのか区の見解をお伺いします。
次に区有財産の更なる有効活用についてです。

区が保有する土地や建物は、区民共有の貴重な財産であり、その有効活用には財源確保だけでなく、地域課題のカツ解決やまちの活性化にも繋がる重要な取り組みです。
区では現在利用していない区有財産のうち、貸付可能な物件をホームページで公開し、民間事業者への貸付を進めていますそこで伺います。
ホームページで公開している。
貸付可能物件の現在の件数と実際の貸付実績、また、貸付料収入など、これまでの取り組み状況を伺います。
区有財産は、単に駐車場や資材置き場として貸し付けるだけではなく、地域のイベント、NPO や福祉団体の活動拠点、若手企業家のチャレンジの場など、多様な活用の可能性があります。
今後、貸付可能物件の更なる掘り起こしはもとより、利用を希望する団体への積極的な情報発信や柔軟な貸付条件の設定、民間からの活用提案を積極的に受け入れる仕組み作りなど区有財産の有効活用を一層推進すべきと考えますが、この見解を伺います。
区内の放置自転車は、駐輪場の整備や撤去活動の推進により、大幅に減少してきました。
区内の 1 日あたりの放置自転車数は、昭和 63 年の約 3 万 3200 台から、近年では 1000 台を下回る水準まで減少しています。
また年間の撤去台数も令和 5 年の約 1 万 5000 円台から令和 6 年には約 1 万 3000 円台へと 15%減少しています。
こうした状況を受け、保管場所も、平成 19 年の 13 ヶ所から令和 2 年には 7 ヶ所まで削減されている中で、現在の保管場所の数、収容台数と実際の保管台数また、維持管理経費を伺います。
令和 8 年度から令和 12 年度を対象とする自転車総合計画の中間見直しには放置で自転車等保管所の運営の見直しが掲げられています。
今後も保管場所の集約、縮小を進め、余剰となった土地については、駐輪場への転用や民間貸付地域ニーズに応じた活用などを積極的に進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
山田学校教育部長、私からは、被害者に寄り添ったいじめ対策について 2 点ご答弁いたします。
まず、早期に寄り添う対応についてです。
教育委員会では、いじめに関する全ての対応および判断において、子供の最善の利益を最優先とすることを基本とし、条例案の検討を進めております。
また、被害を受けた児童生徒の安全安心の確保と尊厳の回復を中心に据えた対応についても、条例に位置づける方向で検討しております。
あわせて、いじめが疑われる段階においても、子供の不安や恐怖に寄り添いながら、安心して過ごすことができる環境の確保を中心に対応することや、被害を受けた児童生徒が孤立

すること、孤立することのないよう、早期の支援に繋げるようすすめ繋げることを重視しております。
また、事実関係の確認や調査を進める場合であっても、それと並行して、被害を受けた子供への支援を行うことが重要であると考えております。
そのため、教育委員会が早期に関与し、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、子供の心身の回復と安心できるが、学習環境の確保に向けた支援の充実を図ってまいります。
次に、教職員および保護者向けに専門家による学びの機会の実施についてです。
本条例素案では、学校および教職員の責務や保護者の役割等を位置づけております。
条例を実効性のあるものとするためには、教職員や保護者が条例の趣旨やいじめに対する基本的な考え方を理解することが重要です。
教職員に対しましては、条例の運用を支える教職員用ガイドラインを策定するとともに、心理福祉法律等の専門家の知見も活用しながら、研修の充実を図ってまいります。
特に被害を受けた子供の心情やいじめが及ぼす影響への理解を深める他、子供たちの想像力や共感力を育むための指導力向上に取り組んでまいります。
また、保護者に対しましては、学校いじめ防止基本方針の周知に加えまして、保護者会や学校家庭地域が連携して子供の豊かな心を育むため、全小・中学校で実施する道徳授業地区公開講座等を通じて、条例の考え方や家庭における子供との関わり方について理解促進を図ってまいります。
さらに、保護者や地域の方々で構成される学校運営協議会等とも連携し、協議会での議論等を通した地域住民への理解促進を図り、地域全体でいじめの予防と快勝支える取り組みを進めてまいります。
以上でございます。
どのした道路交通計画部長私からは持続可能な交通政策につき関する質問 2 点につきまして順次お答えいたします。
まず、交通不便地域への取り組みについてでございます。
桑北見地域を初めとする重点検討地域におきまして、地域協議会の皆様とともに地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入を検討しています。
実証運行における目標水準につきましては人口や移動ニーズ、交通状況等、地域ごとに状況が異なることからそれぞれの地域の実情を踏まえて個別に設定することとしております。
その際、運行内容の見直しを行う下限値の設定につきましてはコミュニティ交通の効果が福祉の向上や地域の活性化など、多様な側面に及ぶことから、一部の指標のみを用いることは慎重に判断すべきと考えております。
一方で、下限値を設定することにより、地域協議会や利用者にとって運航継続に向けた基準がわかりやすく示されることで、結果として、主体的な利用促進に繋がる一面もあると認識しております。

区といたしましては、新たなコミュニティ交通の多様な効果を適切に把握分析するため、実証運行での利用状況等を踏まえながら、各地域の状況に応じた下限値を含めた目標水準を設定について検討を進めてまいります。
次にバス路線の維持についてでございます。
路線バスは区民の移動を支える重要な交通インフラでありますが、運転手不足が深刻化する中、他業種を含めた人材獲得獲得競争の激化により人材確保がますます厳しい環境にあります。
こうした状況は、減便や路線廃止に繋がりかねず、個々の事業者だけでなく、公共交通全体で対応すべき課題であると認識しています。
区では、今年度から新たにバス事業者による職場環境の改善や人材確保の取り組みを支援するための補助事業、メールで繋ぐ事業支援金を実施しています。
バス事業者からは、整備工場への空調設備の設置など、運転手を始めとする従業員の定着や離職防止に向けた職場環境の改善に活用していると伺っております。
また、ラッピングバスを活用し、地域の公共交通を支えるバス運転手への理解と感謝の機運醸成を図るなど、路線バスの維持確保に向けた支援を進めております。
区といたしましては、今後も既存の路線バスネットワークの維持を交通政策の基本としつつ、公共交通不便地域対策にも取り組みながら、バス事業者と連携を一層強化し、事業環境の改善や人材確保に向けた取り組みを支援することで、路線バスの持続的な運行環境の確保を図り、区民の移動手段の確保に努めてまいります。
私から以上です。
す。
田村財務部長私からは区有財産の貸付状況と今後の活用についてのご質問にお答えいたします。
区が保有する土地建物などの公有財産において、年度当初に財産を所有する各所管部に対して、活用状況の調査を行い、現状、本来の目的で利活用していない土地や建物などについて、まずは庁内で他の用途での利活用の意向の有無を確認し、意向がない土地や建物などの建物などについては区のホームページに速やかに公開し、有効活用に繋げております。
貸付の実績ですが、令和 8 年 4 月 1 日現在で 304 件、貸付料は年額約 4 億 5000 万円となっており、福祉関係施設や自動販売機、コインパーキング自動証明写真機などとして貸し付けております。
現在、区のホームページにて公開している貸付可能な区有地は令和 8 年 4 月 1 日現在で 43 件ですが、事業予定地や代替地などのため、貸付は、区が事業などに利用するまでの期間に限定されます。
また、不整形地や狭小地、間口が狭いなど、活用困難な区有地が残されているのが実情となっております。
区といたしましては、区ホームページで公開している過去の貸付事例に加え、さらに多くの

事例を詳細に掲載するなど、利用希望者に情報が広く周知されるよう、引き続き広報に努めてまいります。
私からは以上です。
うねめ土木部長私からは放置自転車保管所に関してお答えいたします。
区では、放置自転車の減少を踏まえこれまでも保管所の集約化による閉鎖を進め、維持管理経費の削減に努めるとともに、保管所敷地の一部を駐輪場や保育園、放課後児童クラブに転用しゆ有効活用を図るなど、取り組みを行ってきてございます。
現在、保管所における合計収容可能台数は約 4000 台で昨年度の実保管台数の最大数は約 1600 台でございました。
また年間の維持管理経費は土地の賃借料や放置自転車コールセンター等の運営を含め約 2 億円でございます。
区といたしましては、放置自転車対策の一層の推進に努めるとともに撤去台数の推移や保管所の地域バランス等を踏まえ、保管所の縮小や敷地の一部を地域ニーズに応じて転用するなどの可能性を見据え、効率的効果的な施設運営に取り組んでまいります。
以上でございます。
高口健一議員いじめに関することですがいじめを受けた被害者がそのまま不登校になり引きこもりになるという事例は多く見られております。
教育委員会といたしまして、いじめは起こりうるものという前提で早期発見と被害者に寄り添うということで、今掲げておりますが、ぜひとも子供たちが自らいじめを起こさないという思いに至るような教育をしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。
以上で坂口健一議員の質問は終わりました。
次に、11 番若林理沙議員議長、11 番若林りさ議員日本酒の会の若林理沙です。
この度無事に第一種を出産いたしました。
妊娠出産子育てを経験する中で、当事者となって初めて見えてきた課題をリアルタイム適正に反映していきたいと考えております。
私自身、産後心不全を発症いたしました。
無事に出産を終えたからといって、母体が健康な状態に戻るわけではありません。
赤ちゃんの健康を守るためにも、母親の心と体の健康を守ることが大切であり、産後ケアの重要性を身をもって実感いたしました。
本日はこうした経験を踏まえ、当事者として見えてきた課題について伺ってまいります。
まず 3 合計事業の充実について伺います。
産後ケア事業は利用決定率が約 2 割にとどまり、申し込んでもなかなか利用できない状況が続いています。
区は産後ケア事業推進方針で、令和 11 年度までに需要を上回る受け入れ枠を確保するとしていますが、枠の数が増えても利用できる人が限られていては予約の取りづらさは解消しません。

この産後ケア事業では、仕事して、デイケアともに、出産後４ヶ月未満を対象としていますが、昨年度新たに委託した加賀山病院と正常マタニティクリニックはいずれも対象が出産後３ヶ月未満で体重５キロ以上、または寝返りをする赤ちゃんは利用できません。
私の子供も生後２ヶ月ほどで５キロを超えていました。
また兄弟を受け入れているのは、区立産後ケアセンターのみで、その枠は胎児と合わせて１日２枠しかありません。
安全を守るための条件であることは理解しますが、それならば受け入れる体制の整った施設を選んでいく必要があります。
今後、委託先を増やすにあたっては、月齢や体重、寝返りの有無による制限が少なく、兄弟や胎児も受け入れられるなど、利用対象の広い施設を優先的に確保すべきと考えますが区の見解を伺います。
次に、LINE による申し込みについてです。
昨年８月に LINE で申し込めるようになったことは評価します。
しかし抽選に外れて申し込みし直すために、子供の生年月日や出生体重など、同じ内容をその都度１から入力しなければならない仕様となっています。
私も産後間もない時期に毎日申し込んでは翌日に落成の連絡を受け、また同じ内容を入力するということを繰り返しました。
この仕様を不便に関し、改善を求める声も多く寄せられていると伺っています。
利便性向上や負担軽減のためにも、初回に入力した情報を次回以降の申し込み引き付けるよう、ラインの申込システムを改善すべきと考えますがこの見解を伺います。
次に、ベビーシッター利用支援事業の課題と改善について伺います。
世田谷区の今年４月１日時点の待機児童数は、昨年の 47 人から 166 人に増加し、全国の市区町村で最多となりました。
私自身も現在待機児童の保護者となり、今年 4 月から開始されたベビーシッター利用支援事業の事業者連携型をこの秋に申請いたしました。
通常の手続きでは、入園できないという結果が出てから入園待機通知書が手元に届くまでに１週間余りその通知書を添えて対象者確認を申請し、確認書が交付されるまでに約１週間、さらに事業者と契約し、区役所の窓口でアカウントを申請して発行されるまでに 10 階庁日ほどかかり、利用始めるまでに１ヶ月近くを要します。
復職の日が迫る保護者にとってこの１ヶ月は切実な問題です。
まず入園待機通知書についてです。
入園できなかったことは結果が出た時点で区が把握しています。
それにも関わらず、保護者は通知書が届くのを待たなければ次の手続きに進めません。
結果が確定した当日または翌営業日に入園待機通知書を電子で交付すべきと考えますが、区の見解を伺います。
次に対象者確認の手続きについてです。

現在は待機通知書を添えて、別の担当に改めて申請する手順になっています。
私の場合、事前に窓口で、結果判明当日に電話で早期送付を希望すれば対応可能との案内を受け、実際に翌日には待機通知書を発送していただくことができました。
しかし窓口で案内を受けなかった方には、こうした情報が届いていません。
声を上げた人だけが早く進むのではなく、誰に対しても早い仕組みであるべきです。
そもそも入園待機の事実枠が既に把握している情報です。
まずは対象者確認の申請時に待機通知書の送付を不要とするなど、手続きの簡素化に向けて東京都と早急に調整し、来年度からの実施を目指すべきと考えますが、区の見解を伺います。
さらに入園できなかった保護者に改めて別の申請を求めること自体も見直すべきです。
入園申し込みの時点で待機となった場合のベビーシッター利用支援事業の利用希望を確認しておけば、区は結果が出た時点で対象者を把握できます。
入園待機となった方には待機通知と同時に対象者確認書を交付するなど、別途申請を不要とする一体的な手続きに改めるべきと考えますが、区の見解を伺います。
最後のテーマに、うさぎなどの学校飼育動物の適正飼育について伺います。
まず長期休業中の飼育環境についてです。
学校で飼育されている先について、冬休みを前に、長期休業中の間、飼育環境を心配するご相談を、区民の方からいただきました。
また、夏場における飼育環境の問題や飲水が置かれていなかった事例についても報告を受けています。
区に確認したところ、狂気長期中休業中は、担当の自動化、日直の教員が基本的に毎日世話をしているとのことでした。
しかし冬休みや年末年始は学校に人が入らない期間もあるため、餌や水の管理、健康状態の確認が十分に行われるのか懸念されます。
まずはこの冬を確実に乗り切るため、世話の担当者、健康状態の確認温度や飲み水の管理、緊急時の連絡先や受診先などを確認する共通のチェックリストを作成し、冬休みに入る前に、全ての収益項に示すとともに、長期休業中のシーク体制や管理状況についても全校調査を実施すべきと考えますが区の見解を伺います。
次に、獣医師による定期的な飼育指導と健康確認についてです。
うさぎの適正飼育温度は 18 から 24℃とされており、暑い夏や寒い冬の屋外飼育には適切な温度管理が必要です。
またウサギの主食が何かご存知でしょうか。
人参やキャベツを連想する方も多いと思いますが、実際は牧草であり、人参を主食にすると、糖分過多による肥満や健康障害に繋がります。
このように、ウサギを適切に買うには温度の管理、食事、現行の観察など、専門的な知識が必要です。

ところがシークの手引きは、既存の資料の周知にとどまり、教育委員会による教職員向けの研修は行われておらず、飼育状況の確認や指導についても明確な定めはありません。
これは学校や先生方の責任というより、学校任せにしてきた仕組みの問題だと考えます。
文部科学省も、令和 6 年 8 月の通知で、学校の設置者が適切に関与し、獣医師などの指導のもとで飼育するよう努めることを求めています。
区では獣医師会と契約し、担当 11 種を配置するモデル事業を実施していますが対象は 5 校にとどまります。
昨年度の調査では、ウサギを飼育する小学校は 17 校あり、モデル校以外では、学校からの依頼に応じた対応が中心となっています。
これでは飼育場の問題に学校自身が気づかなければ、必要な指導や支援を受けられない恐れがあります。
学校からの支援を待つだけでなく、重氏が全ての修復を定期的に訪問し、飼育環境への指導や動物の健康状態の確認を行う仕組みを設け、また、教職員や児童に適正飼育に関する資料を配布すべきと考えますが区の見解を伺います。
最後に飼育の継続が難しい学校への支援についてです。
区内のウサギの飼育頭数はこの 5 年間でほぼ半減していますがシークの開始や終了に関する判断基準や対応方法は定められていません。
適切な環境を用意できないのであれば、無理に飼育を続ける必要はないと考えます。
命の大切さを教えるための動物が適切な環境で暮らせていないとすれば、教育の目的と矛盾します。
一方で飼育の終了を希望しても、動物の引き取り先がなければ、学校は飼育を続けざるを得ません。
また、命の教育は学校で動物を飼育することに限らず、獣医師や保護団体による出前授業、シェルターへの訪問など、飼育を伴わない方法もあります。
教職員の負担軽減の観点からも、飼育の継続が難しい学校については、教育委員会が窓口となり、獣医師会や保護団体などと連携して新しい飼い主への譲渡を支援するとともに、飼育を伴わない命の教育へ切り替えられる体制を整えるべきと考えます。
が、この見解を伺いまして、山頂からの質問を終わります。
松本子供若者部長私からは 5 点、初めに、産後ケア事業に関し 2 点ご答弁いたします。
まず月齢や体重、兄弟や多胎児受け入れなど利用対象の広い施設を優先的に確保すべきとのご質問についてです。
現在区では、増加する需要に対応すべく、令和 7 年 3 月に策定した産後ケア事業推進方針に基づき、産後ケアの計画的な拡充を進めております。
事業者の確保に当たりましては、安全性や専門性、区や地域との連携体制など総合的に勘案しながら進めているところです。
議員ご指摘の通り、受け入れ可能な月齢や乳児の状態兄弟や胎児への対応は施設ごとに異

なります。
これらは各施設の人員体制や設備、安全管理体制等を踏まえて設定しているものです。
今後も引き続き計画に基づき実施施設の拡充に努めてまいりますが、多胎児や兄弟のいる家庭を含め、様々な家庭が利用しやすい環境整備に取りにも留意しながら、授業の充実に取り組んでまいります。
次に、LINE 申し込みシステムの改善についてです。
区では利用者の利便性向上を目的として令和 7 年 8 月より産後ケア事業の利用手続きのオンライン化を開始し、申し込みに係る利便性の向上に努め努めております。
一方で、利用できなかった場合に再度申し込みを行う際、一部の項目について同様の内容を繰り返し入力しなければならない点は利用者の皆様のご負担になっているものと認識しております。
議員お話しの前回の入力内容を引き継ぐ仕組みの導入につきましては、システムの改修を回収や運用面の整理が必要となりますが、実現可能性や運営上の課題を精査した上で利用しやすい事業となるよう改善に努めてまいります。
次に、ベビーシッター利用支援支援事業に関し 3 点ご答弁いたします。
まず入園待機の結果確定の当日または翌営業日に入園待機通知書を電子交付すべきとのご質問についてです。
待機通知書は、区の基幹システムから直接印刷できるため郵便事情にもよりますが単最短で 2 日保護者の手元に届く運用としております。
一方、電子通知は、民間のシステムを利用していることから、データの加工や受け渡し書展の工数が必要となります。
具体的には、くうシステムでのデータの抽出とか LGWAN 環境へのデータ移行事業者が策定、作成した電子通知用データの確認と当該データへの職責証明書データの付与などの作業が必要であり通知までに少なくとも 4 日ほどかかる見込みです。
こうしたことから現状においては、毎月の入園選考結果を電子媒体で統一ないし、翌営業日にお届けすることは極めて困難ですが事務処理に要する日数の更なる短縮が図れないかシステム事業者のノウハウを活用しながら、早期に検討してまいります。
次に、対象者確認申請時の待機通知書の添付を不要とし申請の翌営業日までに対象者確認書を交付すべきおよび入園待機となった方に通知と同時に対象者確認書を交付する数など別途申請を不要とする手続きに改めるべきとのご質問について併せてご答弁いたします。
認可保育園入園できなかった方などが利用できるベビーシッター利用支援事業の事業者連携型は入園待機となっていることが、利用の要件となっていることから、現在別途、待機通知書を添付した上で、対象者確認申請を求める運用としております。
しかしながら議員お話しの通り、特に産後から間もない乳児の子育てをしながら日々大変忙しくされている保護者にとって、申請手続きの煩雑さが討議等事業の利用の障害とならないよう区民の利便性にも配慮した。

区といたしましては、まずは待機通知書の添付を省略することにつきまして、来年 4 月までの運用並行目指し事業主体である東京都や他の自治体へ実施自治体の運用確認するとともにご提案いただいた手続きの簡素化について、順次検討してまいります。
以上です。
山田学校教育部長、私からは、学校飼育動物の適正飼育について 3 点ご答弁申し上げます。
まず、冬休み年末年始における管理の共通チェックリストの作成など長期休暇中の飼育体制についてです。
学校飼育動物につきましては、児童が生命の道と車とさやトートさを学ぶ上で重要な役割を担っていることから、冬休みや年末年始などの長期休業期間中においても適切な飼育管理を継続することが重要であると認識しております。
教育委員会では、防寒対策や健康管理等について各校へ注意喚起を行っており、各校においては、動物の種類や飼育環境に応じて 9 次給水や健康確認せばの担当者緊急時の連絡体制等を定めながら管理しております。
教育委員会といたしましては、長期休業期間中の飼育管理の一層の充実に向けて議員ご指摘のチェックリストの作成活用も含め、周知や注意喚起の充実を図るとともに、適切な飼育体制の確保を徹底してまいります。
次に、獣医師の定期的な訪問や教職員や児童に適正飼育に関する資料の配付についてでございます。
区では、一部のモデル校において、獣医師による助言や支援を受ける取り組みを実施している他、各校において、保健所と連携しながら、日常的な健康観察や飼育環境の管理を行っております。
さらには飼育管理は各学校の責任で行うものに加えまして、飼育動物や環境が異なるため、一律に全校への定期訪問は困難であると認識しております。
教育委員会といたしましては、東京都獣医師会や保健所等の関係機関と連携しながら、各学校の実情に応じた適切な飼育管理を支援するとともに、教職員や児童の適正飼育に関する理解が深まるよう、資料の作成や学校現場におけるデジタル技術を活用したイラスト作成などの効果的な手法の周知に努めてまいります。
最後に、シークシーク継続が困難な学校についての新しい飼い主への譲渡を支援する体制を整えるべきではないのかという点についてです。
学校におけるし、動物飼育は動物福祉にも十分配慮することが重要でございます。
議員ご指摘の通り、生命尊重の教育のあり方はシーク活動に限られるものではなく、獣医師等による講話や動物とのふれあい活動など多様な学習機会を通じて行うことも可能であり、実際に飼育困難になった学校では朝顔や野菜などの栽培活動、身近な昆虫等の生き物の観察児童自身の成長振り返る学習などを通しまして、生命尊重の教育を実施しております。
教育委員会といたしましては、学校飼育動物による教育の継続に加えまして、飼育継続が困難な場合には、東京都獣医師会や動物保護団体等への相談を通じた譲渡や保護施設への引

き渡しも選択肢となることを校長会等を通じて周知し、各学校の状況に応じた生命尊重教育の充実を支援してまいります。
以上でございます。
若林りさ議員教育委員会は現在学校飼育動物の死亡数や心を把握しておりません。
飼育環境や管理体制、譲渡の必要性などを検証するためにも、飼育頭数の増減理由や死亡原因を調査し、今後も毎年把握すべきと考えますが、いかがでしょうか。
山田学校教育部長はい再質問にお答えいたします先ほどもご答弁いたしました通り、まず飼育自体は各学校での責任において行っております動物の種類または飼育環境に応じたものが個別。
バラバラになりますので健康観察だったりそういった環境の管理をしっかり行っていただくということがまず基本なのかなと思ってございます教育委員会といたしましては東京都獣医師会の保健所等の関係機関とも連携して、そういったきちっと管理をしていくようなことの充実に努めていくとともにそういった飼育環境が図られていく適切な飼育環境が図られていくよう学校支援してまいりたいと思います。
以上でございます。
若林りさ議員ありがとうございます脂肪腫数や死因については明確にお答えいただけなかったことが残念ではありますが学校飼育動物の適正飼育に向けて引き続き質問してまいりたいと思います。
以上です。
以上で若林りさ議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。
一般質問を続けます。
42 番羽田圭司議員議長 42 番羽田圭二議員最初に誰もが暮らし続けられる世田谷について質問いたします。
今月 3 日に投開票された米国の中間選挙では野党民主党が大躍進をしました。
分けても民主社会主義を唱える候補者の検討が伝えられました。
アメリカ民主社会主義者、DSA は国民にとって住宅や医療などが高負担になっている現状を直視し、国民皆保険や手頃な住宅の提供などの政策を打ち出していましたが、民主党主流派を含む既成政党が低所得者層の生活の底上げや中間層が所得減などに良いなっている。
それに対する有効な解決策を示す政策が不十分だったと言われて日本の今の政治情勢にそのまま当てはめることはできないと思いますが若者現役世代の支援を考えるときに中間層を含めた広く広く区民の所得や生活状況の変化を捉えることが必要だと考えています。
厚生労働省の国民生活調査に所得金額階級別世帯数の相対同数分布というのがあります。
その中では国民の所得の平均を中央市として示されておりますが、1995 年の 550 万円をピ

ークに毎年下がり続けていることがわかっております。
2025 年は 451 万円で 30 年前の 1995 年の数値から約 100 万円も減少しているということであります。
またここ数年の賃上げや共働き世帯単身世帯等の増加によって、現役世代の所得そのものは増加傾向といわれております。
ところが、額面の年収が増えても、税金や社会保険料が差し引かれた後の可処分所得は現役世代ほど厳しい現実になっていること、また、額面年収はそのままでも以前より手元に残るお金は減っているといいます。
賃上げによって手取りを増やすという。
行ってきましたが賃金が上がっても、物価高騰に良い。
よって長欠となっている現状。
さらに、賃上げは全ての労働者に行き届いていない現状努力しても報われない将来に期待が持てないという声も聞こえてきます。
さてそこで若者現役世代の将来不安の解消に向けた政策展開が一層求められていると考えますが、区の見解を伺います。
中間層といわれる世帯においてもその現状は所得に変化がないにも関わらず物価高騰の下で諸経費の出費が多く、手元に残るお金がほとんどないという家庭も多くなっているといいます。
子供の教育にかかる費用のための貯蓄も困難に成っているといわれています。
さてそこで住宅医療、教育、公共交通なども含め誰もが負担できる費用で利用できるようにしていく支援策がより求められていると考えます。
区の見解を伺います。
自分の親と同じように住宅を購入するのは困難だと思っている人も少なくないと言われています。
住宅政策は、単に箱物を用意し提供するということではなく、周辺環境を含めた住まいの環境住む方の置かれている状況などを踏まえた居住支援が改めて必要になっています。
これまでの住宅政策は、個々人の努力による住宅購入か賃貸住宅の確保低所得者対策としての公営住宅等の提供というのが特徴的でした。
例えば、国の 1980 年の住宅宅地審議会答申では、住宅は本来市場で供給されると、市場に委ねるという考え方が提示されていました。
さらにその 20 年後の 2000 年の答申では、住宅宅地の利用は国民の自助努力によるとされ、住宅の確保は自己責任ということが強調されるようになっていました。
ところが 2008 年のリーマン・ショックによる派遣切りでは会社の寮生活をしていた労働者が同時に住む場所を失う時事態となりました。
そこで住まいの確保が困難な人々への支援が必要となり生活困窮者自立支援法、生活困窮者住居確保給付金など、法や制度の大整備が行われたのが特徴であります。

さらにそのうちの住宅セーフティネット住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進にいい対する法律などにより低額所得者、高齢者障害者、子育て世帯生活困窮者などの住宅価格（配偶者が民間賃貸住宅にスムーズに入居を促進するための法整備が進められました。しかしこうした制度や法に当てはまらない人々にとっては自力で住宅を確保することが続いていますそこで今後の居住支援のあり方ではさらに低所得者や高齢者障害者子育て世帯生活困窮者などへの支援とともに、中所得者を含めた普遍的支援へと拡充することが必要だと考えています。
持ち家賃貸に関わらず、都市部における住まいの確保が極めて困難になっているとともに繰り返しになりますが中間層といわれる世帯においても所得そのものの学園連合はそのままでも現在の物価高のもとで家庭に残るお金は目減りしている現状があります。
今後区民の多様な居住のあり方を、普遍的に支援することが求められていると考えます改めてこの今後の住宅政策のあり方について伺います。
住宅政策は全ての世代に向けて進むていくべきであり、世田谷区内に暮らし続けたいという区民が住居を確保しようとする場合、購入賃貸によるのかを含め、住宅に対する多様な選択肢をバックアップしていくことが求められていると考えております。
居住確保は私達の生活にとって欠かせないものであり公営住宅の増設を始め手頃な住宅の提供などが求められています。
次に安全安心な放課後の居場所について区はこの間、放課後学童クラブのニーズに応えるため様々な努力を重ねて参りました。
大規模化や狭隘化の解消に向けては常勤配置するの拡充や人材確保に向けた取り組みが求められてきましたが、改めて親睦の現状について伺っていきます。
さらに子供たちの放課後の居場所は子供たちにとっては学校生活の変化などがそのまま放課後に引き継がれることが多いといいます学校児童館親睦民設民営の 4 者の連携が重要だと考えますがこの間対応を伺っている。
さらに子供たちと向き合う子供たちの日常的な変化に気づき対応していくことが一段と求められる中で作りを、スキルを持った人的配置が必要と考えますが要配慮児童の受け入れに向けて、常勤の配置児童心理の専門職の配置数を増やすことなどが求められていると考えますが、区の対応を伺います。
最後に誰もが歩きやすいまち作りについて伺っておきます。
それぞれ高齢者のこの地域活動、そして日常生活をこの保障していくためのこの支援のあり方まち作りのあり方案についてこの間何度か質問してまいりましたが今日の質問では、停留所でのバスの到着を待っている際に腰かけがあると助かるという話があったことから、バス停停留所のベンチ等の設置について伺っております。
江部バス停留場などに腰掛けることのできる、会員ベンチパイプベンチとかとかも言われておりますがその設置等が求められております。
この間の区の対応と課題そして今後の改善点について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。
田中政策経営部長私からは、区民の暮らしについて 2 点ご答弁いたします。
若者や現役世代が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境を整えることは区の重要な役割であると認識しております。
この間の長引く物価高騰や住宅価格の上昇などは、低所得世帯に限らず、中間層を含む幅広い世帯の生活や将来設計に影響を及ぼしているものと受け止めております。
区としては、今後も経済社会状況などの動向に加え、各種調査や相談に寄せられる様々な声から、暮らしの実情を丁寧に捉え、庁内関係所管が課題意識を共有しながら、将来への安心に繋がるよう、政策の充実に一層取り組んでまいります。
次に、負担の軽減についてです。
普段の生活をしていく上で不可欠なサービスを経済的な事情によって利用できないことがないよう、暮らしの基盤を社会全体で支えていくことが重要であると考えております。
区ではこの間、学校給食の無償化や 1 人親世帯への家賃低廉化補助事業など、教育や住まいといった生活に欠かせない費用にかかる家計負担の軽減を図ってまいりました。
さらには、日々の通勤や通学の他、買い物通院などを支える交通サービスの維持に対し、コミュニティバスへの支援にも取り組んできたところです。
今後も国や都との役割分担も踏まえながら、家計負担の軽減と、必要なサービスの確保を図り、世田谷区に安心して暮らし続けられるよう、様々な支援策について、引き続き検討し対応してまいります。
私からは以上です。
佐藤都市整備政策部長はい私からは今後の住宅政策のあり方についてご答弁いたします。
区ではこれまで、住まいの支援策として、公営住宅の供給や 1 人親世帯を対象とした家賃低廉化補助など、主として低所得の住宅確保要配慮者を対象として取り組みを進めてまいりました。
そうした中で、今年度より新たに子育て世帯等を対象として、住宅費が住宅費等が高騰する中、区内に住み続ける選択を後押しすることを目的としてずっと世田谷応援事業を開始し、ライフステージの変化等に応じた。
希望する暮らし方の実現の支援を行っているところですこうした取り組みに加え、現在は区内のストック活用とあわせて、子育て世帯等の住み替え先の選択肢を広げるため、子育て若者夫婦世帯に向け、向けた賃貸住宅として既存住宅、既存建物を解消する方への助成事業の検討を進めておりますまたフォルダブル住宅としての区営住宅の空室修繕にも力を入れ、供給増に繋げてまいります。
今後とも子育て世帯も含め、多様な世帯が安心して住み続けられるよう、市町の動向を捉えながら居住支援にしっかりと取り組んでまいります。
以上でございます。
松本子供若者部長私からは、放課後の居場所に関し 3 点ご答弁いたします。

初めに新 POP における常勤配置数の充実や人材確保に向けた取り組みについてです。
親睦学童クラブにおける大規模化や狭隘化の喫緊の課題に対しましては、民設民営放課後児童クラブの整備を主軸に取り組んでいるところです。
しかし、現時点では計画に定める整備室に届かず、大規模化等の課題解決に至っていない状況であり、新 POP に通う児童の成育支援の質を確保するためには、人材をしっかり確保し、適正に配置することが重要です。
令和 5 年度から、人材関連の民間事業者の力を借りて、Web 上での広報、採用活動や就職フェアへの出展等による指導員の確保策の拡充を図り着実に応募者数、採用者数を増やしているところです。
また、労働者派遣による人材確保を導入したことで核心凡夫の職員配置上の欠員状況に対して一定の改善を図ることができております。
さらには福祉系大学短大と連携し、現場で働く職員が授業の一環として児童館や新 POP で働くことや、その仕事の意義等を具体的にイメージしてもらうためのプレゼンテーションをさせていただく機会を増やしているところです。
引き続き、様々な工夫を行い、質の高い人材の確保に努めてまいります。
次に、学校児童館新ボック民設民営の 4 者の連携についてです。
子供たちの放課後の生活の場である学童クラブでは、学校を初めとする他、施設等での出来事や状況が放課後の過ごし方に影響を与えることが多いことから、学校や他施設との連携は大変重要であると認識しております。
こうした認識のもと、令和 5 年度以降、地区や学区学区域内で久貝掲げる放課後健全育成事業の運営方針を実現するために、民設民営放課後児童クラブを整備するタイミングで、自動巻伸ボック民設民営放課後児童クラブが集まる。
定期的な連連携会議の実施を働きかけてまいりました。
各施設における事業の状況や運営上の課題、必要に応じて子供の様子などの情報連携を行っており、さらに深ぼっくが民設民営放課後児童クラブと学校との橋渡し役を担い、学校運営に関する情報や、行事等の様子などの日常的な情報共有が行えるように繋げているところです。
このような連携は、子供たちが安心して放課後を過ごすことができる居場所作りを進める上で重要な取り組みであると考えており、今後も連携の強化に努めてまいります。
次に、要配慮児童の受け入れ受け入れに向けた体制改善についてです。
親睦学童クラブでは、要配慮児童数は年々増加しており、個々の児童の特性への適切な支援や専門的なサポートが求められる場面も非常に多く、放課後の居場所としての安定的な支援の確保が大きな課題となっております。
しかし議員お話しの深ぼっく常勤職員の増配置や児童心理士等の専門職を配置することは確保や育成の観点から困難であると認識しているところです。
現在は、療育支援の経験を持つ新保区職員を巡回支援員として選任配置し、学識経験者や専

門職の協力を得ながら、角新 POP での要配慮児童対応支援する仕組みを講じております。巡回支援員は、支援の難しい要配慮児童が在籍する核心ボック一定期間入り、現場で働く職員と適切な支援方法を検討したり随時相談を受け付け、孤立しがちや職員のモチベーションを高めたりするなどの支援を継続的に行っております。
この他にも、元気、ぷらみんぽうと等の外部機関との連携による専門的助言を受ける巡回訪問を実施しており多様な子供が楽しく過ごせるインクルーシブな居場所となるよう、引き続き支援体制強化に取り組んでまいります。
以上です。
どのした道路交通計画部長私からは、バス停での簡易ベンチの設置に関するご質問にお答えいたします。
区では誰もが安心して外出し移動できるまち作りを進める上で、移動の途中やバスの待ち時間にバス停周辺で休息できるベンチの確保は重要であると認識しています。
これまでも区では道路管理者やバス事業者と連携し、バス停周辺へのベンチ設置を進めるとともに、世田谷区まちづくり条例に基づく建築構想の届け出の機会を捉え事業者に対して各うち等へのベンチ設置を要望するなど、快適な歩行者空間や待合空間の創出に取り組んでまいりました。
一方でバス停へのベンチ設置は、歩道幅員の確保や道路管理上の条件などから道路管理者やバス事業者との調整が必要となります。
また、パイプ型ベンチなど、省スペース型のベンチについても、設置場所によっては安全面への配慮が必要となります。
区といたしましては、省スペース型ベンチも含め、安全性や維持管理に配慮しながら、関係者との連携を進め、設置の可能性を検討し、誰もが歩きやすいまち作りを推進してまいります。
私から以上でございます。
羽田圭司議員少し時間があるんで二つほど意見を述べております。
中間層の所得の減ということについてはしっかりと見ていくということも答弁の中でありましたがそれらを含めて今後の政策対応が問われていると考えております。
この点はぜひ今後も強めていただきたいかと思います。
それから住宅政策の関係はこれも幾度となく私の方から意見を申しあげておりますが、日本の住宅政策そのものがもっぱら個人の努力、自助努力ですね。
それから自己責任このもとで形成をされてきたと賃貸にしても、あるいは実際に購入する際にもそのような状況がずっと続いてきたここを大きく転換する時期に来ているのではないかということを申し上げておきたいかと思います。
江刺、そして最後に高齢者の地域生活支援ですがこれもこの間 2 回ほどの質問の中で道路上のベンチあるいは横断歩道の横断歩道を渡る際には信号の延長の問題などを取り上げてまいりましたが、日頃その地域の中で生活推している方々街の中を歩いている。

方々から直接伺った話がほとんどでありますので今後さらにですね改善に向けて前に進めていただきたいかと思います。
以上で質問を終わります。
以上で羽田圭司議員の質問は終わりました。
次に、13 番上川彩議員、今日 13 番上川彩議員初めに、さきの決算質疑で取り上げた区の生活保護における障害者加算の認定漏れ、支給漏れとその後の対応について伺います。
まず、今回の失策に対する区の認識についてです。
生保の障害者加算は、障害者の暮らしにゆとりを持たせる音場の上乗せ給付ではありません。
国もどうかさんの出資を障害者世帯の特別需要に対応するものつまり、障害ゆえに生じる追加的な経費を補うものと説明しており、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活の保障に不可欠な給付であることは明らかです。
したがって今回の加算漏れは単なる事務ミスにとどまらず、区が最低限度を下回る暮らしを長年にわたり、障害のある区民受給者に引いてきた事実に他ならない。
その重大性を認めか、区の基本認識からと言います。
続けて、前回の質疑で私からは、区がこの笠村を 7 年前に把握しながら議会に報告せず、全件調査も実施せず、再発防止策も一切講じないまま放置をしてきた事実を取りました。
これに対し副区長は本来議会に報告するべき事案であったと認め、年内の全件調査の実施とその議会報告と再発防止策の提示を約束され、議会で謝罪されました。
これを受け、今月 11 日の福祉保健常任委員会に一斉点検の結果が報告されました。
新たな森は 8 件、未支給額は約 402 万円に上り、区は対象者に謝罪し、最長 5 年間遡及支給するとされました。
私の質疑の 1 ヶ月後の同報告は、税制の第一歩と評価しますが、その点検範囲は狭く、再発防止策にも看過できない課題が残されると考えます。
そこで以下 5 点といいます。
一点目に、障害年金受給者への調査点検がないことです。
同加算の対象は障害者手帳の所持者に限らず、障害年金、年金 1 日の受給者も含まれ、年金を受給しながら手帳を持たない方々もいます。
ところがこの点検対象は、障害者手帳等を処理したケースに限られます。
では今回、手帳を持たない年金受給者を救出点検したのかお答えください。
加えて区は、身体知的障害は障害福祉部門のデータと突合した一方で、精神障害のみ、本人提出費用との突合にとどめた点も問題です。
年金受給者の抽出点検が行われていないなら追加追加点検を精神障害者も区が保有するデータと突合する点検を求め、区の見解を問います。
2 点目に、生活保護が廃止された方々への対処です。
崎野委員会報告の通りに最長 5 年間遡及支給するなら、その権利者は、現在の駐車に限ら

れないはずです。
この 5 年間に加算対象でありながら、法が廃止された方々にも漏れがあった可能性が当然あったと見るべきです。
区はこの間、はい世帯の対応に慎重な姿勢を私に示してきましたが、大阪府堺市は、令和 6 年、家族介護料加算の漏れについて、過去 5 年間に配し、転出した方まで調査をし、現に 11 名に 294 万円を追加支給したと公表しております。
同じ方と通知のもと、社会人として保育にできない理由などあろうはずがありません。
区が根拠とする通知名称と、該当箇所があるならお示しをください。
その上で 8 ケースも点検し、森があれば装置を意識する人給支給するよう求め、区の見解を問います。
3 点目は、生保受給者への情報提供のあり方です。
今回の報告で区は漏れの原因の一つに、手帳取得の申し出がない中本人からの申し出がなかったことを挙げています。
実務上、本人の申し出を重視する事務である以上、国は何を申し出るべきか、受給者に事前に伝える責任があるはずです。
ところが、区が受給者に配布する生活保護のしおりに障害者加算の記載は一切なく、同氏よりの届け出義務の説明にも、手帳の取得や、当時変更等は含まれておりません。
加えた障害者のしおりにも、障害者加算の事実は全くありません。
生活保護を所管する各総合支所の生活支援課もその配布窓口であるにも関わらずです。
これら情報提供の不備も、今回の森のファン背景にあったと見るべきです。
良詩織に、障害者加算の内容と要件を明記し、届け出項目に、手帳や年金の等級変更も加えるべきと求めます。
加えて、ホームページの障害者のしおり電子版なら次回の発行を待たず、速やかな改定も可能と考えます。
県の対応方針をとります。
4 点目は再発防止策の実効性についてです。
怪我、先の委員会で示した対策は手帳手帳情報等をもとに、チェックリストの作成や職員研修の充実、毎年度の点検といった内部の事務改善にとどまり、年金との照合も明示されてはおりません。
本人の申し出が重要な事務である以上、受注者への丁寧な周知も再発防止策の柱に加えるべきと求め、区の見解を問います。
最後の 5 点目は、被害を受けた当事者に対する謝罪です。
さっきの質疑での副区長の謝罪を受け、同加算漏れの発覚の当事者から区に改めて直接の謝罪を申し出る。
求める申し出がなされたと承知しています。
ところが担当のケースワーカーはこの申し出を拭取り組んで検討すると約束したものの、

その後の回答は委員会の録画中継を見てほしいとの説明に終始。
直接の謝罪には応じていないと伺っています。
副区長が委員会の設置を議会に謝罪したことと区の過失により、実際に不利益を強いられ続けた被害当事者への謝罪やベースであり、直接謝罪するのが筋ではないのですか、副区長の見解を問います。
続けて、殉職した消防団員の同性パートナーに対する弔慰金支給等の平等についてです。
昨年 3 月の予算時点で私からは、消防隊員が就職した際、事実婚の誕生であれば公務災害補償と福祉調査の 20 の仲裁制度の対象となる一方、同性パートナーはいずれの制度からも排除される不合意をとりました。
区が年間 1 人 3000 円の掛け金を全額負担している消防団員等福祉共済で教育委員 2300 万円と遺族援護金 100 万円の支給対象から同性パートナーが外れる現状は同性カップルへの差別を禁じた区条例に照らし観光できません。
これに対しては、同性パートナーを配偶者と同等の補償を受けられる、区独自の保証制度の検討を進めると、明確に答弁されたわけです。
その後区は、本年 2 月と 7 月度調査を運営する日本消防長会に同性パートナーが教育委員等の受け取りに当たるか否かを紹介し、文書での回答を求めました。
しかし、回答はいずれも好投で、同性パートナーは対象外とするのみで、文書の発行はできないとの返答です。
ところが今日は。
ところが国の検討は文書の送付待ちで止まったままご答弁から 1 年 8 ヶ月が経過します。
先日、このデータを見かね、私から要綱案を示しましたが、国における検討の本格化はこれからです。
これ以上足踏みするべきではない理由を以下 3 点述べます。
唾液に同町会の見解は既に一度、口頭で同性パートナーを対象外と示され、文章もあったところで結論が変わるものではありません。
第 2 に、昨年 9 月の内閣官房の法令整理でも非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は同性パートナーが事実婚に含まれうる法令には分類されず、改正の見通しもまたありません。
第 3 に、同性パートナーへの毒上昇を巡って国は確かな実績があり、本県にも栄養が可能です。
区職員の公務通勤災害における遺族補償を始め、水防従事者や学校医等の遺族補償に至るまで区は同性パートナーを支給対象とする独自要綱を整えています。
それは施行から 7 年既に 3 年以上が経過する中、命をかけて地域の安全を守る消防隊員の手当だけがおじさんにされたままなのです。
そこで改めて伺います。
消防団員の同性パートナーに対しても、共済水準に習った独自の教育委員援護金を支給す

る。
要綱の制定直ちに作業を進めるべきと求めますけれどもいかがでしょうか。
施工時期の見通しを含めたご答弁を求め、壇上からの質問を終わります。
中村副区長生活保護事務における障害者加算の支給漏れについてご答弁いたします。
この間ご本人には副区長および保健福祉センター所長がさきの区議会決算特別委員会の場で謝罪していることを伝えているところです。
議員ご指摘の通り、ご本人に対し、直接謝罪謝罪することは当然必要です。
生活保護の実施機関の長である保健福祉センター所長からご本人に直接謝罪をいたします。
このたびの対応につきまして、実務の責任を担う副区長として、改めてお詫びを申し上げます。
申し訳ありませんでした。
今後速やかに是正および再発防止策を講じてまいります。
以上です。
大澤世田谷総合支所保健福祉センター所長私からは、生活保護事務における障害者加算について 3 点お答えいたします。
まず今回の加算漏れの重大性を見つめるのかについてでございます。
今回の一斉点検においては、新たに 8 件の加算漏れがあったことにつきまして、対象者の皆様には大変申し上げ申し訳なく思っております。
改めてお詫びいたします。
大変申し訳ございませんでした。
生活保護は、最低生活を保障する制度でありながら、本来支給されるべき富士が不支給されなかったことは受給者の生活に影響を与えたものと認識しており、今回の加算漏れは重大な事実であると受け止めております。
次に、今回の一斉点検では、障害者手帳を持たない年金受給者に抽出調査をしたのか、また、年金受給者の抽出調査が未実施なら、追加点検をまた先進障害保健福祉手帳についても区が保有する申請交付記録と卒業する点検を求めるについてです。
先般の一斉点検では、障害者手順ある方の加算の有無の確認にあたり、年金の受給権および最低内容の確認まで行ったことまでとどまっており、手帳を持たない年金受給者を抽出した点検は行っておりません。
今回の点検結果の重大性に鑑み、年金受給者の抽出による点検を実施することとし、具体的な方法などについて検討を開始したところでございます。
また、区が保有する精神障害者保健福祉手帳の申請交付記録との突合調査につきましても、点検の実施に向け、個人情報の取り扱いなどの課題の整理を行いながら進めてまいります。
次に、本人の申し出が重要である以上、受給者への丁寧な周知も再発防止策の柱に加えることを求めるについてです。
一斉点検の結果から、組織としての確認、認識が不十分であったことが加算漏れの原因とし

て考えております。
このことから、チェックリストの作成や職員研修の充実に加え、ご指摘の障害年金の受給状況との照合も含めた、毎年度の一斉点検の実施を再発予防策として取り組んでまいります。
また、議員ご指摘の受給者本人の申し出は適正な事務執行を行う上でも重要な要素であり、そのためには、受給者への丁寧な周知についても、再発防止策として非常に有効であると改めて認識しているところでございます。
区はこれまでも生活保護受給者に対し、届け出義務のご案内を配布し、必要な説明を行った上で、周知に努めてきていますが、これまでの状況を検証の上で、受給者への丁寧な周知についても、再発防止策の柱に加え、検討、見直しを行ってまいります。
私からは以上です。
大和保健福祉政策部長私からは、生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて2点ご答弁いたします。
まず、生活保護が廃止された世帯に対する遡及支給についてです。
区では、生活保護事務は法定受託事務であることから法令や国の通知等を踏まえ、統一的ルールのもとで実施しているところです。
一方、保護廃止後の遡及支給については、法令や国通知に明確な取り扱いが示されておらず、国に照会をかけているところです。
また、他自治体において保護廃止世帯へ対応した事例があることは承知しておりますが、その事例のみをもって、世田谷区の取り扱いを早急に判断することは難しいと考えております。
このため、遡及支給の取り扱いについては、所管課を通じて国へ疑義照会を行いながら、その見解を踏まえ、対象となる方々の立場に立って、慎重かつ丁寧に検討してまいります。
次に、加算に関する周知の見直しについてです。
区といたしましても、受給者が障害者加算の制度や届け出事項について理解しやすいよう、周知の充実は重要であると認識しております。
今回の自前事案を踏まえ、届け出義務のご案内を見直し、障害者手帳の取得時の届け出と加算の可能性を記載した改訂版を本年10月6日から新規の受給世帯に配布しております。
今後、障害年金の受給や等級変更に関する届け出事項と障害者加算の概要も加えるとともに、既存の受給世帯に対しても制度のご案内等の機会を活用し、必要な情報を配布し、加算の認定漏れの防止に努めてまいります。
生活保護のしおりおよび障害者のしおりにつきましても、障害者加算に関するご案内について記載してまいります。
また、ホームページ版については、冊子の改定時期に関わらず、関係所管との調整が整い次第、必要な地域を行ってまいります。
私からは以上です。
加賀谷危機管理部長私からは殉職しました消防団員の同性パートナーに対する弔慰金支給

等の平等についてお答えいたします区は有料消防団員の確保と消防業務の安全な明日以降に寄与することを目的としまして、消防団員等を福祉共済の掛け金の補助を実施してございます。
これはこの間世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の理念に基づき、同性パートナーが配偶者等と実質的に同等の取り扱いを受けられることが望ましいとの考えのもと、同性パートナーの取り扱いにつきまして堂共催を運営する協会に対して再三にわたり文書および電話で照会を行い、正式な文書回答を求めてまいりましたその結果、口頭での回答になりますが同性パートナーは、当共済の弔慰金等の受取人には該当しないとの回答をおり、時間を要しましたが着検討を進めてまいります資金に対しましては区独自の保障であり且つ新野福祉共済制度の補償でもあることから、弁護士の見解を浴びつつ慎重に検討を進めてきております。
今後適用に係る詳細な制度設計を進めまして区としての政策決定を行った上で、来年度中のできるだけ早期の補償制度の運用開始を目標に調整を進めてまいります。
以上でございます。
上川彩議員はい同性をパートナーとする消防団員の教育委員等の平等について 3 点再質問いたします。
一点目に、区として、日本消防協会の文章これ以上待たずに制度化を進めるご決断があるのか伺います。
2 点目に、来年度中のできるだけ装置とは、具体的にいつごろを想定されてのご答弁か伺います。
3 点目に、区は既に同性パートナーの災害弔慰金や水防従事者等への遺族補償の要綱等災害対策課の首藤で制度化し、いずれも配偶者に等しい 9 水準を確保しております。
今回の消防団員死亡者の救済についても、配偶者に等しい水準での補償を目指すのかお答えください。
加賀谷危機管理部長再質問に順次お答えをいたします初めに日本消防協会からの文書回答につきましてですが協会からは一定程度の桜花口頭になりますが回答を得たということですから速やかに制度設計に着手をしてまいります。
次に実施時期につきましては、まずは関係所管との調整状況を行ってまいりますが、来年度前半での運用開始を想定して進めてまいります次に補償の水準につき、ついてでございますが現時点では区の補償金額を消防団員等福祉共済の規定等に定められる。
給付金額と同等の水準とすることを想定してございます。
以上でございます。
上川彩議員。
再々質問いたします。
障害者加算の漏れで録画中継を見て欲しいと再三繰り返された保健福祉センターの所長に伺います。

副区長答弁を受け、直接謝罪されるとのことですが、心からのお詫びの気持ちはおありでしょうか。
形ばかりの謝罪になるのではないかと危惧をいたしますけれども、その点、ご決意があればお聞かせください。
大澤世田谷総合支所保健福祉センター所長。
まず、改めまして、対象者の方に対しましてお詫び申し上げます。
大変申し訳ございませんでした。
このたびの対応につきましては、直接お会いして心からお詫びをさせていただきたいと思っております。
以上でございます。
以上で上川彩議員の質問は終わりました。
次に、2 番荻野健司議員、2 番荻野賢鎮議員先日地元のボランティア団体が主催する高齢者向け昼食会である女性からこう言われました。
今はどうにか 1 人でやっているんだけどこの先もっと体が弱って、急に入院するようなことになった場合どうなるのか、正直 1 人で暮らしていくのが怖い。
昨年度の東京都の調査では、都内の在宅高齢者のうち 1 人暮らしは 29.1%で 5 年前から 6.9%増えました。
これでもう 2040 年には 65 歳以上の単身世帯人口が約 9 万 8000 人、高齢者の 4 割に達すると推計されています。
問題は単身高齢者が増えるということだけではありません。
入院や施設入所の手続き各種契約、金銭管理、認知機能が低下した後の意思決定、死後の対応など、それぞれ制度は存在しますが、本人に代わって調整対応してきたのは、多くの場合、家族でした。
言い換えれば、これまでの社会制度は、家族の支えがあること、事実上の前提として成り立ってきた面があります。
区は 7 月に就活支援センターを開設し、総合相談の他、一定の要件を満たす方への終身サポート事業円の続きを開始しました。
単身高齢者全員が支援を必要とするわけではありませんがその年間契約見込みはわずか 25 件です。
まず伺いますがこれは現状の支援体制で、家族の支えがない単身高齢者が安心して暮らせる状況にあると認識しているのか、見解をお示しください。
その上で医療や介護、住まい、行政手続きなど生活の各場面で、事実上、家族や親族の存在を前提としている制度や手続きは何か、全庁横断で点検すべきと考えます。
そして、本人で完結できるもの、行政や専門職が担うもの。
地域や民間が担うもの。
誰も見られていないものを整理し、制度の隙間を可視化すべきと考えますとの見解を伺い

ます。
次に終活支援センターにおける総合相談の件数円の続きの利用状況と、対象外となった件数要件に該当する見込み人数と合わせ 25 件の算出根拠をお示しください。
豊島区では緊急連絡先や本人の意思をあらかじめ情報として登録し、緊急時に医療機関や警察消防などを開示する終活情報登録事業を令和 4 年度から実施しています。
世田谷区でも同様の証で本人が意思を伝えられなくなったときに関係機関が確認できる仕組みを、安心健やかセンター、社会福祉協議会、医療機関と連携して導入すべきと考えます。この見解を伺います。
最後に区としての方針です。
単身高齢者の課題は介護にとどまらず、医療、住宅、財産管理、デジタル対応など、生活全体および福祉部門だけでは対応できません。
今年度からの地域保健医療福祉総合計画の見直しに当たり、さっき申し上げた点検結果を踏まえ、全庁横断型の単身高齢社会への対応方針を位置づけ、庁内の推進体制も整えるべきと考えます。
2040 年まであと 14 年です。
1 人で暮らしていくのが怖いという声に、行政が具体的な仕組みを持って大丈夫ですと答えられるよう、区の見解を伺います。
次に、政策形成機能の庁内実装について伺います。
デザイン思考という言葉があります。
単に見た目を整えるのではなく、利用者の視点から課題を捉え直し、解決策を組み立てていく政策作りの手法です。
10 年以上前からこの司法行政経営に取り入れている佐賀県庁を 8 月に訪れ、SAGA デザインという組織の取り組みを視察しました。
5 名の若手職員が各所管の事業所管横断事業に企画段階から入り、課題設定から事業設計、佐賀出身クリエイターとの連携による広報戦略まで担っています。
一方世田谷区は今年度からデザイン思考を活用した事務改善業務を外部委託し、職員の政策形成能力向上やノウハウの蓄積を図ろうとしています。
外部の専門性を活用すること自体を否定するものでありません。
しかし、付箋を貼ってワークショップを行い、立派な報告書を残すだけでは意味がありません。
大事なのは委託することにより、町内にどんな変化が生まれ、何が起こるのかです。
プロポーザル資料には、次年度以降に実装できることが狙いとされていますがこの児相とは具体的にどんな状態を指し、何を持って実装できたと判断するのか、まず伺います。
また委託先が関わる事業は既に決定していますが来年度から政策経営部に担当機、委託業務に伴走すべきと考えます。
そして来年度以降、どの科も企画の初期段階から相談できる常設の窓口を政経部におき、児

相への備えを強化するべきと考えます。
見解を伺います。
同様の問題意識から若者政策について伺います。
今日はユースカウンシル青少年交流センター検討会、熱せた気候若者会議など、若者の声聞く場を次々と立ち上げています。
しかし、所管も報告ケータイもバラバラであり、若者が参画して、区政の何がどう変わったのか。
総体として全く見えてきません。
若者からの提言が何件出ていく事業になったのかは見えず、複数の部にまたがる提言をどこがどう預かるのかも曖昧です。
ユースカウンシルの交通問題チームは 350 件近い行為を自分たちで集め、今年 8 月、子供若者部と道路交通計画部に提言しましたが区の回答は来年の夏です。
そもそも検討とフィードバックに 1 年以上かける意味が全くわかりません。
若者 1 年は行政の 1 年とは違います。
若者熱意を行政の時間中に当てはめ、使い捨てにするべきではありません。
北九州市は 2024 年、政策局政策部に Z 世代課を設置しました。
以前視察した際は、市政史上最年少の女性が課長で、下の平均年齢は 28 歳でした。
若者支援の対象ではなく、市政をともに創る共創パートナーと位置付け、事業提案には最大 300 万円の補助金と伴走支援で答え、2 年間で 89 件の応募を集め、6 件を採択事業実施に繋げています。
大切なのは単に若者参画させる場を増やすことではありません。
未来を担う若者たちが自分の声で薬が変わったという手応えを得られること、その仕組みをどう作るかです。
世田谷区でも若者の声を積極的に育成に取り組む舞台装置として全庁横断の書簡を政策経営部に設置すべきと考えます。
この見解を伺います。
次に建設費の高騰等公共施設の更新計画について伺います。
玉川野毛町公園の便益施設は、事業者時代により運営開始が約 1 年 8 ヶ月後ろ倒し、砧小学校砧幼稚園は 2 度の事業者選定不調を経て整備手法そのものを見直しました。
弦巻中学校は入札不調により使用開始が約半年延期、九品仏の児童館、保育園複合施設は、全車自体、かつ補助金が受け取れないことを理由に解説を 1 年遅らせ、事業費も約 8.7 億円から約 10 億円へ増加する見込みです。
一方区の公共施設等総合管理計画では、工事件数は、令和 10 年度に現在の約 2 倍、令和 15 年度に約 3 倍、将来経費は年平均約 876 億円、うち建物整備費は約 411 億円としています。
しかし、単価の基準日は 2 年前の令和 6 年 10 月です。
今後町議案件の 17 施設だけでも、総工費は約 679 億円に上ります。

これとは別に、上用賀公園拡張事業は約 309 億円、大蔵運動公園再整備や、最大約 520520 億円という試算もあります。
大型事業が重なり建設費も上がっていく中で、区は、今の整備計画をどこまで実現可能とみているのかという観点から、以下 3 点伺います。
まずストレステストの必要性についてです。
これは物価上昇を反映して、将来経費を見直していますが、その資産は一つの前提に基づくものです。
今後建設費は 10 20 30%上昇する複数のシナリオを設定し、更新経費、基金残高記載額一般財源への影響を検証し、計画全体の財政的な耐久性を明らかにすべきと考えます。
見解を伺います。
次にその検証結果を実際の投資判断にどう繋げるかです。
既存施設の更新需要と新規拡張事業を一体で管理し、新たな投資に充てられる上限を明らかにする必要があります。
今後大型事業が相次ぐ中、個々の事業ごとに、財源の有無を判断するのではなく、区全体の投資余力を把握し、それを超える場合には、既存事業も含めて優先順位を見直す仕組みが必要と考えます。
この見解を伺います。
最後に入札不調への対応について伺います。
今後工事件数が増え、資材高騰や人手不足など、事業環境がさらに深く不確実性を増す中で、入札不調は例外的な事故ではなく、一定程度起こりうる経営リスクとして捉える必要があります。
しかし先に述べた桐田将鶴巻忠九品仏複合施設の 3 事例だけを見ても、婦長後のこの対応は見事なまでにバラバラです。
そして、市長になったことで、この学校改築計画、待機児対策にも多大なる影響が出ます。
もちろん案件ごとに事情は異なりますが、だからこそ、何を基準に再入札するのか、条件を見直すのか、あるいは事業計画や発注方式まで見直すのか、共通の判断基準が必要です。
不調の度に個別判断を繰り返していては、事業の遅延や財政負担、区民サービスへの影響を最小化できません。
今後は不調が発生してから慌てて対応するのではなく、平時から市場価格との乖離を把握するとともに、視聴後の原因分析、予定価格や発注条件の見直し再入札までの標準的な手順と目安期間さらに補助金期限や区民サービスへの影響を踏まえた代替プランなど、全庁共通の判断基準と対応手順をあらかじめ整理すべきと考えます。
この見解を伺い、壇上からの質問を終わります。
田中は政策経営部長私からは 7 点、順次ご答弁いたします。
まず、家族に依存しない支援体制について 2 点です。
家族形態の変化などにより、これまで家族が担ってきた日常的な支援や入院入所の手続き

など本人だけでは対応が難しい事象があり、単身高齢者が安心して暮らしていくためには、現行の体制では十分とは言えず、区の支援体制充実の必要性とともに、本人の意思を尊重しながら、1 人 1 人の状況に応じた必要な支援に繋ぐことが重要と考えております。
区では、終活支援センターの開設に際し、日常生活支援、身元保証、死後対応などが主に同居家族が対応してきたことを前提に様々な仕組みが作られてきたことを踏まえ、取り組むべき課題を整理し、対応の方策を検討してきました。
方策の検討には、制度や手続きに家族等の関与、事実上前提とする仕組みがないかという視点を持った上で、過去の相談事例を汲み取るだけでなく、相談に至る前の顕在化していない課題にも目を向けることが重要です。
また、制度上は家族の関与を要件としない手続きにおいても運用上、単身世帯では利用が難しい場面もありうると考えています。
医療介護住宅福祉、財産管理、死後事務、行政手続きなど、各所管に、制度や手続きの実態、相談対応などで把握している課題を確認しながら、関連する各計画の見直しとも連動させ、分野横断的な点検の実施に向け、具体的な手法を検討してまいります。
次に、デザイン思考について 2 点です。
本事業は、ユーザー視点に立って、サービスの本質的な課題、ニーズを発見し、最適な解決方法探索創出する思考方法である。
デザイン思考の手法を学ぶとともに、各所管部における事業を題材に実践する取り組みです。
本取り組みにおいては、事業者が持つノウハウを受け、事業改善の糸口をつかむまでが主な対象であり、事業の規模や性質にもよりますが、各部がその事業再構築を行い、早くても次年度以降に担当職員みずから実装に繋げていくという意味で児相という表現を用いています。
改善に終わりはないと考えていますので、各部が自ら考え、絶えず事業を点検し見直し続けていくことが理想そのものであると考えております。
今年度は、公募に手を挙げた五つの事業において取り組みを進めており、これら事業の手順や経過をマニュアルとして使えるよう報告書として取りまとめ、次年度に向けて、全庁に周知し、本事業の浸透と拡大を図ります。
今後は、こうしたデザイン思考のプロセスを実践できる職員を増やし、事業改善の 1 手法として町内の他の事業にも広げていきたいと考えております。
また、現段階においては、常設の相談担当よく予定はございませんが、実績や効果を検証し、各所管部のニーズを図りながら、次年度以降の取り組みを進める中で、次のフェーズに向けた試行としてご提案のような新たな事業展開も視野に取り組んでいく必要があると考えており、政策経営部がリードしてまいります。
次に、若者からの提言についてです。
若者からの提言については、その内容に応じて所管部が主体となり、区政への反映の可能性

について検討するとともにその過程や結果を迅速かつ丁寧にフィードバックしていくことが重要であると認識しております。
現在、区では、子供若者部において、ユースカウンシル事業を実施しており、提言があったテーマについては、メンバーとの対話を重ねながら、実現可能性等を所管部が検討しております。
また、本事業は、若者の意見表明や政策形成への参画を促す取り組みであり、区と若者との対話を重視していることから検討結果については 1 年以内を目途にフィードバックすることとしております。
現段階では、一元的に進捗管理などを担う全庁横断の書簡を政策経営部に設置することは考えておりませんが今回の交通政策の提言につきましては、所管部が主体的に検討を進めてまいります。
政策経営部においても庁内関係部との調整役として 1 年以内を基本としつつも、可能な限り早期のフィードバックに向けて、子供を赤丸部と連携しながら検討状況の把握やフォローアップを行ってまいります。
次に、公共施設整備関連 2 点です。
今後多くの公共施設が更新時期を迎える中、建設費や工事件数の増加、施工事業者の確保も課題となることから、個別の施設整備だけでなく、公共施設全体を俯瞰し、計画的に更新を進めることが重要であると認識しております。
区では令和 6 年 3 月の計画策定後、建築単価の上昇等を踏まえ、令和 7 年 3 月に、将来経費を再シミュレーションしており、令和 9 年度に着手する公共施設等総合管理計画一部改訂第 2 期の見直しにおいても、建設単価の上昇率について、複数のシナリオを設定し、基金や起債一般財源への影響も含め、将来の財政負担を検証してまいります。
また、毎年度の予算編成では、特別区税や特別区交付金などの歳入の増減を見極めつつ、適正な範囲での基金や起債の活用を基本とし、新企画授業事業については、優先順位や実施時期の変更も含めて予算計上を判断しています。
お話の投資額の上限設定については、今後、公共施設整備費が増大していく中で、財政規律を確保していくための手法の一つと認識しており、他自治体での事例も参考に、中長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んでまいります。
以上です。
大和保健福祉政策部長私からは、単身高齢者の増加を見据えた家族に依存しないし体制支援体制について 3 点ご答弁いたします。
最初に、終活支援センターについてです。
本年 7 月 1 日の開設後 3 ヶ月間の総合相談の件数は延べ 755 件、園の続きの相談者は約 130 人で、うち要件に該当しない、または情報収集が目的の方は約 46%でした。
園の続きの対象者は 65 歳以上の単身高齢者のうち、頼れる身寄りがなく、住民税非課税世帯の約 2500 人と見込んでおります。

一方、年間登録見込み 25 件は、他自治体の実績を踏まえて算出し、開始 3 ヶ月で 10 件の申し込みがございましたので、制度に対するニーズの高さが伺えるものと認識しております。
事業規模につきましては今後の運営状況や相談内容等を踏まえ、その妥当性について検証してまいります。
次に、緊急時に必要な情報を確認できる仕組みについてです。
病気や事故等により本人が意思表示できなくなった場合や死亡時に備え、緊急連絡先や本人の意思に関する情報を関係機関円滑に伝達できる仕組みは、区といたしましても重要であると認識しております。
そのため区では、令和 9 年 4 月から終活情報登録事業を開始し、緊急連絡先やかかりつけ医、医療機関、リビングウィルの保管場所、遺言書や納骨先に関する情報などをあらかじめ登録できる仕組みを整備いたします。
医療機関や警察、消防区の関係機関等から照会があった際には、登録時のご本人の同意に基づき、必要な情報を提供することとしております。
また、事業の実施に当たっては、終活支援センターを相談受付窓口とし、安心健やかセンター社会福祉協議会、医療機関等とも連携しながら、本人の意思や希望に関する情報が適切に共有される体制作りを進めてまいります。
最後に、地域保健医療福祉総合計画の見直しについてです。
区では単身高齢者の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、地域保健医療福祉総合計画において、世田谷版地域包括ケアシステムの考えのもと、高齢者を含む困りごとを抱えた全ての区民に対して横断的に施策を推進している。
頃です。
総合計画後期計画の策定において、改めて単身高齢者の更なる増加を重要な社会構造の変化と捉え、世田谷版地域包括ケアシステムにおける九つの要素を横断する課題として政策を検討してまいります。
また、総合計画推進委員会は、福祉以外の住宅、区民生活防災などの関係所管も含めた構成であり、課題認識を共有しながら、必要な政策を検討してまいります。
私からは以上です。
季節前担当部長私からは、入札不調への対応についてお答えいたします。
区ではこれまで、入札不調が発生した場合には速やかに原因分析を行い、早期の再入札を基本に、関係所管部と情報共有しながら、予定価格や発注条件の見直しに伴う事業スケジュールの影響や予算措置などの課題検討を行ってまいりました。
今後は、これまでの入札不調事例から分析、原因分析を行い、入札不調パターンを整理した上で入札不調の予防策を検討することに加え、あらかじめ入札が不調になった場合の再入札の目安期間や施設の早期完成、国や都の補助金活用などの優先順位などの考え方など標準的な考え方につきまして、全庁横断的に検討を進めてまいります。

入札不調に際しましても、事後対応の判断が遅れることなく、区民サービスの影響を最小限に抑えるよう取り組んでまいります。
私からは以上です。
おぎのけんじ議員いずれのテーマにつきましてもこちらの問題意識受け止めていただいておおむね前向きなご答弁いただいたと思ってますので、再質問いたしませんが、1点だけ要望します入札不調後の対応についてこれはもう全部門だけの問題じゃなくて全庁的な課題だというふうにエスカレーションされたものと私は受け止めさせていただきました。
これまでの事例をですね分析はもちろんですけども、リスクを全方位的に想定をして基準との対応手順を定めていただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。
以上でおぎのけんじ議員の質問は終わりました。
次に、8番宮香織議員議長、8番宮香織議員初めに、家庭環境による教育機会の格差と子供の学びの保障について伺います。
子供たちが受けられる教育機会は、家庭の経済状況によって左右されることがあり、塾や習い事など、学校外のサービスを利用できるかどうかによって、学習機会に差が生じることも考えられます。
学校の授業で十分に理解できなかった内容を塾で補ったり、発展的な学習に取り組んだりする子供がいる一方、家庭の経済的な事情から、そうした機会を得ることが難しい子供がいます。
もちろん、子供の学びを支える場所は学校外のサービスだけではありませんが、どのような家庭環境にあっても、子供1人1人が自分の力を伸ばし、必要な学力を身につけられるよう、学校における学習機会を保障することが重要です。
また、学習内容の理解度やつまずく部分は子供によって異なります。
授業についていくことが難しい子供への支援はもちろん、さらに理解を深めたい子供にもそれぞれの状況に応じた学びの機会が必要です。
さらに、授業中にわからないことがあっても、その場で質問できない子供や、授業後に先生声をかけることをためらう子供がいます。
疑問を抱えたままにせず安心して質問できる環境を整えることも、学習のつまずきを防ぐ上で大切ではないでしょうか。
学校は子供たちが多くの時間を過ごし、家庭の経済状況に関わらず、学びに向き合える重要な場所です。
学校での学習支援が子供たちの学力を支える機会として十分に機能しているか、改めて考える必要があります。
そこで、家庭の経済状況によって塾等の学校外のサービスを利用できる子供と利用できない子供の間に生じる学習機会の差を埋めるため、どのような工夫を行っているのか伺います。
また、学校外で得られる学習機会に差があるからこそ、学校で1人1人の理解度に応じた

支援を行うことが重要です。
区では、全ての子供が必要な学力を身につけられるよう、学習支援の取り組みとその効果の検証をどのように行っているのか伺います。
さらに、ジョシュ学習支援の充実に加え、日々の授業で生まれた疑問をそのままにせず、子供が気軽に質問できる環境作りも必要です。
例えば、学習のつまずきを防ぐために、休み時間や放課後に授業で疑問に思ったことを気軽に質問できる時間を確保するなど、区としてどのような取り組みを行っているのか伺います。
次に、SNS 型詐欺を初めとした特殊詐欺への対策について伺います。
特殊詐欺の被害は、これまでにない危機的な状況にあると認識しています。
特に SNS 型の投資詐欺やロマンス詐欺、偽警察詐欺の被害が深刻で、被害者には現役世代も多く含まれています。
こうした状況に、私自身も強い企業危機感を抱いています。
近年は、犯人が接触する手段も多様化しており、固定電話への家電だけでなく、携帯電話や SNS のダイレクトメッセージなどを通じて様々な年代年代の人が詐欺に巻き込まれています。
投資や資産形成への関心に漬け込むもの、恋愛感情や信頼関係を利用するもの、警察官など公的機関の職員を装って不安を煽るものなど、手口も巧妙になっています。
特殊詐欺は高齢者が被害にあうものという印象を持たれがちですが、実際には比較的若い世代も被害に遭っており、高額な被害となるケースもあります。
寧々や職業に関わらず誰もが被害者になりうるという認識を広げる必要があると考えます。
スマートフォンの利用が幅広い世代に広がる中、電話による詐欺だけでなく、SNS を通じた詐欺への注意喚起も重要です。
石被害は金銭的な損失だけでなく、その後の生活や家族関係にも影響を及ぼし、被害者に大きな精神的負担をもたらすことも考えられます。
被害に遭ってから対応するだけでなく、事前に危険性を知り、相談や確認に繋がる環境をつくることが求められています。
そこで、高齢者を狙った電話による詐欺に限らず、SNS を通じた投資詐欺やロマンス詐欺などについても幅広い世代に手口や被害の危険性を伝えるため、区ではどのような啓発や注意喚起を行っているのか伺います。
また、幅広い世代への注意喚起と合わせて変化する手口に迅速に対応し、地域全体で被害を防ぐ体制も欠かせません。
特殊詐欺や SN 型詐欺は、区内だけで完結するものではなく、広域的に行われ、手口も変化しています。
被害を防ぐためには、警察や地域団体との連携に加え、国や東京都などの連携関係機関との情報共有も重要です。

ここでは、警察や地域団体、関係機関とどのように連携し、情報を共有しながら、被害防止に取り組んでいくのか伺います。
最後に、夫婦間の収入格差と男女共同参画について伺います。
女性の就労や経済的自立が進み、働き方や家族のあり方が多様化している一方で社会には、今なお男性が主な稼ぎ手となり、女性が恥育児を担うという従来の役割意識が残っています。
こうした意識は、女性が働き続けたり、キャリアを形成したりする上で、本人の希望とは異なる選択を迫る要因にもなり得ます。
令和 2 年 7 年 2 月に公表された内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査によれば、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方に対し、反対が 64.8%である一方、33.1%が賛成と回答しています。
また、同調査の男女の地位の平等感において、社会通念や地域の慣習しきたりなどの 7 分野で男性の方が優遇されていると答えた割合は 78.2%に上っています。
このデータから見えてくることは、夫婦間の収入差を、性別による役割意識と結びつけることで、女性は経済的な自立や働き方に制約を感じ、男性は稼ぎ手としての責任を過度に背負うなど、男女それぞれが心理的な負担を抱えることも考えられるということです。
本来、夫婦の働き方や家事育児の分担は、それぞれの希望や状況に応じて話し合い、選択できるものであり、収入の多寡や性別によって役割を決めつけず、互いに事情や意思を尊重できることが大切です。
そのためには、女性の経済的自立を支える視点だけでなく、男性が抱える経済的責任へのプレッシャーや悩みにも目を向け、男女双方が必要なときに相談できる体制を整えるとともに、固定的な性別役割意識を見直すための啓発が必要です。
また、こうした役割意識は本人が自覚しないまま日常の空間のコミュニケーションに影響している場合もあります。
男女どちらか一方の問題として捉えるので捉えるのではなく、双方が抱える負担を理解し、相談に繋がる環境を整える視点が必要です。
そこで、女性の経済的自立への支援に加え、男性が抱える経済的責任へのプレッシャーや生きづらさにも目を向け、男女双方が収入の多寡や性別に関わらず、互いを尊重し、対等な関係を築いていけるよう、相談支援や意識啓発をどのように進めていくのか、区の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
山田学校教育部長私からは教育機会の格差と学びの保障につきまして 3 点ご答弁申し上げます。
まず、家庭の状況によって学習の機会の差を埋める工夫についてです。
教育委員会では、言葉の力や社会への関心情報読み取り表現する力を高めることを目的として、区立中学校におきまして、朝学習の時間等を活用し新聞の社説やコラムを活用した教

材で学習する事業を行っております。
生徒へのアンケートでは、文章の要約や表現力の向上について肯定的な意見が多くなっております。
また、一部の学校では、学校運営協議会の活動グループによる放課後学習支援教室を実施し、放課後の時間を活用した学習機会の保障も行われております。
今後も、地域資源としての学習支援の場を活用しつつ、格差解消に向けて取り組んでまいります。
引き続き教育機会の差を埋めるため、これらの事業の充実を図ってまいります。
次に、全ての子供が必要な学力を身につけられるような学習支援の取り組みとその効果の検証についてです。
全ての子供が必要な学力を身につけるようになるためには、1 人 1 人の学習状況や理解度に応じたきめ細かな指導を行うことが重要であると認識しております。
各学校は習熟の程度に応じた少人数教室の失礼しました。
少人数授業の実施などを通して個々に応じた指導の充実に取り組んでおります。
また、全国学力学習状況調査等の調査結果について分析検証、検証を行い、児童生徒の学力の定着状況や課題を把握するとともに、その結果を各学校における教育課程の編成や授業改善に反映しております。
今後も学習指導の充実と学力調査等の検証を一体的に進めることで、全ての子供が必要な学力を身につけることができるよう努めてまいります。
最後に、休み時間に聞きたいことを聞ける時間の確保についてです。
学習のつまずきを防ぐためには、児童生徒が授業で生じた疑問を早期に解消できる機会を確保することが重要であると認識しております。
各学校では、休み時間や授業の前後などを活用し、質問や相談ができる時間の確保に努めております。
また、学習支援アプリケーションである。
いろいろスクール等を活用して、子供たちの振り返りを丁寧に見ており、形式的評価とあわせて、理解度の把握に努めております。
教育委員会といたしましては、こうした実践事例を積極的に横展開し、学校の主体的な改善を支援するとともに、教員が子供に積極的に声をかけるなど、1 人 1 人の理解度に応じた支援の充実を図る働きかけてまいります。
以上でございます。
加賀谷危機管理部長作業詐欺を初めとしました特殊詐欺への対策についてまずは年代や手口に応じた効果的な注意喚起と啓発についてご答弁いたします近年では携帯電話に係る詐欺電話やダイレクトメッセージなどで接触してくる SNS 型詐欺の増加を背景としまして現役世代を含み数百万円、あるいは数千万円を超える多額の詐欺被害に遭うケースも増えてございます。

また高齢者のスマートフォン利用が増えていることから＋多世代への啓発活動を初めとしました各種被害防止策に取り組む必要があると認識をしております。
区では、物理的な被害対策としては、特殊詐欺に多く利用されております。
国際電話や警察が把握した犯行利用電話をブロックする機能がある。
警察庁推奨アプリや警視庁防犯アプリデジポリスの周知を強化をしてまいります。
次に、警察や地域団体、いいなどと連携した区の取り組みと今後の対策についてでございます区はこれまで警察や地域団体と連携しながら犯罪ゼロの日などの各種イベントでの啓発活動の他、災害防犯情報メールや危機管理部公式 X 等での注意喚起情報を発信押してまいりました親子で体験する防犯教室実施の際に保護者に対して SNS 型詐欺投資詐欺やロマンス詐欺、偽警察詐欺など最近多い手口の他、若い世代にも被害が及んでいる状況をお伝えし、注意喚起を呼びかけるなどあらゆる機会を捉えて啓発活動に取り組んでおります特殊詐欺は報道でもございますように、広域性特殊性が見られることから、今後さらに国や東京都と連携を密にしながら情報をお諮り情報共有を図りながら、ケア啓発動画なども活用して効果的な対策を展開してまいります。
以上でございます。
中西生活文化政策部長夫婦間の収入格差と男女共同参画について男女双方が収入の多寡や性別に関わらず互いの破損に互いを尊重し対等な関係を築いていけるよう、相談支援意識啓発をどのように進めていくのかについてお答えいたします。
固定的な性別役割分担意識は女性の就労やキャリア形成のみならず、男性の働き方や家庭生活にも影響を及ぼし、様々な生きづらさに繋がる場合がございます。
このような意識を解消し性別等に関わらず 1 人 1 人の意思や生き方が尊重されることが重要です。
区では男女共同参画センターらぷらすにおきまして女性の就労等に関する相談講座や電話、LINE による男性相談を実施し、必要に応じて専門機関に繋いでいます。
また各種講座やタウンミーティング等を通じ、幅広い世代に向けた意識啓発にも取り組んでいるところです。
現在策定中の家商談世田谷区第 3 次男女共同参画プランの案におきましても、固定的な性別役割分担意識の解消や性別や年齢等にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援ニーズに応じた相談事業の実施を位置づけました。
今後も相談支援と意識啓発を一体的に進め、誰もが自らの意思に基づいて多様な生き方を選択できる。
ジェンダー平等社会の実現に取り組みます。
以上でございます。
宮香織委員ご答弁ありがとうございます私自身共働き家庭で育ちましたが家事のほとんどは母親になっていました。
毎日夜 9 時に帰ってきてねまず洗いものから初めての食事の準備をしてくれて、石間しか

しやはり過度の負担からですねある日倒れてしまいまして、その後両親は離婚になりました私自身幼い頃から男女の役割分担というのはすごく疑問を感じてたんですよっていうのが中が先に書いてるのに何もしないで転がっている。
母が必死に働いて帰ってきたのに、そこからまた家事をしなきゃいけないと。
なんでこうなるんだっていうふうなことはすごく不思議に思っていた最中なんですけれども実は私自身もですね家庭を持ちましたけれども、今シングルマザーとなっていましてこうした固定的な役割意識というものが生活していく上での大きな障壁となるということを身をもって実感しました私の周りの周りにもですけれども同じような相談をしてくださる方々がいます。
区においても取り組みを進めていただいている最中なんですけれどもこの間にも離婚に至る過程があって、そして 1 人親家庭になるあの子供たちがいるんです私自身もやはり 1 人親家庭で育ったんですけども、すごくやはり寂しい思いをして育ってきました。
言いたいことも言えないでを言おうとしても父親が家にいないとかそういうことを経験して生きてきましただからこそ、子供たちには両親が互いを性別に関わらず、尊重し合う、そういう環境の中で安心して育ってほしいというふうに心から思ってます。
引き続きですね、男女の役割分担に対する意識の改革、これ本当に大事だと思ってますそして必要な支援に取り組んでいただくことを心から要望いたしまして、私の質問を終わります。
以上です。
以上で失礼しました。
以上でみや香織議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
5 番佐藤美紀議員議長、5 番佐藤美紀議員最初に、いじめ防止条例について伺います。
さきの決算委員会において、遠くのいじめ防止条例素案について、加害側への反省を施す指導などの記載が希薄であり、偏りがあることを指摘しました。
条例制定に向けた検討が進められている今も、学校現場では様々ないじめの問題が起きており、今回は先月、私のところに寄せられたいじめの相談を起点に伺います。
宮内小学校で起きたいじめの事案の具体の内容は第三者委員会による調査の過程にあるので避けますが、相談を切る中で気になったのが、これから調査に協力する児童保護者が加害とされる側からの逆恨みや報復といったリスクから守られるのかどうか。
という点です。
いじめの重大事態の調査では、まず事実関係を明らかにする必要があり、当然ながら周囲の児童や保護者からの証言や情報提供も重要です。
しかし調査に協力することによって自分の子供が新たな被害を受けるかもしれないという

不安があれば、保護者も調査への協力を中傷するでしょうし、結果として重大事態調査そのものの実効性がそこに行われることになります。
そこで 2 点伺います。
一点目に、いじめ重大事態の調査に際し、被害児童および保護者はもとより、調査に協力する児童や保護者が逆恨み薬報復の行為を受けることがないよう、区教委としてどのような安全確保措置遅考じるのでしょうか。
2 点目に、現在検討されている条例素案の第 6 章いじめ重大事態への対処では、被害児童の安全確保については記載がありますが、調査協力の調査協力者への調査協力者の保護については明確な規定がありません。
調査に協力する児童保護者への説明、情報提供、安全確保についても条例に明記すべきと考えますが、教育委員会事務局の見解を伺います。
次に、この栽培たサイバーセキュリティ対策について伺います。
昨今、大手金融機関など始め、サイバー攻撃が相次いで起こり、当区においても、区の防犯メールサービスや、せた Pay のメールサービスの委託先が攻撃を受けました。
これまで、サイバーセキュリティ対策の基本は庁内ネットワークへの侵入といった直接的な攻撃を防ぐものであったのに対し、間接的でわかりにくく、かつ広域のものに変化しつつあり、区としての対策強化が求められます。
そこで 2 点を伺います。
一点目に、高度高度専門人材の確保です。
今回のように委託先の安全性についても適切に評価し、問題発生時に対応判断できる人材が必要です。
東京都では、先月下旬に、GovTech 東京を初め、サイバーセキュリティ対策の人材確保をさらに進めると公表をしました。
GovTech 東京の人材支援を含め人材確保について伺います。
2 点目に、区内、区内事業者向け相談窓口の設置です。
墨田区、荒川区などで既にさ、最近のサイバー攻撃についての区内事業者の方からの相談を受けるべく窓口を設けています。
当区においても必要と考えますが見解を伺います。
次に、世田谷区学びと育ちの進化として、多様な学びのテーマと環境教育について伺います。
今月 11 日、世田谷区立中学校研究会、いわゆる雪中県の ICT 部会の枠組みで、区内中学校の教員を対象に、ノートテイクや自動読み上げといった ICT 機能をいかに授業に取り入れて、文字の読み書き苦手のある生徒に提供するか思って的に研修が実施され、50 名ほどの教員の方が参加されたと伺っています。
教材には以前も紹介した冊子のリフトをが用いられ、これについてパネルデータにしましたので、ご覧いただければと思います。
この例えば下記の助ける手立てですとかこういったノウハウが入っているリフトという冊

子なりますがこちらは、学習障害など読書に苦手のある児童生徒の学びに ICT をいかに活用していくかの具体的なノウハウをや事例をまとめたもので、東京都教育委員会と保護者の保護者団体の方が取りまとめたものになります。
当日の研修講師真央子の保護者団体の方が務めたと聞いています。
以前このリフトを用いての研修を提案し、実際に今年度様々な形で実践されてきたことは前進であると評価をしておりますが、研修で脳波研修でのノウハウが参加した教員だけに限れられてしまうのはもったいないと考えます。
そこで提案しますが、個々の教員知識や経験によって、児童生徒が受けられる支援に差が生じることがないよう、例えば区、区内小中学校の先生方も DM せいろいろノートを活用してますので、こうした既存の ICT 環境の中で共有フォルダを設け、共有フォルダ等を設け、各学校での実践事例を含め、蓄積し、教員が必要なときにいつでも参照できるようにしてはいかがでしょうか、見解を伺います。
続いて、読書に苦手のある児童生徒への支援の文脈で、図書館での取り組みについても伺います。
国の定める読者張りオフバリアフリー法を踏まえ、区の図書館においてもデイジー図書など、資料の資料を配架していると認識していますがそれを必要とする児童生徒のための適切な読書支援に繋げていくことが必要です。
前述の読書に苦手があるという特性への理解やレジ図書などの利用方法についても、図書館職員の皆さんに知見を広げていただきたいと考えます。
見解を伺います。
このテーマの最後、環境教育についても伺います。
世田谷区の環境政策の一つに、自然エネルギーを遠くに供給してもらう自治体間連携事業があり、この連携を起点として環境教育や地域間交流を発展させる取り組みとして、昨年度から区内の小学生と保護者を対象とした環境教育ツアーを実施しています。
昨年度は新潟県十日町市、今年度は長野県を訪れ、昨年度の十日町のツアーには 142 組もの応募があったということで、こうした自然体験に対する区民ニーズの高さも伺えます。
区の自然エネルギーの蓮連携先には、十日町市や長野県の他にも例えば、豪雪地帯である新潟県津南町では雪解け水を生かした小水力発電に御に取り組む。
取り組んでおりこのエネルギーを遠くに供給してもらっています。
今年 3 月の予算特別委員会でも、こうした他の連携自治体への展開を提案したところですが、異なる地域特性、環境教育の内容をより多くの子供たちの体験機会に提供するという観点、また、事業の継続性を含め、区の見解を伺います。
最後に今後の保育ニーズに関連し 2 点を伺います。
先月下旬から須山地域での区立保育園の再整備に様々な基盤を持つ保護者の方々からの要望により意見交換の場が設けられ、私も参加させていただきました。
くわかる。

烏山地域にある三つの区立保育園のうち、老朽化が進むから須山北保育園を建て替え、烏山北保育園の建て替えを開始し、その後、西野や保育園を廃止し、給電保育園を拠点園とするとしています。
これについて、烏山地域にお住まいの保護者の方からは、地域の保育ニーズに合った計画なのかという点やこの間の周知のされ方について疑問の声が上がりました。
再整備による園児の受け入れ先の変更は、令和 10 年度以降とされており、現在の座剤園児への直接的な影響は限定的とはいえ、第 2 者第三者を考えている家庭など、将来の利用者も含めた丁寧な周知が必要です。
また意見交換の中では、廃止となる西田保育園の跡地についても、区立保育園でなくなるとしても子供関連施設として活用してほしいとする声がありました。
区立保育園の再整備に際して、地域への周知や地域ニーズの把握、また、跡地活用についてこうした地域の保育園利用者の声に対する見解を伺います。
二つ目は年々増加している保育の利用率についてです。
5 月のこども若者特別委員会で報告された統計委員会資料の一部をパネルにしたので、こちらもご覧ください。
こちらの保育の利用率移行率の推移によれば、1 歳児で 69.1％と、世田谷区の 1 歳児の 3 人に 2 人以上が保育の利用を希望していることになります。
4 年前と比較すると 1 歳児では 12.4 ポイント、2 歳児でも 11.4 ポイント上昇しています。
こうした利用率の伸びには保育無償化の影響も大きいと考えますが、対応する整備計画はというと、現在の計画は昨年 7 月に示されたものであり、第 1 の保育無償化の実施前に策定されたものなので、需給バランスにずれが生じると考えます。
2 歳児 3 歳児のニーズも含めて、また私立幼稚園の閉園要素も加味して整備計画もアップデートすべきではないでしょうか、見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
うん山田学校教育部長､私からはいじめ防止条例につきましては 2 点ご答弁申し上げます。
まず調査を実施していく際に加害者からの逆恨みを防ぐ防いで安全確保するのかについてです。
いじめ事案の調査や聞き取りにあたりましては被害児童生徒や調査に協力した児童生徒が報復への不安を抱くことなく、安心して事実を伝えられる環境を整えることが重要であると認識しております。
学校では、被害児童生徒の保護および安全確保を第 1 に、関係児童生徒への継続的な見守りや状況把握、心のケアを行うとともに、加害児童生徒への適切な指導支援を組織、組織的に進め、報復や被害の拡大防止に取り組んでおります。
今回の条例の制定を機に、教育委員会や関係機関が連携した支援体制の充実に向けて専門家の活用や教職員研修の充実の他、いじめを逃さず放置しない仕組み作り等実効性確保の取り組みを着実に進めてまいります。

次に、調査協力者の保護に保護の条例への明記についてです。
いじめ事案特に重大事案への対応にあたりましては、調査に関わる児童生徒およびその保護者に対して、調査の目的や方法等について丁寧に説明しながら進めることが重要であると認識しております。
また、調査の過程においては、関係者に必要な情報を適切に提供するとともに調査に協力する児童生徒や保護者が安心して協力できるよう配慮しながら、事実関係の把握と課題解決に向けた対応を進めております。
一方で、重大事故実態調査は疑いの段階から開始する場合もあることに加えまして、関係する児童生徒や保護者の立場や状況なども様々であることから、調査協力者への対応については、被害児童生徒への安全確保と同様の枠組みで一律に位置づけるのではなく、その役割や状況に応じた配慮が必要であると考えております。
教育委員会といたしましては、協力者の保護や個人情報の保護に十分配慮しながら、調査協力者への対応や支援のあり方について検討を深め、その位置づけについて、条例や教職員向けガイドライン等への反映も含めて整理してまいります。
以上でございます。
そう DX 推進担当部長はい私からはサイバーセキュリティ対策について、区の情報石油セキュリティの人材確保についてご答弁いたします区では、弁護士で、DX AI 分野の経験も有する政策経営部参与から法制度面の助言を得ている他、CIO 補佐を任じてます。
また、ICT 専門人材で構成されているソックセキュリティオペレーションセンターによる 24 時間 365 日の監視体制を構築運用するなど、情報セキュリティの確保に向け、専門性の高い人材の活用を進めております。
また、CIS 最高情報セキュリティ責任者である清水副区長がとのデジタル人材育成ワーキンググループに参画し、セキュリティ人材を含むデジタル人材育成に向けた協議を進めており、今後もとや GovTech 東京等と密に連携し、専門人材の活用と職員育成の両面からセキュリティ対策の強化を進めてまいります。
以上です。
五十嵐経済産業部長私からは栽培するサイバーセキュリティ対策としての区内事業者向け相談窓口についてご答弁いたします。
AI の進化などによる企業等へのサイバー攻撃はこれまでになく高度化し深刻な情報漏えい事案も頻発しており中小事業者がターゲットとなるおそれもあるものと認識しております。
中小事業者からの相談に対しましては区では、産業振興公社の総合経営相談で受け付けるとともに継続的な支援が必要な場合は、経営支援コーディネーター事業に繋げセキュリティ対策に詳しい中小企業診断士による伴走支援を行っております。
今後とも PR を積極的に行い相談事例をふや増やすことで実態把握に努め区内事業者のサイバーセキュリティ対策強化を支援してまいります。
以上です。

番教育政策生涯学習部長私からは、図書館職員に対する学習障害やデイジー図書への理解促進についてご答弁いたします。
図書館では、全ての方が文字活字文化の恩恵を受けられるよう、デイジー図書や電子書籍など、読書バリアフリー法に対応した利用環境の整備に取り組んでおります。
また、そうしたサービスを円滑に利用いただけるよう、担当職員が読書バリアフリーへの理解を深めるとともに、生成機器の操作方法を習得し、利用される方に適切な案内ができるよう努めているところです今後はより多くの図書館職員を対象に、学習障害など、読書に困難を抱える方への更なる理解の促進や、関連する機器サービスに関する知識利用支援の手法より深く学ぶ研修を実施するなど支援体制の充実に努めてまいります。
以上です。
宇都宮教育総合センター長はい私からは ICT 活用事例の教員間の共有活用についてご答弁いたします。
学習に困難さのある児童生徒への個別支援に役立つリーフレットであるリフト、これを活用する研修を複数回実施しており 11 月 11 日には中学校視聴覚情報教育研究会と連携して研修を実施したところです。
研修会はこれまでも、教職員が読み上げ機能、ノートテイクデジタル教科書や学習アプリを活用した支援などのスキルを学ぶよい機会となっています。
今後は活用事例等を研究データベースである学びと育ちのデータベースに掲載し、教員で共有を進めるなど、児童生徒の個々に応じた支援の質の更なる向上を図ってまいります。
以上です。
秋山環境政策部長私からは環境教育ツアーの今後の取り組みについてご答弁いたします。
区民の皆様にいい環境問題を身近に感じ、考えていただくため、現地に赴き、体験してもらうことは非常に重要であると考えております。
この考えのもと、本年度、区では長野県企業局とちょうどし、ダムの見学や森林体験の実施を通し、環境問題について考える機会を創出いたしました。
議員ご紹介の津南町も含め、環境分野において、自治体間の連携を進めており、各自治体とも環境教育には適している場所であると考えております。
今後、区としても区民にどのような視点から環境問題を身近に感じ、行動に移していただくかこれまでの取り組みを通し、各自治体の場所や環境教育の内容、また自治体間の相互負担なども含め検討してまいります。
私からは以上でございます。
松本子供若者部長私から 3 点ご答弁いたします。
初めに、保育料無償化の影響等を踏まえた地域別、年齢別需要量見込みのアップデートについてです。
区では、令和 7 年 7 月に地域別、年齢別の需要量見込みを再推計数とともに、一、二歳児については、10 需要量見込みより 3%以上多い。

店員を確保することを決定し、さらにその後の令和 8 年 4 月の入園申込状況を踏まえ、定員確保の取り組みを前倒して新規保育施設の整備等に取り組んでいるところです。
この間の大幅な入園申込者数の増加は、東部働き世帯の増加や保育料第 1 無償化などの東京都の子育て政策の拡充等、様々な要因があるとものと推測しておりますが、今後も増加傾向が続くのか見極める必要があることから、令和 9 年 4 月入園申込状況と最新の人口の動向を踏まえた上で、今後地域別、年齢別の需要量見込みの再推計を行う必要があるものと考えております。
また再推計の結果、保育の定員の不足が見込まれる場合は、更なる定員確保を検討し早期の待機児童解消に向け全力で取り組んでまいります。
次に、川瀬山地域での区立保育園の統合統廃合における周知の課題についておよび統廃合よにより廃止となる保育園跡地を子供関係の施設にしていく方向性について併せてご答弁いたします。
議員お話しの川瀬山地域の区立保育園に通う保護者の方が肩等との意見交換会では、特に区立保育園の再整備に係る情報の周知について区では、保育のご案内や区ホームページに加え、保護者向け配信システムであるキッズ牛による周知も行っているところですが計画そのものを知らないといったご意見や、今後のスケジュールがわからないといったご意見も複数いただいたことから、周知の方法、周知方法の改善が必要であると認識しております。
そのため、現在再整備計画について、保育園ごとの詳細載せ、整備スケジュールや一時移転等の今後の影響をよりわかりやすく記載したチラシの作成などを進めており今後、各園で見学者等への配布や、掲示板での周知などに加え、近隣のお出かけひろばや児童館、また、為替や地域においては、今後認定こども園化を予定している。
近隣の区立幼稚園にも送付するなどより幅広い周知を行ってまいります。
またお話の統合により、今後生じる区立保育園の跡地の活用については既にグランドビジョンにおいて、子供子育て政策と区の行政需要に合わせて活用することとしておりますが、待機児童が多く生じている現状を踏まえ、今後の保育施設整備の進捗や周辺の就学前人口動向などを見極めながら、関係所管と検討してまいります。
以上です。
佐藤美紀議員グランドビジョンへの言及がありましたが就学児の受け皿について副区長の見解を伺います。
中村副区長はい再質問にお答えします就学児の笑就学児の受け皿というご質問で先に部長の答弁でグランドビジョンということに触れましたけれども、これは区立保育園の党派統合また再整備に伴う跡地については、子供子育て支援に重点的に振り向けるという考えであって現子供若者総合計画にもひきづ菅れているものですこれまでも区では 9 奥沢西保育園跡地を私立認可保育園と新設児童館の複合施設として活用し、また、旧深沢保育園の統合によって生じた空き園舎を民間学童保育としてそれぞれ活用するなど、区立保育園の跡地を、子供施策に積極的に活用しています今後の区立保育園の跡地につきましても、この間の

保育ニーズの高まりを踏まえて保育施設への活用も視野に入れて子供子育て政策等区の行政需要に合わせて今後、庁内横断で活用の議論を進めて未就学児の受け皿としての活用も含めて議論を進めてまいります。
以上です。
佐藤美樹議員以上で終わります。
以上で佐藤美紀議員の質問は終わりました。
次に、28 番川上晃一議員議長 28 番川上晃一議員初めに、生活保護について伺います 2025 年 6 月 27 日、最高裁判所は 2013 年から 2015 年にかけて実施された生活保護基準の引き下げについて、国の判断を違法と認定し、生活保護費減額処分の取り消しを命じる判決を言い渡しました。
このいのちのとりで裁判での画期的な判決は、生活保護利用者の生存権を保障する上で大きな意義を持つものです。
現在最高裁判決を踏まえ、2013 年 8 月から 2026 年 3 月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、保護費の追加給付が進められています。
現在世田谷区で生活保護受給中の世帯への追加給付については申し出不要で 2026 年 8 月分の定例保護費と合わせて、2026 年 7 月 31 日に支給されましたが、現在は生活保護を受給していない。
廃止世帯については 2027 年 7 月 31 日までに国に申し出が必要になります。
かつて生活保護を利用していた方の中には、高齢者や障害のある方、転居を繰り返した方なども多くおられます。
また、過去に生活保護を利用していたこと自体を周囲に知られたくないとの思いから、行政からの情報に接する機会が限られている方も少なくありません。
本来受け取るべき給付であるにも関わらず、制度を知らなかったために、申し出の手続きに繋がらないという事態は決してあってはなりません。
今年 2 月の福祉保健常任委員会報告では、世田谷区での追加給付の対象となる世帯数は生活保護受給中世帯と廃止世帯を合わせて 1 万 1404 世帯、そのうち生活保護受給中世帯は 5368 世帯ですが、廃止世帯は 6036 世帯です。
廃止世帯は対象世帯の過半数です。
こうした方々に漏れなく情報が行き渡るように区として周知広報を強めることが必要です。
区はこれまでどのような周知を行ってきたのか。
区ホームページ掲載だけでなく、区のお知らせ、SNS 関係機関、エフエム世田谷との連携など、更なる周知強化を図るべきと考えますが、区の見解を伺います。
今回の追加給付は、国が行った生活保護基準の引き下げについて、最高裁判所が違法と判断したことを受けて実施されるものです。
国の誤った判断によって、本来支給されるべき保護費が永年にわたり十分に支給されなかったことは極めて重大です。

特に今回の対象には、既に生活保護を利用していない廃止世帯も多数含まれており、制度の存在を知らなければ給付にたどり着くことはできません。
本来受け取るべき追加給付を受け取れない方を 1 人も生まないという姿勢で、国が責任を持って徹底した周知、広報を行うよう、区として求めるべきと考えます。
見解を伺います。
生活保護を利用している方から、物価高騰で生活が苦しく、フードバンクを利用したいと思ったが、利用できなかったとの声を伺いました。
ぷらっとホーム世田谷が実施しているフードパントリーでは、生活保護受給中の方は、ケースワーカーの確認のうえ案内がされています。
生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度ですが、実際には、フードバンクに頼りたいと考えるほど、生活に困窮している方がいる実態について、区の認識を伺います。
厚生労働省は 5 年に一度、生活保護基準を見直していますが、今回は通常より 1 年早く検討を開始しています。
物価高騰のもと現行基準が生活実態に見合っているのかという問題意識を持っている表れとも言えます。
11 月 17 日の社会保障審議会生活保護基準部会の提出資料によると、2024 年に夫婦と子 1 人世帯モデルで、低所得世帯の生活扶助相当支出 16 万 1998 円よりも生活保護費が月額で 12.3%、1 万 7709 円下回り、14 万 4289 円となっていたことがわかりました。
このことは、生活保護利用世帯の生活費の大幅な不足を国が認めた形です。
物価高騰で食費の支出が大幅に増加していました。
国はこの間、物価高対策として月 1500 円などの特例加算を措置しましたが全く足りていないことも明らかになりました。
セーフティネットであるはずの生活保護を利用していても、度重なる物価高騰で生活保護費だけでは生活できないという深刻な状況が浮き彫りになっています。
区として生活保護費の引き上げを実施するよう国に求めるべきだと考えますが、見解を伺います。
生活保護受給者のみならず、区民の生活が日々厳しくなっています。
暮らしに不安を抱える方への支援が必要です。
年末年始を控え、ためらわずに生活保護の相談ができるよう、そして安心して年が越せるよう、閉庁期間になる前の早めの相談を促すために、SNS を通じた広報や掲示板などへのポスター掲示などを行うよう求めます。
区の対応を伺います。
次に、世田谷区住宅条例について伺います。
世田谷区上沢条例の改正に向けた検討が進められています。
区は、住宅条例第 13 条の最低住戸専用面積 25 平方メートル計について、現行の義務規定

から努力義務規定と改める方向を示しています。
今回の改正の直接の契機は、国の住生活基本計画から最低居住面積水準の記載が削除されたことですが、国が基準をなくしたから雲なくさなければならないという話ではありません。
むしろ問われているのは、世田谷区としてどういう住宅政策を進めるかという自治体としての主体的な判断です。
25 平方メートルという基準は、単なる数値ではありません。
居住の質を確保し、健康で文化的な生活を支えるための最低限の理念を具体化したものです。
今必要なのは住宅が高すぎるから、狭い住宅でも生活した方がないという発想ではなく、誰もが安心して住み続けられることのできる住宅を区民に提供する支援を強化することです。
住まいは人権を掲げている住宅料理の趣旨を生かすことが必要です。
最低住戸専用面積の確保努力義務へと後退させるべきではありません。
見解を伺います。
最後にシルバーパスへの独自助成について伺います。
東京都シルバーパスは 70 歳以上の都民が、都営交通機関や都内の対象民営バスを都内で制限なく利用することができる。
高齢者の移動権を支え、社会参加を促進するとともに、健康寿命の延伸や介護予防孤立防止に資する重要な制度です。
高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるための基盤となる施策として、その利用促進を図ることが求められています。
シルバーパスの購入費は所得によって異なり、住民税非課税または合計所得金額 135 万円以下の方は、1000 円ですが、住民税課税で、合計所得金額 135 万円を超える方は 1 万 2000 円と物価高騰のもとで 12 倍の負担格差が生じ、購入をためらう方がいます。
東京 23 区を見ますと、七つの区が、シルバーパスの購入費を区独自に助成しています。
港区、墨田区、豊島区、荒川区、葛飾区、江戸川区は 1 万 1000 円で、実質負担が 1000 円となっています。
江東区は 1 万円の助成で実質負担は 2 万円です。
2025 年 10 月から都内で初めて一律 1000 円にする助成制度を始めた。
荒川区のアンケートでは、助成制度は、購入のきっかけになった方が約 95%、利用によって生活の充実感が向上した方が約 9 割に上っています。
我が党は繰り返しシルバーパスへの区独自助成を求めてきました。
女性のために必要な予算は少なくとも 3 億円規模が想定されるとのことですが、世田谷区でも、高齢者福祉の増進のため、他自治体の先行事例を参考に京都シルバーパスを実質 1000 円で購入できる、区独自の助成制度を実施すべきと考えますが、見解を伺います。
東急世田谷線は、沿線住民の買い物や通院、地域活動などを支える重要な公共交通機関であ

り、バスと同じ仕組みの路面電車です。
しかし、シルバーパスは利用できません。
我が党はこれまでも高齢者の移動手段を保障し、外出機会を広げるためにも、世田谷線をシルバーパスの対象に加えるよう東京都へ働きかけることを求めてきました。
2023 年の決算特別委員会での質問を受け、翌 2024 年には、世田谷区と東京都の担当者による意見交換が行われましたが、いまだ世田谷線におけるシルバーパスの適用は実現していません。
この間の東京都との協議の進捗を伺います。
また、区は、世田谷線のシルバーパス適用を実現する上でどのような課題があると認識しているのか、さらに東京都や東急電鉄への働きかけを強めるべきと考えます。
また、世田谷版シルバーパスの検討を行うことを求めます。
見解を伺います以上で壇上からの質問を終わります。
大和保健福祉政策部長私からは、生活保護について 5 点ご答弁いたします。
最初に、生活保護費減額処分の取り消しに伴う通過追加給付の周知についてです。
追加給付の周知につきましては厚生労働省配布のポスターやチラシの配布はいか、区ホームページへの掲載に加え、区のお知らせ 10 月 15 日号にも掲載しております。
さらに、本年 12 月にはデジタルサイネージを活用した案内を実施する予定です。
区といたしましては該当する方に情報がしっかり届けられるよう、議員ご提案の手法も含め、様々な媒体を通じて周知に努めてまいります。
次に同様に、国の周知も要望するようにというご質問です。
区といたしましてもご指摘の通り、対象となる方が、追加給付を受けられないことのないよう、十分な周知広報を図ることは極めて重要であると認識しております。
世田谷区を含む特別区福祉事務所長会では、廃止世帯に対する広報周知の充実についての要望を取りまとめ、東京都を通じて国に伝えるよう取り組んでおります。
区といたしましても、区民への周知の充実に取り組むとともに、国に対しても対象となる方が申請機会を逃すことのないよう、積極的な周知を求めてまいります。
次に、フードバンクの利用についてです。
生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであると認識しております。
一方で、物価高騰や家計管理上の課題など様々な要因から食料に不安を抱え、フードバンク等の支援を利用される方がおられることも承知しております。
フードバンクの利用が直ちに保護費だけでは生活できないことを示すものではありませんが、物価高、生活困窮が深刻な状況を示しており、食料支援を必要と感じる方が存在することについては真摯に受け止め、生活状況の丁寧な把握と必要な支援に努めてまいります。
次に、生活保護費の引き上げの要望についてです。
生活保護基準につきましては厚生労働省において基準額の検証が行われておりますが、コ

ロナ禍やエネルギー食料品価格の高騰等の影響を踏まえ、本来予定されていた見直しによる基準額の引き下げを行わず、令和 7 年度および令和 8 年度は現行水準を維持する措置が報じられているところです。
また、国においては現在、物価動向や低所得世帯の消費実態等を踏まえた今後の生活保護基準のあり方について検討が進められております。
区といたしましては、生活保護基準について、物価上昇等の状況を十分踏まえた適切な判断が行われるよう、特別区長会や東京都を通じて国に意見を伝えております。
最後に年末年始を前に、毎日た取り組みについてです。
区では、年末年始の閉庁期間中も、生活に困窮される方が必要な支援に繋がるよう、閉庁前の早めのご相談を促す周知に取り組んでおります。
具体的には、区広報掲示板へのポスター掲示を始め、安心健やかセンターや図書館等でのチラシはいか。
区ホームページへのご案内を行っております。
また、エフエム世田谷による放送食う公式 X での発信、デジタルサイネージによる周知など多様な媒体を活用し、生活相談窓口をお知らせしてまいります。
年末年始を安心して迎えていただけるよう、ためらわずに相談していただける環境作りと、周知の充実に取り組んでまいります。
私からは以上です。
佐藤都市整備政策部長私からは世田谷区住宅条例の最低住戸専用面積の確保努力義務へと後退させるべきではないということについてご答弁いたします。
区では現在国の住生活基本計画における最低中最低居住面積水準が撤廃されたことを受け、国の規定を引用し確保義務付けている住宅条例の単身者用住戸専用面積の規定のあり方に関し、住宅委員会にて検討を進めております。
国は撤廃の理由として、社会経済構造の変化やニーズの多様化等を踏まえ、一律に居住面積水準を位置づける必要が薄れたことや、各自治体が地域の実情などに応じて個別に検討することが望ましいなどを挙げています。
区はこれまで、単身 40 個専用面積について、住宅条例に掲げる他、建築前の区への届け出や協議が規定された世田谷区建築物の建築に係る中環境の整備に関する条例や地区計画などにより実際の誘導を図ってまいりました。
住宅委員会では良質な住宅ストックの確保という理念を継承しつつ、単身世帯の増加や家賃の高騰など、昨今の住生活を取り巻く環境の変化を踏まえ、多様な居住ニーズとの両立が重要であるといった議論がなされています。
今後は、本年 12 月に住宅委員会から答申を受け、それを踏まえて住宅条例改正案を取りまとめてまいります。
改正後におきましても、住宅供給の状況や居住実態について継続的な把握に努め、区民の居住の安定と住環境の維持向上に取り組んでまいります。

以上でございます。
川島高齢福祉部長、私からはシルバーパスについてご答弁いたします。
初めに、シルバーパスへの区の独自助成についてです。
シルバー＋事業は議員お話しの通り、高齢者の社会参加を促し、福祉の向上を図ることを目的として東京都が実施している事業です。
外出機会の創出や孤立防止、さらには健康増進や介護予防といった効果も期待されており、区としても同様の効果を目指す取り組みとして、せたがやデジタルポイントラリー事業を積極的に推進しているところです。
一方で、シルバーパスに対する独自の費用補助を行う場合、交付事務を始めとした全ての経費を区の一般財源で賄う必要があります。
継続して実施するためには、高齢者人口の増加に伴い増大する経費を毎年経常的に予算化しなければならず、区独自の補助制度を設けることは難しいと考えております。
続きまして世田谷線をシルバーパスの対象に加えることについての東京都との協議の進捗等について、併せてご答弁いたします東京世田谷線の利用対象への拡大につきましては、地域の各種団体からもご要望をいただいているところです。
これまでも東京都が実施する自治体向け調査などの機会を捉え、区の要望として区へ伝えているところです。
シルバーパス事業は、都民全体を対象とした東京都の事業であり、各区の一般財源を活用することにより、自治体間格差が生じてしまうことが課題です。
制度の対象や補助率に関しましては、当事業として制度化制度拡充することが必要と考えております。
技術的にも検討が必要なことから、区独自の補助制度は難しいと考えておりますが、引き続き様々な働きかけの手法を比較しつつ、東京都に対して要望してまいります。
以上でございます。
川上晃一議員シルバーパスの再質問です東急東京世田谷線のシルバーパスの適用について区の要望として伝えているとお答えありました具体的にどのような形で要望しているのか伺います。
川島小鳥副支部長はいさい質問にお答えいたします東京都への要望についてですが、毎年、東京都により、シルバーパス事業に関する調査が行われております。
その状況調査回答の際に利用可能な交通機関について、世田谷線を追加して欲しい旨をお伝えしております。
その他、自己負担につきましても意見をお伝えしているところです。
以上でございます。
川上晃一議員お伝えしていますということなんですけれどもこの間東京都から高齢区に対しての返事がやっぱないと私聞いてるんですそうすると、やはりこれがしっかり世田谷区として意識が東京都に向いて行っていないということにならざるを得ないのでちゃんとそ

こはこの問題に対してしっかり文書で回答を求めるとかそういった形でしっかりあの要望を強めていただきたいと言いまして質問を終わります。
以上で川上晃一議員の質問は終わりました。
うん次に、45 番大場正明議員議長、45 番大庭正明議員本日最後の質問です。
地元千歳から清明駅前の都市計画、計画都市計画について伺います。
私はこの市街地再開発に繋がる。
今回の都市計画変更を現段階で決定すべきではないと考えています。
まず確認します。
駅前広場 2014 年に事業認可され、9 月エビを進めている世田谷区の公共事業です。
一方南側の再開発はまだ決まった事業ではありません。
今回の都市計画変更で、容積率 700%高さ 140m を上限とし、住宅約 600 個を想定した計画を可能にしようとしています前回の決算委員会で、区は再開発の検討当初、駅前広場は含まれておらず、南側地区だけで検討していたことを認めています。
その後、駅前広場を含めた一体的なまち作りを検討するようになり、駅前広場を再開発区域に含める考え方へと変わりました。
そのため、今回の都市計画変更では、駅前広場の地権者か。
土地を区に売却するだけではなく、再開発ビルの床を受け取る権利変換も選べるようにしようとしているのです。
つまり二つは、制度上は別々の事業です。
しかし今回、駅前広場を再開発区域に含め一体的に進めようとしているわけです。
その上で重要なのは、駅前広場そのものは、再開発ビルが建つ建築敷地にはならないということであります。
区は駅前広場の地権者についても、再開発ビルに移転し、権利変換によって営業や居住を続けられることを生活再建の選択肢として説明しています。
さきの我が会派の代表質問でも、区は、再開発との連携について、地権者の生活再建の選択肢の一つであり、駅前広場事業の推進に繋がると答弁しました。
そこで伺います。
本来は道路事業によって土地を取得される駅前広場の地権者に再開発の参加と権利変換という新たな選択肢を設けようとしている。
これは通常の道路事業にはなかった選択肢です。
区はこれを何のために必要だと考えているのですか。
用地取得のためなのか、生活再建のためなのか、それとも再開発事業を成立させるためなのか明確にしてください。
また早い段階で公共事業に協力して土地を売却した地権者の方には、この選択肢はありませんでした。
さきの代表質問で、久場正直や進捗によって条件が変わることは避けられないと答えまし

た。
しかし、代替地の条件が変わることと、道路事業にはなかった権利変換という選択肢を途中から設けることは同じなのでしょうか。
この取り扱いの違いを、なぜ公平だといえるのか伺いたいと思います。
次に、700％の根拠です。
久場都計審で駅前広場からの移転希望者が持つ土地を現在の容積率で換算すると、再開発敷地の約 200％分になると説明しています。
区はこのプラス約 200％を 700％の妥当性を説明する材料に内蔵の一つにしています。
一方前回の決算委員会では、2021 年、今から 5 年前の都市計画変更では、南側地区を、容積率 500％とし、共同化や再開発の可能性を持たせた計画だったと説明しています。
その時点では 200％の容積割増しまでは検討は進んでいなかったとも答弁しています。
つまり 2021 年時点では 500％でも共同化や再開発の可能性を見込んでいたわけです。
東京都の制度は、都市計画として最大 200％まで、容積率を終わりませる制度です。
200 万、200％全部お任せする義務があるわけではありません。
ではなぜ上限いっぱいの 700％とする必要があるのですか。
さらに先の決算質疑で、駅前広場の用地取得率は、本年 9 月末現在、約 38％まで進んでいることが確認されました。
区は今後も用地取得を続けるとしています。
駅前広場の買収が進めば、将来権利変換で再開発ビルの床を受け取る地権者は減るはずです。
そうであれば、生活再建に必要な床がおおむね 200％相当になるという 700％の妥当性についての説明も買収の進展によって変わるのではありませんか。
先ほどは権利変換を何のために設けるのかと伺いました。
買収が進み、必要な権利床が減っても 700％を維持すれば、その分売却できるか増える方向になります。
今伺っているのは買収が進んでも 700％を維持するのであれば、その 200％は生活再建のためなのか、再開発事業を成立させるためなのか、あるいは両方なのかということです。
次に 605 という規模と事業成立性について伺います前回の本会議で、区は、三井不動産レジデンシャル等は現在あくまで事業協力者であり、参加組合員になるかどうかは定まっていないとの答弁でした。
参加組合員の選定、事業計画、資金計画は今後具体化し、組合設立時に、東京都が審査するとしています。
本格的な事業成立の審査がその残骸で行われることは承知しています。
しかし、都市計画の段階で成立性をほとんど考えなくてよいということにはならないはずです。
現在建設費の高騰や人手不足、不動産市況の変化などを背景に、各地で再開発の延期中断計

画見直しが起きています。
そうした中で、参加組合員の見通しも事業計画や資金計画の内容も明らかでないまま住宅約 600 個を想定する再開発を可能にするために、容積率 700%高さ 140m を上限とする都市計画の枠組みを先に決めていいのでしょうか。
事業協力者であるデベロッパーから専門的な支援を受けている。
準備組合案を前提としなくても、700%140m を上限とする。
この規模の都市計画が、千歳烏山に本当に必要だと区自身の立場から説明できるのでしょうか。
元素行政として自律的な判断がなされたのか伺います。
次に駅前広場への影響です。
前回の決算委員会で区は駅前広場事業と市街地再開発事業は法制度上、それぞれ独立した事業であり、再開発の進捗に関わらず、道路事業を進めることは可能だと答えています。
その一方で駅前広場の地権者が将来、権利変換を選択した場合には、再開発事業の進捗が駅前広場の広場の工事工程に影響する可能性もみんな認めています。
では再開発と一体的に進めようとしなければ生じなかった遅延リスクをなぜ既に進めている駅前広場の公共事業に持ち込む持ち込む必要があるのでしょうか。
また駅前広場公共事業として先に整備し、南側地区は 500%の範囲、あるいは現在より小規模な再開発や共同化で進める考え方をなぜとらなかったのでしょうか。
防災性福岡歩行者空間、賑わいなどが向上するという説明は理解します。
しかしそれは容積率 700%、高さ約 140m を上限とし、住宅約 600 を想定する。
再開発を可能にする都市計画でなければ実現できないのでしょうか、お答えください。
その上で改めて問いたいのは、駅前広場の買収が進み、権利変換の対象となる、なり得る地域地権者が減っていく中で、それでもなぜ都市計画として 700%を認める必要があるのかということです。
私はここは今回の都市計画変更を考える上で最も重要な点だと考えます。
この点について十分な説明がないまま住宅約 600 個を想定する再開発を可能にするために高さ 140m を上限とする都市計画を決定することには、なお慎重であるべきだと考えます。
区としてこの疑問にどう答えるのか伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
どのスター、道路交通計画部長私からは千歳烏山駅前広場整備事業と市街地再開発事業に関する 3 点の質問につきまして、順次お答えいたします。
まず、駅前広場の地権者に再開発への参加と、権利変換という新たな選択肢を設けようとしているが何のために必要であると考えているのかについてでございます。
一般的に道路事業において必要となる用地を取得するに当たり権利者の方は、その土地で生活を営み、また事業を行っていることから区からの保障内容をご理解いただき、その先の生活再建の見通しを考え、ご判断いただくことに異なります。

そのため区は、用地取得交渉においては金銭補償原則としながらも大体 1 のご案内や再建プランなどを権利者にご提案しながら、生活再建策をともに考え、事業協力へのご検討をいただいております。
千歳烏山における道路事業においては、生活再建のために駅近傍での代替地取得のご要望を権利者の方からいただくものの、ご提示できる代替地が限られていることから、現時点ではそのご要望に十分応えられていない状況にあります。
このため、再開発ビルへの権利変換という選択肢が加わることで、生活再建の選択肢が広がり、結果として、道路事業の推進に繋がるものと考えております。
次に大体 1 の条件が変わることと、道路事業にはなかった権利変換という制度上の選択肢を途中から設けることは同じことなのか。
とりあえず取り扱いの違う公平と言えるのかとの質問にお答えいたします。
令和 2 年 12 月のまちづくり準備会設立以降、駅前広場を含む区域として、市街地再開発事業の検討が進められてきたことを受け区は駅前広場に土地を所有する権利者の方々に対しまして道路事業所管とまちづくり所管とが連携し、個別ヒアリングを実施しております。
その際、権利者の方々には、再開発等のまち作りの動きや道路事業等の状況について改めてご説明しながら生活再建に当たって、金銭補償による移転を原則と原則とする道路事業にご協力いただけるか。
または再開発事業による現地での生活再建を選択肢の一つとして進めていくお気持ちがあるかなどを個別にお聞きしてまいりました。
このヒアリングなどをもとに道路事業所管では、まずは道路事業でのご協力意向を示されている権利者の方々と用地交渉を進めこの間権利者の方々に生活再建等をご検討いただき、ご理解をいただけた方とは、ご契約し、用地を取得しております。
また、道路代替地については、その有無の他場所や形状、広さ、用途地域等、その取得時期により、提案内容が変わることは避けられず今回駅前広場を再開発事業区域に含めることも、土地を床に変換する形となりますが、新たな道路代替地の取得による提案と同様、生活再建を可能とする手法の一つと考えており、公平性の観点からも取り、取り扱いは適正であると考えております。
最後に再開発と一体的に進めなければ生じなかった遅延リスクをなぜ既に進めている公共事業に持ち込むか、持ち込む必要があるかについてでございます。
多くの権利者が駅近傍での代替地の取得や生活再建を希望される中で区が提示できる代替地が不足し、要望にお応えすることが困難な状況の中で選択肢の一つとして、再開発の権利証を取得できることは、権利者の生活再建を考える上で非常に有効だと考えております。
ご指摘の遅延リスクと同様、生活再建の選択肢不足により、今後、用地交渉が難航するリスクも同時に想定しておく必要があり、区といたしましては、再開発事業と併せて行うことで、道路事業の推進に繋がるものと考えております。
私から以上でございます。

堂園から須山総合所長私からは千歳烏山の都市計画について 4 点お答えします。
最初に容積率 700%は生活再建か、それとも事業成立かについてお答えします。
本地区は、区の上位計画において、商業、業務、交流機能を備えた主要な地域生活拠点に位置づけており、再開発準備組合では、東京都の高度利用地区の指定基準を踏まえ、都市機能の確保や権利者の生活再建、事業成立性の観点から、容積率 700%を活用する案が昨年 4 月に区へ提出されました。
区においても、地域の拠点における公共貢献の観点から、建蔽率の低減、壁面後退による歩行者空間や広場の確保を基準とする高度利用地区を活用した容積率 700%について確認して参りました。
次に、7、容積率 700%高さ上限 140m、住宅約 600 戸とする計画規模を可能にする都市計画が千歳烏山に必要と空自身の立場から説明できるかについてお答えします。
都市計画は地区の将来像を実現するために、容積率や高さの最高限度、公共施設の配置などを基本に、基本的な枠組みとして定めていくものでございます。
お話の高さ 140m は高さの最高限度であり、再開発準備組合では、低層部の商業部分を、周辺商店街の高さと調和させるとともに、住宅部分を細長くすることで、日英や風環境圧迫感の軽減を図る考えとしてございます。
区においても、駅前の拠点形成や歩行者空間、広場の確保、周辺環境へ、周辺環境への影響などの観点から、容積率 700%および拓也高さ 140m としてございます。
住宅戸数につきましては、現時点で再開発準備組合から示された概数であり、今後の基本設計や事業計画の具体化に伴い戸数が明確になるものと考えてございます。
次に、防災性歩行者空間、賑わいの向上は理解するものの、容積率 500%の範囲、現在より小規模な再開発や共同化で進める他のまち作りの手法を検討しなかったのかについてお答えします。
本地区で予定する組合施行の第一種市街地再開発事業は権利者が主体となってまち作りの検討を進めるものであり、区は準備組合から提出された計画案について、上位計画やまち作り方針との整合性などを確認し、都市計画決定に向けた手続きを進める立場にございます。
駅前広場南側地区では、京王線の連続立体交差事業等を契機として、主要な地域生活拠点にふさわしい魅力的な賑わいの創出や地域課題の解決に向け、長年にわたり、まち作りの検討が進められてきました。
平成 26 年にまち作りの検討が開始された当初、まち作りの手法について、権利者の皆様に対して区でアンケートやヒアリングを実施して、4 案をお示ししています。
一つ目が、誰も計画を立てないや二つ目が、一部共同化による三つ目が、屠畜さ、土地区画整理事業による案四つ目が、一体的な市街地再開発事業による案でございます。
この中で一体的な市街地再開発事業が最も興味のある手法として選ばれたことから、権利者を中心に検討が積み重ねてきました。
こうした検討の積み重ねを得て、令和 7 年 4 月に再開発準備組合より、準備組合案として

提出され、区では、駅前の拠点形成や歩行者空間の確保、周辺環境への影響などを総合的に確認してございます。
最後に、駅前広場の用地取得が進み、権利変換の対象となる。
地権者が減少する中で、住宅約 600 戸、高さ上限 140m、容積率 700%都市計画として見つめ認める必要性についてお答えします。
千歳烏山駅前広場南側地区では、駅前広場事業により、京王線南側の商店街通りの約 4 分の 1 が駅前広場の区域となり、商店街の連続性や賑わいへの影響が懸念されます。
このため、南側地区に商業サービス機能を確保し、駅前の賑わいを維持継承する必要がございます。
再開発準備組合では、権利者の生活再建に必要な床の確保に加え、主要な地域生活拠点にふさわしい都市機能や歩行者空間、広場などの公共的空間の確保を総合的に考慮し、容積率 700%を検討してきました。
区としても東京都の高度利用地区の指定基準を踏まえ、駅前の拠点形成や周辺環境への影響などを総合的に考慮し、容積率 700%を都市計画の上限としております。
建築物の高さについては、現在敷地面積2000平方メートル以上では、高さ制限がないため、市街地再開発事業を都市計画に定める際は、適切な上限を設ける必要があります。
その上で高度利用地区による広場等の確保に伴う建築面積の制約、日英や圧迫感など周辺環境への配慮、容積率 700%の活用を総合的に考慮し、高さ 140m の都市計画の上限としております。
また住宅約 600 戸は現時点での概数であり、今後権利者の意向や事業費などを踏まえて、事業計画が具体化されることから、区として進捗に応じて計画内容や事業成立性について確認してまいります。
以上でございます。
大場正明議員最もらしいことを最もなことを今いろいろごちゃ混ぜにしていってますけれども、私が聞きたいのは、駅前広場の地権者に対して、権利変換を追うするために 200%増やしましたと説明してるんですよ。
その中で今、駅前広場がどんどんどんどん買収が進んでるわけですよ。
38%まで、今年の 4 月までは 30%だったんです。
9 月末で 8 ポイント上がって 38%になった。
平均で見てみると大体二、三%ずつ進んでるんですよ。
この 700%を決めたときに、権利変換する人たちっていうのおかずはまだ多かったはずなんですよそれが時間とともに、権利変換する必要する人たちが減ってるわけですから、700%はそのときから減ってるはずなんですよ。
必要ないはずなんですよ。
だからそこのところの計算を具体的にあるんだったら最初から容積率 700%が妥当だと判断したっていうんであれば、その織り込んだ、必要な権利床をどの程度と見込んでいたのか

言ってくださいよ。
どの程度で見込んだから 700%になるんだということを答えてください。
答えられるはずです。
ヒアリングとか何かしたわけですから堂園から瀬山総合所長再質問にお答えします権利床のその具体的な数値というところでございますけれども前回の都市計画審議会も含めてですね現在残っている未買収地のところでおよそ床の面積を 200%分の相当部分だろうというところで 200%の割り増し分で考えているというのが一つの話としてはございました。
一方でございますけれども、この 200%活用するという案は、容積率 500%した場合でございます壁面後退や広場上空地を検証した場合の影響についても確認しており現在の計画案と比較して公共的空間の整備による地域への貢献が小さくなることも確認してございます。
区といたしましては駅前の拠点形成や都市機能の充実、周辺環境への影響などを総合的に考慮し、容積率 700%の都市計画の上限とする現在の計画案として断ります。
以上でございます。
大庭正明議員今度は当時と今違うんでしょと減ってるんですよ。
なのに 700%つまりプラス 200%を維持するというのはどういうことですかっていうことを聞いてるんです。
どうぞ、唐沢総合支所長先ほど答弁を同じになりますけれども、見込んだ当時という。
これ 200%の割増の考え方については今の現状の床の話もございますけれども、地域への公共貢献の度合いも高くなるというところの考え方でございます。
以上でございます。
以上で大場正明議員の質問は終わりました。
これで本日の一般質問は終了いたします。
ここで、日程の追加についてお諮りいたします。
お手元の追加日程第 1 から第 8 に至る 8 件を本日の日程に追加し、ここで議題とすることにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって本 8 件は本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。
これより、追加日程第 1 から第 8 に至る 8 件を一括上程いたします。
追加日程第 1 議案第 108 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 2 議案第 109 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 3 議案第 110 号、一般職の任期付任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 4 議案第 111 号会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 5 議案第 112 号世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 6 議案第 113 号世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 7 議案第 114 号世田谷区教育委員会教育長の給

与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第 8 議案第 115 号世田谷区議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例本 8 件に関し、提案理由の説明を求めます。
中村副区長ただいま上程になりました議案第 108 号より議案第 115 号に至る 8 件につきましてご説明申し上げます。
まず議案第 108 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案第 109 号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案第 110 号、一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例議案第 111 号会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 4 件につきましてご説明いたします。
本 4 件はいずれも職員の給与を改定するとともに規定の整備を図る必要が生じましたので、ご提案申し上げた次第でございます。
次に議案第 112 号世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する上で、議案第 113 号世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例議案第 114 号世田谷区教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例議案第 115 号世田谷区議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 4 件につきましてご説明いたします。
本 4 件はいずれも特別職の給料の額および期末手当並びに区議会議員の議員報酬の額および期末手当を改定する必要が生じましたので、ご提案申し上げた次第でございます。
以上議案第 108 号より議案第 115 号に至る 8 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
以上で提案理由の説明は終わりました。
なお本 8 件中、議案第 108 号から第 111 号までの 4 件については地方公務員法第 5 条第 2 項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。
お手元の資料の通りであります。
本 8 件の企画総務委員会に付託いたします。
以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
なお、妙 27 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。
本日はこれにて散会いたします。